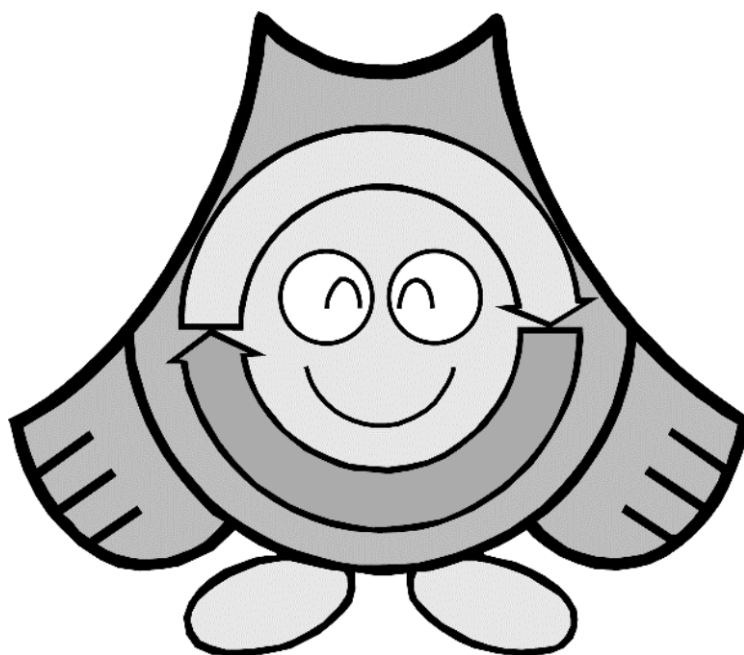


清掃事業概要

(令和4年度版)



松戸市環境部

目 次

I . 総 説

1. 松戸市の概要	1
(1) 松戸市の位置	1
(2) 地 勢	1
(3) 沿 革	1
(4) 人口の推移	2
2. 松戸市史及び清掃事業の変遷	3

II . 機 構

1. 組 織	1 1
2. 環境部職員配置状況	1 2
3. 部・課の経緯	1 3
4. 各課・センターの業務	1 8

III . 予 算 ・ 決 算

1. 一般会計当初予算	2 0
2. 一般会計当初予算額（清掃費の内訳）	2 1
3. 歳入決算額	2 2
4. 歳出決算額	2 3
5. 手数料収入実績及び経年推移	2 4

IV . ご み 処 理

1. 概 要	2 5
2. ごみ処理基本計画	2 6
3. ごみ処理の現状	2 7
(1) ごみの分別区分	2 7
(2) 計画目標値の取り組み状況	2 8
4. ごみ収集の現状	2 9
(1) 家庭系ごみの収集体制	3 0
(2) 事業系ごみの収集体制	3 2
(3) その他のごみの収集体制	3 2
5. ごみ収集・搬入量総括表	3 3
(1) 搬入形態別ごみ量	3 3
(2) 種類別・排出源別ごみ量データ	3 5
(3) 種類別月別収集量	3 7
6. ごみ収集・搬入量	3 9
(1) 総ごみ量	3 9

(2) 家庭系ごみ	4 0
(3) 事業系ごみ	4 0
(4) その他のごみ	4 1
7. ごみ収集・搬入量経年変化	4 1
(1) 総ごみ量	4 2
(2) 家庭系ごみ収集・搬入量推移	4 3
(3) 事業系ごみ収集・搬入量推移	4 3
(4) その他のごみ収集・搬入量推移	4 4
8. ごみ処理量	4 5
(1) 処理施設別搬入・搬出量	4 5
(2) 埋立物発生量	4 6
(3) 埋立量	4 6
(4) 焼却灰一時保管量	4 6
(5) 年度別焼却量	4 7
(6) 市外搬出種類別総括表	4 7
(7) 年度別焼却灰発生量	4 7
(8) 年度別最終処分量	4 8
9. ごみ処理フローシート	4 9
10. 資源化事業	5 1
(1) 資源ごみ収集	5 1
(2) 容器包装廃棄物の資源化	5 3
(3) 小型家電廃棄物等の資源化	5 3
(4) 羽毛布団の資源化	5 4
(5) リサイクル活動支援事業	5 4
(6) その他の資源化事業	5 5
(7) 年度別資源化量	5 6
(8) リサイクル率	5 6
11. 原単位	5 7
(1) 市民一人一日当たりの排出量（排出原単位）	5 7
(2) 一日当たりの収集・搬入量	5 8
12. ごみ処理コスト	5 9
(1) 処理経費	5 9
(2) ごみ処理経費の算出	6 0
(3) 経費別ごみ処理コスト	6 1
(4) 処分経費・処分形態別内訳	6 1
(5) 年度別経費の推移	6 2
(6) ごみ処理単価	6 4

V. ごみ減量促進事業

1. ごみ減量促進事業の概要	6 5
2. ごみ減量・資源化促進啓発事業	6 5
(1) 家庭系ごみの減量・資源化促進	6 5
(2) 事業系ごみの減量・資源化促進	6 8

VI. 生活排水処理

1. 概要	7 0
2. 生活排水処理基本計画	7 0
3. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理の現状	7 1
(1) 収集運搬	7 1
(2) 処理施設	7 1
(3) 今後の問題点	7 1
4. 収 集	7 2
(1) 生活排水処理形態別人口	7 2
(2) し尿収集	7 2
(3) 浄化槽汚泥	7 2
(4) し尿収集委託料	7 2
(5) し尿収集運搬と減車対策の状況	7 3
(6) し尿・浄化槽利用世帯及び利用人口	7 3
(7) 年度別収集実績	7 4
5. し尿・浄化槽汚泥収集搬入量総括表	7 5
(1) 月別・種類別搬入量	7 5
(2) 月別処理量	7 5
(3) 月別・種類別汚泥搬出量	7 5
6. し尿処理	7 6
(1) 年度別実績	7 6
(2) 処理に伴うし渣・脱水汚泥等発生量	7 7
7. し尿・浄化槽汚泥フローシート	7 8
8. 経費	7 9
(1) 年度別総経費	7 9
(2) 単位当り経費	8 0

VII. 処理施設等

1. 処理施設等の設置状況	8 1
2. 処理施設	8 2
(1) 焼却処理施設	8 2
和名ヶ谷クリーンセンター	8 2
クリーンセンター（廃止）	8 7
(2) 資源選別処理施設	9 1

リサイクルセンター	9 1
資源リサイクルセンター（休止）	9 3
（３）粗大ごみ圧縮処理施設	9 5
日暮クリーンセンター	9 5
（４）最終処分場	9 8
日暮最終処分場	9 8
（５）し尿処理施設	1 0 0
東部クリーンセンター	1 0 0
3. 収集施設	1 0 5
（１）ごみ中継施設	1 0 5

VIII. 参考資料

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	1 0 7
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	1 1 7
松戸市廃棄物処理要領	1 2 4
一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱	1 2 7
松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	
に掲げる許可基準等の詳細を定める要領	1 3 4
浄化槽清掃業の許可及び業務指導要綱	1 3 9
松戸市し尿処理手数料滞納整理事務要綱	1 4 1
松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例	1 4 2
公衆便所の概要	1 4 3
松戸市家庭ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	1 4 4
松戸市家庭ごみ訪問収集事業実施要綱	1 4 7
松戸市粗大ごみ処理手数料還付要綱	1 5 0
松戸市リサイクル活動奨励金交付規則	1 5 2
生ごみ処理容器等補助金交付規則	1 5 6
松戸市廃棄物減量等推進員要綱	1 5 8
松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱	1 6 0
一般廃棄物処理計画	1 6 3
ごみ収集委託業者名	1 8 6
し尿収集委託業者名	1 8 6
一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者名簿	1 8 7
一般廃棄物処理業（処分業）許可業者名簿	1 8 8
浄化槽清掃業許可業者名簿	1 8 8

【 M e m o 】

I 総 説

1. 松戸市の概要

(1) 松戸市の位置

本市は都心から20km圏に位置し、さらに千葉県東葛地域（北西部）の一翼に位置しています。

西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市、流山市と隣接しています。

市域面積は61.38km²で、東西11.4km、南北11.5kmと、ひし形状の広がりとなっています。

(2) 地 勢

本市は、JR常磐線から県道市川－松戸線を結ぶ線で低地と台地が分割されました。東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入り込んでいます。その表面は関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層となっています。また、西側は江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。

台地と低地の高低差は25m内外であり、その境は急斜面となっている部分が多く、台地の崖下などには多数の湧水が見られます。

(3) 沿 革

本市の黎明は原始時代にさかのぼり、市内諸所の丘陵には多数の縄文時代の貝塚が分布し、竪穴住居址も多く発見されています。

江戸時代に入ると、本市の大部分は天領・旗本領となり、松戸・小金町は水戸街道の宿場町として、松戸河岸は江戸川水運の要衝として賑わいました。

明治維新をむかえ、明治6年、印旛県の廃止に伴い千葉県の所管となり、東葛飾郡役所も旧松戸町に設置され（大正12年廃止）、これを契機に諸官署が次々と設置され、東葛飾地域の政治的中心地としての機能を発揮するようになっていました。

さらに昭和8年に明村を、同13年に八柱村を合併し、同18年4月1日に馬橋村・高木村を合併して、待望の市制を施行するに至りました。その後、昭和29年に小金町、同31年に沼南村の一部を編入し、現在の市域が確立されました。

昭和30年代になると新京成電鉄（松戸－津田沼）が開通し、常盤平団地の入居開始等を契機に爆発的な人口増加の兆しが現れ、都心への通勤時間が40分程度という地理的条件も相まって、以降毎年1万人以上の増加を記録しました。

その後、人口は自然増加が漸減の傾向を示し、社会増加は、平成11年より増減を繰り返して微増しています。

(4) 人口の推移

本市が市制を施行した昭和18年の人口は約4万人でしたが、昭和35年以降は爆発的な増加を記録し、昭和54年までは毎年1万人以上の増加がみられました。

昭和55年以降は微増の傾向で推移し、平成元年に45万人を超え、その後、増加と減少を繰り返しつつ、令和3年10月1日現在では497,065人となっており、千葉県内で3番目に人口が多い自治体となっています。

人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在の常住人口）

年度	世 帯 数	人 口			備 考
		総 数	男	女	
S35	19,656	86,372	43,420	42,952	第9回国勢調査
S40	41,913	160,001	82,001	78,000	第10回国勢調査
S45	70,829	253,591	130,021	123,570	第11回国勢調査
S50	102,830	344,558	175,911	168,647	第12回国勢調査
S55	128,974	400,863	202,799	198,064	第13回国勢調査
S60	139,855	427,473	215,909	211,564	第14回国勢調査
H2	160,724	456,210	232,043	224,167	第15回国勢調査
H7	172,119	461,503	234,154	227,349	第16回国勢調査
H12	182,703	464,841	234,552	230,289	第17回国勢調査
H17	192,962	472,579	237,562	235,017	第18回国勢調査
H22	212,111	485,640	243,893	241,747	第19回国勢調査
H23	210,505	483,770	240,011	243,759	
H24	210,266	480,579	238,253	242,326	
H25	211,141	480,227	237,802	242,425	
H26	213,200	481,346	238,282	243,064	
H27	215,627	483,480	240,928	242,552	第20回国勢調査
H28	219,302	486,045	241,989	244,056	
H29	222,455	488,187	242,838	245,349	
H30	226,018	490,632	243,641	246,991	
R1	229,395	492,671	244,404	248,267	
R2	231,195	498,232	247,210	251,022	第21回国勢調査
R3	233,105	497,065	246,332	250,733	

2. 松戸市史及び清掃事業の変遷

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
明治 2年	五香六実入植開始		
5年	松戸・小金郵便取扱所開設		
11年	東葛飾郡役所・松戸警察署設置		
22年	松戸町誕生（松戸村矢切村合併 人口約4,000人）		
29年	日本鉄道(株)海岸線（常磐線）田端―土浦開通 松戸駅開設		
31年	常磐線全線開通 馬橋駅開設		
42年	県立園芸専門学校設立（千葉大学園芸学部）		
44年	北小金駅開設		
大正 5年	流山鉄道開通		
8年	松戸実科高等女学校（県立松戸高校）設立		
9年	国道6号線道路認定		
12年	東武鉄道 船橋―野田開通 六実駅開設		
昭和 2年	葛飾橋（鉄橋）架設		
8年	明村と合併（15,669人）		
10年	都営八柱霊園開設		
11年	常磐線上野―松戸駅間電化		
13年	八柱村と合併（21,506人）		
14年	千葉県松戸保健所設立		
17年	国立療養所松戸病院設置		
18年	松戸町、高木村、馬橋村合併、市制施行（40,433人）		
24年	千葉農業専門学校が千葉大学園芸学部となる		
25年	馬橋万満寺の木造金剛力士像が国重要文化財に指定 松戸市報（広報）発刊 市立病院開院	松戸市汚物掃除規定を制定	
27年	松戸駅東口を開設 北松戸駅、競輪開催日駐車場の仮駅として開設		
29年	小金町と合併（66,051人）		
30年	新京成電鉄松戸―津田沼間開通 松戸市都市計画決定	清 掃 法 制 定 施 行 松戸市清掃条例及び同施行規則制定施行 松戸市汚物掃除規定廃止 特別清掃地域指定 （26地区） ごみ収集有料化 （石油箱1杯 5円） 回数券をたばこ屋等で販売した	し尿収集開始 （し尿汲取手数料 1樽 15円）
31年	沼南村高柳地区編入（70,503人）		

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
昭和 32年	電話自動化使用開始 日本住宅公団常盤平団地造成開始		し尿汲取三輪車を購入 一部直営による 収集開始 (し尿汲み取り 三輪車 1台購入)
33年	北松戸駅常設駅に格上		
34年	市庁舎が現在地へ移転し、 旧庁舎を公民館として使用		
35年	稔台・北松戸に工業団地造成 日本住宅公団常盤平団地入居開始		金ヶ作下水処理場操業
36年	串崎新田に市営火葬場完成 国道6号線松戸バイパス完成	ごみ収集手数料の廃止 清掃工場（六和）建設用地買収	農協に収集一部委託
37年	市営小金水道給水開始 松飛台工業団地造成 安全都市宣言	清掃工場（六和）完成 （固定炉）	
38年	松戸市5ヶ年計画作成 市制施行20周年	塵芥収集容器設置補助金 交付規則制定	一般収集は委託 農協に代え 丸協清掃事業共同組合 に委託
39年	市民会館完成		
40年	県立小金高校が開校		金ヶ作下水処理場に し尿投入施設完成
41年	市の人口17万人を超える 千葉県柏保健所が新設され、 千葉県松戸保健所の管轄は 松戸市1市となる	市内全域が特別清掃地域に 指定される 委託収集開始 清掃工場（六和）増設 （機械炉）	
42年	国保市立病院上本郷へ移転 （総合病院となる）	松戸市清掃条例の全面改正	
43年	総合卸売市場開設 市の人口20万人を超える		金ヶ作下水処理場に 常盤平し尿処理施設を 併設し、常盤平衛生 処理場として操業開始
44年	すぐやる課設置 市営青果市場八ヶ崎に開設	紙袋によるごみ収集開始 （粗大・不燃・台所ごみに 分別）	市有施設の委託収集 （全面委託実施）
45年	市庁舎新館完成	清 掃 法 全 部 廃 止 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 全面委託実施 ごみ収集週3回に （不燃物収集開始）	
46年	日本住宅公団小金原団地完成 常磐線複々線化完成 （千代田線相互乗入） ボックスヒル市（現・ホワイト トホース市）と姉妹都市提携	清掃工場（六和）に塵芥粉碎 機設置	

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
昭和 47年	常盤平市民センター完成 未熟児センター設置	松戸市清掃条例及び施行規則全部改正 松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則制定施行 清掃工場（六和）に流動焼却炉を設置	
48年	武蔵野線開通 新松戸駅開設 国民体育大会開催 （自転車・テニス）		し尿海洋投入開始
49年	第1次総合5ヶ年計画 図書館本館が移転 名誉市民制定	段ボールの資源化開始	第1中継所設置
50年	日本住宅公団牧の原団地・ 梨香台団地完成 市立松戸高校開校	不燃物収集業務を増強 （4社委託とする）	
51年	総合福祉会館完成 青少年会館開館 松戸運動公園完成	清掃工場（六和）に連続燃焼式機械炉完成 五香地区婦人会リサイクル活動開始	
52年	松戸市長期構想策定		第1中継所廃止 第2・第3・第4中継所設置 宮前公衆便所完成
53年	武蔵野線（新松戸以東開通） 新八柱駅開設	4分別収集開始 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・資源ごみ ・粗大ごみ 清掃工場（六和）の旧炉に電気集塵機設置	
54年	第2次総合5ヶ年計画	資源ごみ協同組合に委託 選別センター設置	
55年	上葛飾橋（松戸三郷有料橋） 開通 婦人会館・勤労会館完成 市の人口40万人を超える	第2清掃工場竣工 （クリーンセンターに改称） 公衆屑簗委託収集開始	
56年	市民劇場オープン 新松戸支所開所	資源リサイクルセンター竣工 粗大ごみ委託収集開始	東部クリーンセンター竣工 第4中継所廃止 常盤平衛生処理場 し尿処理施設廃止
57年	千葉北導水路（坂川放水路 等松戸排水機場完成）	六和クリーンセンターに圧縮梱包機設置	北松戸公衆便所完成

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
昭和 58年	市制施行40周年 東部支所開所		
59年	第3次総合5ヶ年計画	5分別収集開始 ・ 燃やせるごみ ・ 燃やせないごみ ・ 資源ごみ ・ 粗大ごみ ・ 有害ごみ	
60年	世界平和都市宣言 松戸東警察署設置 松戸駅西口地下駐車場完成		
61年	松戸駅西口デッキ完成		馬橋公衆便所完成
62年	日本の道百選に「常盤平さくら通り」が指定される 県立西部図書館完成		
63年	房総の魅力500選に「矢切の渡し」など13点が入選	日暮クリーンセンター竣工	
平成 元年	第4次総合5ヶ年計画 松戸駅市民ギャラリー完成 消防訓練センター完成		新松戸公衆便所完成
2年	(財)松戸市国際交流協会を設立	ごみを減らす課設置(ごみ減量キャンペーンを展開)	
3年	北総開発鉄道全線開通 戸定が丘歴史公園・戸定歴史館(戸定邸含む)オープン 松戸市女性行動計画策定	従来のリサイクル町会制度を廃止し、新たに集団回収方式を導入 (補助制度を発足) 和名ヶ谷クリーンセンターの建設に着手 ・ 議会承認 (平成3年11月) 紙パック拠点回収開始 (平成3年10月) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行	
4年	市役所完全土曜閉庁 公立学校週5日制スタート	日暮クリーンセンター内に燃料化システム導入	生活排水処理基本計画策定 (平成4年3月)
5年	市制施行50周年 松戸市民憲章制定 21世紀の森と広場・博物館・森のホール21完成 福祉医療センター東松戸病院開設 中央保健センターオープン	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例全部改正 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則全部改正 ごみ処理基本計画策定 (平成5年3月)	
6年	第5次総合5ヶ年計画 国分川分水路完成 松戸市行政リストラ市民会議が発足 「常盤平けやき通り」が新・日本街路樹100景に	新条例施行	第2中継所廃止

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
平成 7年	公文書公開制度スタート 中学校給食全校実施	和名ヶ谷クリーンセンター 竣工 (平成7年9月)	
8年	ホワイトホース市と姉妹 都市提携再調印	和名ヶ谷スポーツセンター 竣工 (平成8年3月) 松戸市事業系廃棄物対策総合 計画策定 (平成8年3月)	
9年	大谷口歴史公園開園 松戸市ホームページ開設	粗大ごみ有料化実施 (平成9年4月1日) 集団回収の対象品目にペット ボトルを追加 (平成9年4月1日)	
10年	松戸市総合計画スタート 武蔵野線東松戸駅開設 人権尊重都市宣言 松戸市環境計画策定 健康福祉会館完成 千葉県西部防災センター 完成	六和クリーンセンター休炉 (平成10年1月) ごみ処理基本計画策定 (平成10年3月)	第3中継所廃止 し尿海洋投入廃止
11年	市民会館改修オープン 松戸市民栄誉賞新設 松戸市都市計画マスター プラン策定		
12年	市の組織を一新し、 本部制を導入 介護保険制度スタート 松戸警察署移転	廃カセット缶・エアゾール缶 処理装置設置 (平成12年4月1日) 木製粗大ごみ再生事業として ミニリサイクルプラザを開設 (平成12年5月15日) 事業系ごみ全面有料化 (平成12年10月1日) 燃料化システム廃止 (平成13年3月)	汚泥焼却設備休止 汚泥等市内焼却施設 で焼却 (平成12年4月1日)
13年	ホワイトホース市との姉妹 都市提携30周年	8分別収集開始 (平成13年4月1日) ・燃やせるごみ ・陶磁器ガラスなどのごみ ・リサイクルする プラスチック ・その他のプラスチック などのごみ ・ペットボトル ・資源ごみ ・粗大ごみ ・有害などのごみ 家電4品目を家電リサイクル 法に基づきリサイクル (平成13年4月1日) 資源ごみのうち紙類を問屋に 直納 (平成13年4月1日)	脱水汚泥の 肥料化開始 (平成13年4月) 関宿町のし尿・浄化 槽汚泥受け入れ開始 (平成13年4月) 浄化槽汚泥処分 手数料有料化 (平成13年5月1日)

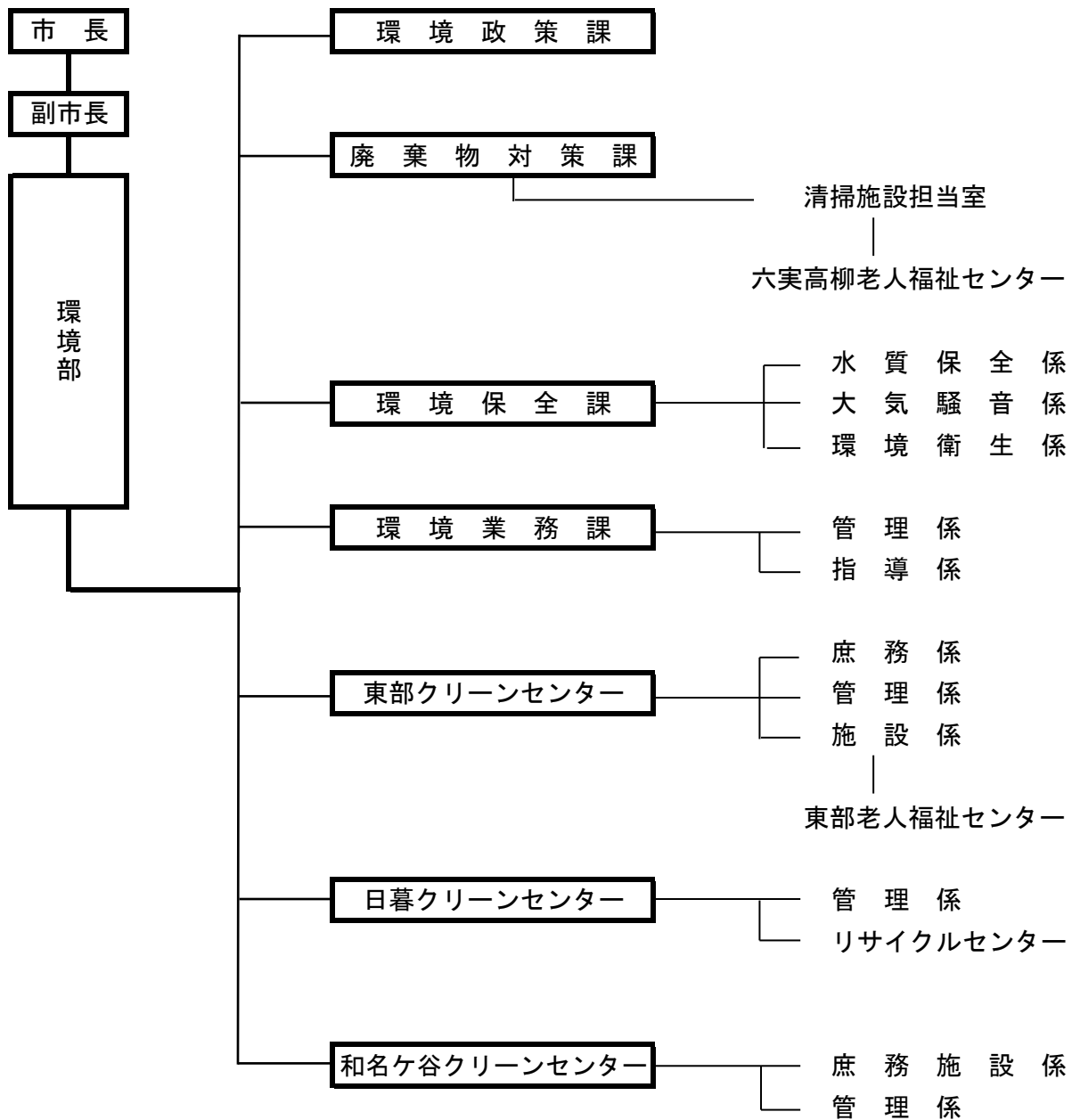
年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
平成 13年		ペットボトル処理施設設置 (平成13年4月1日) ペットボトル(拠点回収分) の全量を容器リサイクル法に 基づきリサイクル (平成13年4月1日) 焼却灰の一部を資源化(エコ・ セメント) (平成13年4月) 大型生ごみ処理機設置モデル 事業開始 (平成13年9月)	
14年	グリーンツリーデー制定	祝日収集開始 (平成14年4月1日) 資源ごみ一部を民間処理委託 開始 六和クリーンセンター廃止 (平成14年11月)	
15年	市制施行60周年 総合計画 第2次実施計画 がスタート 松戸駅に行政サービスセン ター設置 まつど市民活動サポート センターオープン	ごみ処理基本計画策定 (平成15年3月)	野田市・関宿町 合併後のし尿・ 浄化槽汚泥 受け入れ継続依頼 (平成15年6月)
16年	松戸市安全で快適なまち づくり条例施行 女性センターゆうまつど リニューアルオープン 松戸みどりの市民憲章制定	ペットボトル(拠点・集団回 収)の全量を容器リサイクル 法に基づきリサイクル (平成16年4月) 家庭ごみ戸別収集事業試行開始 (平成16年6月)	
17年	2005千葉きらめき総体開催 (自転車競技・フェンシング) (平成17年8月) 戸定邸から眺める富士山が 「関東の富士見百景」に 「もったいない運動」を推進	「循環型社会構築検討委員会」 より提言を受ける (平成17年3月) 廃棄物減量及び適正処理条例を 一部改正、家庭ごみ集積所から のごみ(資源ごみ等)持去り行為 を禁止、違反者には5万円以下 の過料を科す (平成17年4月1日。但し過料は 7月1日から) 家庭系パソコン回収システム によりリサイクル (平成17年4月1日) アスベストを含む家庭用品の 回収 (平成17年11月16日)	
18年	根木内歴史公園オープン 松戸市シニア交流センター オープン 戸定邸が国の重要文化財に 指定される	ペットボトル一部売却 (平成18年4月)	

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
平成 19年	東松戸ゆいの花公園開園 松戸市警防ネットワーク がスタート 市役所正面玄関前にキッ チン・ガーデンが開園 戸定が丘歴史公園が「日 本歴史公園100選」に選定		
20年	市政施行65周年 矢切斜面林の一部を特別 緑地保全地区に指定	ごみ処理基本計画策定 (平成20年3月)	
21年	千葉大学園芸学部の 松戸存続が正式決定		野田市のし尿・浄化槽 汚泥受け入れ終了 (平成21年3月) 東部クリーンセンター 処理能力変更 (平成21年4月)
22年	ゆめ半島千葉国体開催 「子育てみらいカード」 交付開始	その他プラスチックを一部資源化 処理 (平成22年4月) 資源ごみのうち紙・布類を問屋に 直納 (平成22年4月1日) ペットボトルの全量(拠点・集団 回収)を民間処理委託 (平成22年4月1日)	300kℓ/日→200kℓ/日
23年	後期基本計画(第4次実施 計画)スタート	燃やせるごみの収集に認定ポリ袋 を追加 (平成23年7月1日)	
25年	市政施行70周年 地域包括支援センター 11か所開設	行政組織改革に伴い、環境担当部が環境部となる	
26年	後期基本計画(第5次実施 計画)スタート	小型家電リサイクル法に基づき リサイクル開始 (平成26年1月) ごみ処理基本計画策定 (平成26年3月)	生活排水処理基本計画 策定 (平成25年3月) 事業系し尿処分 手数料有料化 (平成26年4月1日)
27年	旧徳川昭武庭園(戸定邸 庭園)が国指定名勝に指定 常磐線上野東京ライン開業 松戸市総合戦略策定	給食残渣資源化モデル事業を開始 (平成27年5月) 靴・バッグ・ベルトの回収事業 を開始 (平成27年5月) 小型電子機器等リサイクルシス テム構築実証事業実施 (平成27年11月～28年1月)	
28年	松戸市市民交流会館 オープン 東松戸小学校開校	小型家電のボックス回収開始 (平成28年4月) ごみ処理基本計画一部改定 (平成28年5月)	
29年	北部市場閉場 市立総合医療センター開院	ごみ減量作戦開始 (平成29年～平成31年)	
30年	市制施行75周年 東京外かく環状道路千葉 区間開通	ごみ処理基本計画一部改定 (平成30年3月) 燃やせるごみの紙袋収集を廃止 (平成30年3月) 粗大ごみリユース実証事業開始	

年 代	市 の 歴 史	ご み 処 理	し 尿 処 理
平成 30年		小型充電式電池資源化を開始 (平成30年10月)	
平成 31年 (令和元年)	すぐやる課発足50周年 松戸市パスポートセンター オープン	六和クリーンセンター解体完了 (令和元年6月)	
令和 2年	松戸ナンバー交付開始 パートナーシップ宣誓 制度導入 松戸運動公園陸上競技場 リニューアルオープン	クリーンセンター廃止 (令和2年3月31日) ごみ中継施設竣工(令和2年3月) 燃やせるごみ市外搬出開始 (市川市・浦安市) (令和2年4月1日) 家庭ごみ相談コールセンター開始 (令和2年10月1日)	
3年	ホワイトホース市姉妹 都市締結50周年 東松戸複合施設「ひがまつ テラス」オープン		
4年	松戸市総合計画策定 (令和4年3月) 松戸市環境基本計画策定 (令和4年3月)	分別区分及び収集体制一部変更 (令和4年2月1日) ・燃やせるごみの名称を 可燃ごみに変更 ・陶磁器・ガラスなどのごみ に、資源ごみの一部、粗大 ごみの一部を加えて、不燃 ごみに変更 ・資源ごみの紙類・布類と、 ビン類・缶類を交互に隔週 での収集に変更 資源ごみ(ビン類・缶類)の 全量を民間処理委託 (令和4年2月1日) ごみ処理基本計画策定 (令和4年3月) 資源リサイクルセンター休止 (令和4年4月1日) リサイクルセンター稼働 (令和4年4月1日) 粗大ごみの処理をリサイクル センターに一元化 (令和4年4月1日) リサイクルセンターの自己搬入 受付を業務委託 (令和4年4月1日) 剪定枝類の一部を資源化处理 (令和4年4月1日) ペットボトルの拠点回収を 直営収集から委託収集に変更 (令和4年4月1日) 陶磁器類の資源化处理を開始 (令和4年4月1日)	生活排水処理基本計画 策定 (令和4年3月)

Ⅱ 機 構

1. 組 織 （令和4年4月1日現在）



2. 環境部職員配置状況（令和4年4月1日 事務分担発令後）

- ・ 環境部長 1
- ・ 参事監 1
- ・ 技監 1

【総数128名】

課 名	課 長	専 門 監	補 佐	主 幹	係 名	係長相当職	主任主事	主任技師	主事	技師	主任技術員・技術員	主事補	技師補	再任用職員	小計	合計
環境政策課	1		1	1		3			3						6	9
廃棄物対策課	1		1	3		2	2		1						5	10
清掃施設 担当室		1	2			2	1	1	1						5	8
	六実高柳老人福祉センター					兼1									0	
環境保全課	1		2	2	水質保全係	3	1								4	26
					大気騒音係	2 (+兼1)	1		2					5		
					環境衛生係	兼1	1		3		3			5	12	
環境業務課	1		1		管 理 係	3	2								5	23
					指 導 係	1	3		2		4			6	16	
東部 クリーン センター	所長 1		1		庶 務 係	1	1							1	3	12
					管 理 係	1		2							3	
					施 設 係	1		1			2				4	
	東部老人福祉センター					兼1									0	
日暮 クリーン センター	所長 兼1		1	1	管理係	1 (+兼1)		2		1	3			1	8	14
	リサイクル センター		所長 1			1		2							3	
和名ヶ谷 クリーン センター	所長 兼1		2		庶務施設係	2	1		2					1	6	23
					管 理 係	2		1			10			2	15	
合 計	5	1	12	7		25	13	9	14	1	22	0	0	16	100	125

3. 部・課の経緯

期 間	部 名	課 名	備 考
昭和 38 年 4 月 から 昭和 40 年 3 月	経済民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和 40 年 4 月 から 昭和 41 年 3 月	民生部	清掃事務所 環境衛生課	
昭和 41 年 4 月 から 昭和 43 年 3 月	民生部	清掃事務所	
昭和 43 年 4 月 から 昭和 44 年 3 月	環境衛生部	環境衛生課 清掃管理課 清掃事務所	
昭和 44 年 4 月 から 昭和 47 年 3 月	衛生部	清掃第 1 課 清掃第 2 課	
昭和 47 年 4 月 から 昭和 48 年 9 月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 公害対策課	機構改革により公害対策課が市民部から環境部へ 昭和 48 年公害対策課が公害課と名称変更
昭和 48 年 10 月 から 昭和 52 年 3 月	環境部	庶務課 環境指導課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	清掃工場・衛生処理場が環境施設課から独立 公害研究所を新設
昭和 52 年 4 月 から 昭和 52 年 9 月	環境部	管理課 環境第 1 課 環境第 2 課 環境施設課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境指導課のごみ収集関係をもって環境第 1 課、環境指導課のし尿収集関係と管理課の一部をもって環境第 2 課となる
昭和 52 年 10 月 から 昭和 55 年 7 月	環境部	管理課 環境第 1 課 環境第 2 課 環境施設第 1 課 環境施設第 2 課 清掃工場 衛生処理場 公害課 公害研究所	環境施設課を第二清掃工場 建設関係の施設第 1 課と衛生処理場建設関係の同 2 課に分離
昭和 55 年 7 月 から 昭和 56 年 9 月	環境部	管理課 環境第 1 課 環境第 2 課 環境施設第 1 課 環境施設第 2 課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 衛生処理場	清掃工場が六和クリーンセンターに名称変更 クリーンセンター・東部クリーンセンターを新設

期 間	部 名	課 名	備 考
		公害課 公害研究所	
昭和 56 年 10 月 から 昭和 58 年 9 月	環境部	管理課 環境第 1 課 環境第 2 課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 公害課 公害研究所	環境施設関係 2 課を施設課として統合 衛生処理場が下水道部となる
昭和 58 年 10 月 から 昭和 63 年 3 月	清掃部	管理課 清掃第 1 課 清掃第 2 課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター	環境部が清掃部と環境保全部に分離 公害課 公害研究所 生活環境課（管理課・旧 環境 2 課の業務の一部）
昭和 63 年 4 月 から 平成 2 年 3 月	清掃部	管理課 清掃第 1 課 清掃第 2 課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	清掃第 1 課から資源リサイクルセンターを、施設課から最終処分場を、六和クリーンセンターから圧縮部門をそれぞれ分離し、日暮クリーンセンターを設置
平成 2 年 4 月 から 平成 6 年 3 月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃第 1 課 清掃第 2 課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター	ごみ減量の啓発普及のためごみを減らす課を設置
平成 6 年 4 月 から 平成 7 年 9 月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃業務課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室	清掃第 1 課と清掃第 2 課を統合し清掃業務課とする 和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室を施設課から独立させ設置
平成 7 年 10 月 から 平成 8 年 3 月	清掃部	管理課 ごみを減らす課 清掃業務課 施設課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	和名ヶ谷クリーンセンター開設準備室を廃止 和名ヶ谷クリーンセンターを設置

期 間	部 名	課 名	備 考
平成 8 年 4 月 から 平成 11 年 3 月	清掃部	清掃管理課 清掃施設課 清掃業務課 六和クリーンセンター クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	管理課とごみを減らす課を統合し清掃管理課を設置 施設課が清掃施設課に名称変更 和名ヶ谷クリーンセンターに施設係を設置
平成 11 年 4 月 から 平成 12 年 3 月	環境部	計画課 保全課 業務課 施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	清掃部と環境保全部を統合し環境部を設置 清掃管理課と環境管理課を統合し計画課、環境管理課と環境保全課を統合し保全課、清掃施設課と六和クリーンセンターを統合し施設課を設置 清掃業務課が業務課に名称変更
平成 12 年 4 月 から 平成 15 年 3 月	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 環境施設課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	機構改革により本部制をとり環境担当部を設置 計画課、保全課、業務課、施設課をそれぞれ環境計画課、環境保全課、環境業務課、環境施設課に名称変更
平成 15 年 4 月 から 平成 20 年 3 月	環境担当部	環境計画課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	ごみを減らす係が環境計画課から環境業務課へ移管 環境施設課が廃止 環境計画課内に施設担当室を新設
平成 20 年 4 月 から 平成 23 年 11 月	環境担当部	環境計画課 減CO ₂ 担当室 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	環境計画課内に減CO ₂ 担当室を新設
平成 23 年 12 月 から 平成 24 年 3 月	環境担当部	環境計画課 放射能対策室 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	環境計画課内に放射能対策室を新設
平成 24 年 4 月 から 平成 25 年 3 月	環境担当部	環境計画課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	放射能対策室が放射能対策課となる

期 間	部 名	課 名	備 考
平成 25 年 4 月 から 平成 27 年 3 月	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	機構改革により環境部を設置 環境計画課が環境政策課へ名称変更 廃棄物対策課を新設
平成 27 年 4 月 から 平成 29 年 3 月	環境部	環境政策課 放射能対策担当室 廃棄物対策課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	放射能対策課を廃止 環境政策課内に放射能対策担当室を設置
平成 29 年 4 月 から 平成 30 年 3 月	環境部	環境政策課 放射能対策担当室 廃棄物対策課 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	廃棄物対策課内に施設整備準備室を設置
平成 30 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	環境部	環境政策課 放射能対策担当室 廃棄物対策課 清掃施設担当室 環境保全課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	廃棄物対策課内の施設整備準備室を 改め清掃施設担当室を設置
令和 2 年 4 月 から 令和 3 年 3 月	環境部	環境政策課 放射能対策担当室 廃棄物対策課 清掃施設担当室 環境保全課 環境業務課 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	クリーンセンターを廃止 清掃施設担当室へ統合 ごみ中継施設竣工に伴い、中継施設の 所管を清掃施設担当室から日暮ク リーンセンターに移管
令和 3 年 4 月 から 令和 4 年 3 月	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 清掃施設担当室 環境保全課 環境業務課 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター	環境政策課放射能対策担当室を廃止 環境保全課へ統合

期 間	部 名	課 名	備 考
令和4年4月 から	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 清掃施設担当室 環境保全課 環境業務課 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ケ谷クリーンセンター	日暮クリーンセンター内の資源リサイクルセンターを改め、リサイクルセンターを設置 和名ケ谷クリーンセンター内の庶務係、施設係を統合して庶務施設係を設置

4. 各課・センターの業務

(令和4年度)

課 名	係 名	事 務 事 業 内 容
環境政策課		・ 環境計画の進捗管理及び総合調整に関すること。 ・ 環境審議会に関すること。 ・ 低炭素社会創造に関すること。 ・ 環境分野に係るエネルギーに関すること。 ・ 環境影響評価に関すること。 ・ 公用車両(電気自動車)の運用及び管理に関すること。 ・ 自然保護及び外来生物に関すること。 ・ 専用水道等に関すること。 ・ 環境衛生の推進に関すること。
廃棄物対策課		・ 廃棄物処理の基本計画の作成並びに廃棄物処理事業の推進、進捗管理及び総合調整に関すること。 ・ 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。 ・ 一般廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。 ・ 産業廃棄物に関する関係機関との調整に関すること。 ・ 廃棄物事業に係る国・県の補助金の連絡調整に関すること。 ・ ごみの減量及び資源化促進に係る啓発に関すること。 ・ 廃棄物減量等推進員に関すること。 ・ 事業系一般廃棄物の指導に関すること。 ・ 最終処分場(日暮最終処分場を除く。)の維持管理に関すること。 ・ 一般廃棄物の最終処分に関すること。
	清掃施設 担当室	・ 廃棄物処理施設の建設に関すること。 ・ 廃棄物処理施設周辺の環境整備に関すること。 ・ 廃棄物処理施設用地に関すること。 ・ クリーンセンター(付帯施設を含む。)に関すること。
環境保全課	水質保全係	・ 水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の調査及び監視に関すること。 ・ 水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の規制及び指導に関すること。 ・ 水質汚濁及び地盤沈下に係る特定施設の届出等に関すること。 ・ 土壌汚染に係る調査結果等の届出に関すること。 ・ 汚染土壌処理業の許可等に関すること。 ・ 汚染土壌処理業の許可等に係る手数料の徴収金に関すること。 ・ 水質保全に係る公害相談に関すること。 ・ 公害防止管理者に関すること。 ・ 家庭雑排水対策に関すること。
	大気騒音係	・ 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の調査及び監視に関すること。 ・ 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の規制及び指導に関すること。 ・ 大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る特定施設等の届出等に関すること。 ・ 大気保全、騒音及び振動に係る公害相談に関すること。 ・ 放射能対策の総合調整に関すること。 ・ 放射能対策の情報収集に関すること。 ・ 放射能対策の総合窓口に関すること。 ・ 私有地の放射線対策に関すること。 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に関すること。 ・ 放射能対策に係る損害賠償に関すること。
	環境衛生係	・ 環境に関する市民、地区環境組織等の育成に関すること。 ・ あき地の雑草等の除去指導に関すること。 ・ 動物の飼養管理の指導に関すること。 ・ 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。 ・ 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付手数料等の徴収金に関すること。 ・ 衛生害虫等の駆除に関すること。

課 名	係 名	事 務 事 業 内 容
環境業務課	管理係	・し尿の収集運搬業務に関すること。 ・し尿の収集委託業者の指導監督に関すること。 ・し尿処理の申請及び届出に関すること。 ・し尿処理手数料の賦課徴収に関すること。 ・公衆便所の設置及び維持管理に関すること。 ・ごみの資源化促進に関すること。 ・リサイクル活動奨励金に関すること。
	指導係	・ごみの収集運搬業務に関すること。 ・ごみ処理に係る市民指導及びごみ集積所に関すること。 ・ごみの収集委託業者の指導監督に関すること。 ・ごみ（事業系一般廃棄物を含む。）の不法投棄に関すること。 ・粗大ごみ及び動物死体処理手数料の徴収に関すること。
東部 クリーン センター	庶務係	・センターの財産管理に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・センターの庶務に関すること。
	管理係	・し尿処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・し尿処理施設の水质及び汚泥の検査に関すること。 ・し尿処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。
	施設係	・東部スポーツパークの管理運営に関すること。 ・東部老人福祉センターに関すること。
日暮 クリーン センター	管理係	・日暮クリーンセンター（以下この目において「センター」という。）の財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センター内の機器の保守点検・補修に関すること。 ・日暮最終処分場に関すること。 ・センターの庶務に関すること。 ・ごみ中継施設に関すること。
	リサイクル センター	・リサイクルセンターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・リサイクルセンター内の機器の保守点検・補修に関すること。 ・資源ごみの売払いに関すること。
和名ヶ谷 クリーン センター	庶務施設係	・センターの財産管理に関すること。 ・廃棄物の処理手数料に関すること。 ・各種記録の作成及び報告に関すること。 ・センターの庶務に関すること。 ・和名ヶ谷スポーツセンターの管理運営に関すること。
	管理係	・ごみ処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 ・ごみ処理施設の整備改良工事の設計及び施工に関すること。 ・ごみ処理施設の検査に関すること。 ・発電設備に関すること。

Ⅲ 予算・決算

1. 令和4年度一般会計当初予算

(歳入)

(単位：千円)

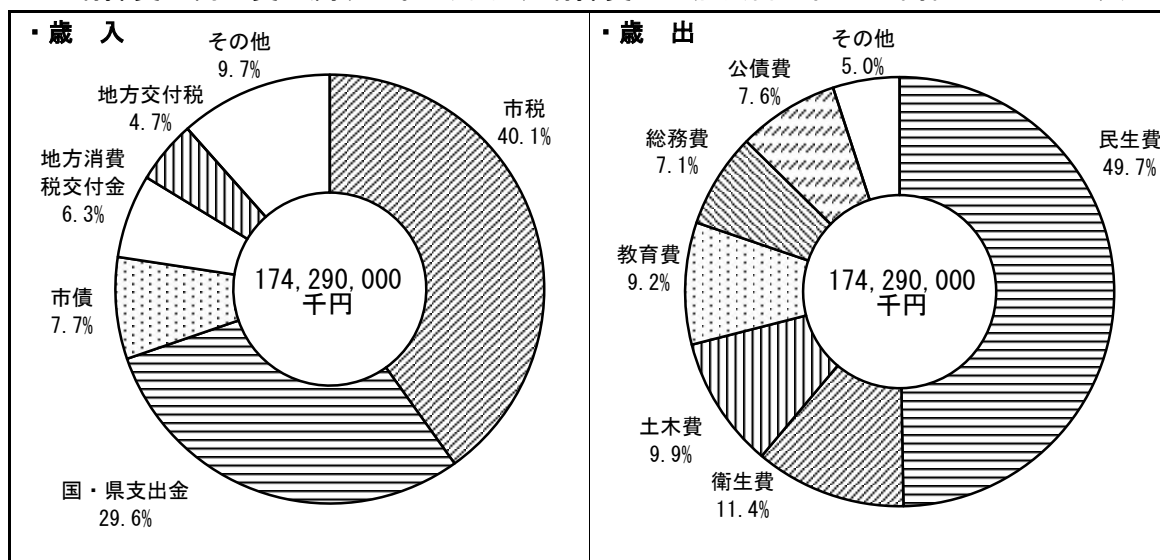
款	予算額	款	予算額
市税	69,924,000	交通安全対策特別交付金	50,000
地方譲与税	822,345	分担金及び負担金	1,053,851
利子割交付金	80,000	使用料及び手数料	3,076,022
配当割交付金	400,000	国庫支出金	39,195,907
株式等譲渡所得割交付金	300,000	県支出金	12,413,058
法人事業税交付金	500,000	財産収入	91,821
地方消費税交付金	11,000,000	寄附金	100,000
ゴルフ場利用税交付金	3,000	繰入金	3,522,371
自動車取得税交付金	1	繰越金	4,000,000
環境性能割交付金	150,000	諸収入	5,572,924
地方特例交付金	420,000	市債	13,364,700
地方交付税	8,250,000		
歳入合計		174,290,000	

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	款	予算額
議会費	822,186	土木費	17,278,141
総務費	12,424,604	消防費	6,181,641
民生費	86,652,422	教育費	16,023,424
衛生費	19,861,607	災害復旧費	1
労働費	98,699	公債費	13,290,619
農林水産業費	353,509	諸支出金	2
商工費	1,003,145	予備費	300,000
歳出合計		174,290,000	

※ 清掃費は衛生費に属する。(なお、清掃費が一般会計に占める割合は5.1%です)



2. 一般会計当初予算額 (清掃費の内訳)

(単位：千円/%)

項 目		令和3年度	令和4年度	増減率
清掃 総務費	人件費	801,114	729,458	△8.9
	会計年度任用職員人件費	14,990	8,423	△43.8
	環境活動団体支援事業	43	43	0.0
	広域情報収集事業	383	342	△10.7
	環境情報提供事業	0	0	—
	清掃総務事務費	171	111	△35.1
	小 計	816,701	738,377	△9.6
塵 芥 処 理 費	ごみ収集事業	1,751,185	1,832,548	4.6
	ごみ処理事業	2,247,124	2,747,222	22.3
	容器包装リサイクルごみ処理事業	599,395	658,933	9.9
	資源ごみリサイクル事業	449,075	24,300	△94.6
	ごみ減量促進事業	23,301	25,277	8.5
	不法投棄防止事業	18,205	16,842	△7.5
	ごみ分別排出指導事業	52,849	26,627	△49.6
	民間回収資源化システム支援事業	236,872	236,777	△0.0
	清掃施設関係事業	11,506	5,973	△48.1
	廃棄物適正処理推進事業	150	150	0.0
	清掃施設基幹整備事業	0	0	—
	清掃施設整備事業	3,540,462	2,209,103	△37.6
	小 計	8,930,124	7,783,752	△12.8
し 尿 処 理 費	し尿収集事業	90,272	84,329	△6.6
	し尿処理事業	330,117	364,434	10.4
	小 計	420,389	448,763	6.7
合 計		10,167,214	8,970,892	△11.8

3. 令和3年度歳入決算額

(単位:円/%)

節	課 名	令和2年度	令和3年度	増減率
総 務 使 用 料	廃 棄 物 対 策 課	411,914	354,392	△13.96
	環 境 業 務 課	3,200	3,200	0.00
	東 部 クリーンセンター	125,409	128,065	2.12
	日 暮 クリーンセンター	54,187	56,581	4.42
	和 名 ケ 谷 クリーンC	465,212	455,072	△2.18
	計	1,059,922	997,310	△5.91
保健体育使用料	廃 棄 物 対 策 課	5,173,484	6,178,590	19.43
	東 部 クリーンセンター	5,367,241	7,007,250	30.56
	和 名 ケ 谷 クリーンC	29,386,682	34,082,346	15.98
	計	39,927,407	47,268,186	18.39
清 掃 手 数 料	廃 棄 物 対 策 課	50,000	510,000	920.00
	環 境 業 務 課	93,945,266	85,775,651	△8.70
	東 部 クリーンセンター	8,051,062	7,701,184	△4.35
	日 暮 クリーンセンター	59,191,264	60,653,648	2.47
	和 名 ケ 谷 クリーンC	552,932,204	556,728,700	0.69
	計	714,169,796	711,369,183	△0.39
災害救助費補助金	廃 棄 物 対 策 課	1,471,000	0	皆減
	計	1,471,000	0	皆減
清 掃 費 補 助 金	廃 棄 物 対 策 課	211,902,288	864,413,688	307.93
	東 部 クリーンセンター	0	3,316,000	皆増
	計	211,902,288	867,729,688	309.50
保健体育費補助金	和 名 ケ 谷 クリーンC	504,000	0	皆減
	計	504,000	0	皆減
電話利用料	廃 棄 物 対 策 課	1,000	460	△54.00
	計	1,000	460	△54.00
土地建物貸付収入	和 名 ケ 谷 クリーンC	478,753	552,222	15.35
	計	478,753	552,222	15.35
資源ごみ売払収入	廃 棄 物 対 策 課	1,871	8,247	340.78
	日 暮 クリーンセンター	171,235,875	194,653,586	13.68
	和 名 ケ 谷 クリーンC	4,183,905	2,272,215	△45.69
	計	175,421,651	196,934,048	12.26
物 品 売 払 収 入	日 暮 クリーンセンター	206,304	448,440	117.37
	計	206,304	448,440	117.37
電 力 売 払 収 入	和 名 ケ 谷 クリーンC	134,442,497	124,537,065	△7.37
	計	134,442,497	124,537,065	△7.37
雑 入	廃 棄 物 対 策 課	972,440	677,192	△30.36
	環 境 業 務 課	895,261	787,853	△12.00
	東 部 クリーンセンター	344,834	6,000	△98.26
	日 暮 クリーンセンター	264,501	252,224	△4.64
	和 名 ケ 谷 クリーンC	12,507	13,753	9.96
	計	2,489,543	1,737,022	△30.23
放射能対策費収入	廃 棄 物 対 策 課	262,747,433	305,193,836	16.15
	東 部 クリーンセンター	26,160	13,200	△49.54
	計	262,773,593	305,207,036	16.15
合 計		1,544,847,754	2,256,780,660	46.08

4. 令和3年度歳出決算額（環境部・清掃部門執行分及び人件費）

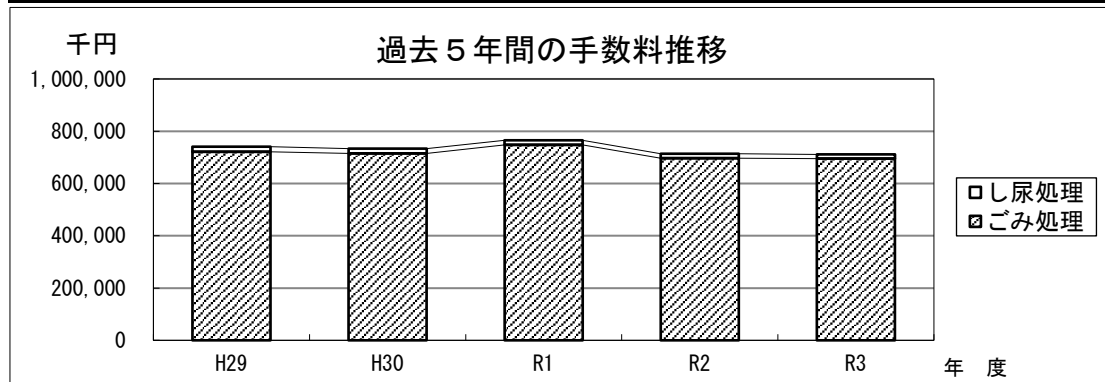
（単位：円／％）

款	項	目	課 名	令和2年度	令和3年度	増減率
総務費	管理費 総務	諸 費	廃棄物対策課	43,832	0	皆減
			環境業務課	51,003	49,079	△3.77
	総 務 費 計			94,835	49,079	△48.25
民生費	社会福祉費	老人福祉施設費	廃棄物対策課	13,197,937	11,185,103	△15.25
			東部クリーンセンター	5,976,032	5,840,535	△2.27
	救災災害費	災害救助費	廃棄物対策課	2,940,750	0	皆減
	民 生 費 計			22,114,719	17,025,638	△23.01
衛生費	清掃費	清掃総務費	廃棄物対策課	598,745	527,827	△11.84
			(人件費)	877,921,319	778,062,610	△11.37
			計	878,520,064	778,590,437	△11.37
		塵芥処理費	廃棄物対策課	567,901,086	1,688,907,479	197.39
			環境業務課	2,162,305,818	2,199,348,491	1.71
			日暮クリーンセンター	1,711,193,774	1,660,778,930	△2.95
			和名ヶ谷クリーンC	1,219,119,644	1,187,072,644	△2.63
			計	5,660,520,322	6,736,107,544	19.00
		し尿処理費	環境業務課	84,849,120	89,197,582	5.12
			東部クリーンセンター	331,790,819	320,425,223	△3.43
			計	416,639,939	409,622,805	△1.68
	合 計			6,955,680,325	7,924,320,786	13.93
	保健衛生費	健康管理費	廃棄物対策課	2,039,264	0	皆減
			計	2,039,264	0	皆減
	合 計			2,039,264	0	皆減
	衛 生 費 計			6,957,719,589	7,924,320,786	13.89
教育費	保健体育費	体育施設費	廃棄物対策課	23,713,319	24,269,523	2.35
			東部クリーンセンター	52,118,298	48,823,091	△6.32
			和名ヶ谷クリーンC	244,364,805	247,882,304	1.44
	教 育 費 計			320,196,422	320,974,918	0.24
合 計				7,300,125,565	8,262,370,421	13.18

5. 手数料収入実績及び経年推移

(単位：円)

年 度	ご み 処 理 手 数 料		し尿処理手数料	合 計
	ごみ処理	動物死体処理		
H1	204,714,580	159,000	215,813,040	420,686,620
H2	211,158,960	145,200	196,280,662	407,584,822
H3	214,528,460	141,600	178,989,212	393,659,272
H4	254,995,402	358,955	176,607,980	431,962,337
H5	289,305,661	320,330	163,894,818	453,520,809
H6	340,773,363	307,455	146,127,731	487,208,549
H7	350,439,877	267,285	128,271,141	478,978,303
H8	457,671,521	212,695	107,252,612	565,136,828
H9	626,286,575	248,230	89,519,245	716,054,050
H10	785,339,022	206,515	80,708,769	866,254,306
H11	764,966,434	243,080	72,586,558	837,796,072
H12	813,168,884	167,375	69,028,872	882,365,131
H13	827,763,990	228,375	73,855,466	901,847,831
H14	850,070,306	211,575	66,695,380	916,977,261
H15	851,546,096	224,700	61,257,411	913,028,207
H16	813,224,100	236,250	55,716,132	869,176,482
H17	821,977,632	191,625	56,008,753	878,178,010
H18	789,899,600	198,450	48,849,427	838,947,477
H19	768,466,450	223,650	42,692,511	811,382,611
H20	747,356,444	200,550	37,519,652	785,076,646
H21	721,204,346	201,600	34,108,085	755,514,031
H22	710,363,438	211,575	32,479,255	743,054,268
H23	715,984,516	249,900	29,800,689	746,035,105
H24	710,911,024	201,075	29,035,325	740,147,424
H25	723,951,460	192,150	27,949,194	752,092,804
H26	743,217,934	225,465	22,491,787	765,935,186
H27	749,965,209	215,910	21,098,856	771,279,975
H28	748,819,731	235,980	19,940,298	768,996,009
H29	721,350,417	209,490	19,022,644	740,582,551
H30	715,140,225	191,700	18,608,772	733,940,697
R1	747,481,791	195,660	17,555,401	765,232,852
R2	696,868,468	148,410	17,102,918	714,119,796
R3	694,951,348	198,440	15,709,395	710,859,183



Ⅳ ごみ処理

1. 概要

松戸市では、昭和53年に分別区分を4分別（燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみ）に変更し、ごみの減量及び資源化の推進に努めてきました（昭和59年10月に有害ごみを加え、5分別に変更）。

昭和60年代に入り、ごみの排出量が大きく増え、毎年3～6%もの伸び率を記録したことから、「ごみを減らす課」を平成2年4月に設置し、ごみ減量・資源化事業の推進体制を強化しました。

平成3年度からは、地域の団体、町会・自治会等で実施しているリサイクル活動（集団回収）への支援を開始しました。また、ごみの増加に伴い、最終処分量も増えていることから、これを削減するため、平成5年1月から廃プラスチックの燃料化事業に着手しました。

平成6年からは、事業系ごみの減量化と再資源化を促進するため、ごみを減らす課を「家庭ごみ係」と「事業ごみ係」に分け、事業所ごみ対策の強化を図りました。平成7年度には「松戸市事業系廃棄物対策総合計画」を策定し、事業系一般廃棄物対策に取り組む体制の整備を図りました。

平成9年4月には従来の粗大ごみに加え、新たに家電製品及び金属製品類のうち15品目並びに布団類を粗大ごみに分別変更し、処理券（定額シール制）方式による粗大ごみの有料化を実施しました。続いて、平成12年4月の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、容器包装プラスチックのリサイクルを実施するため、平成13年3月をもって、廃プラスチックの燃料化事業を中止し、併せて、5分別収集を見直し、平成13年4月から8分別（燃やせるごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、ペットボトル、資源ごみ、粗大ごみ、有害などのごみ）による収集に変更しました。

平成23年7月には、家庭の燃やせるごみの収集について、従来の紙袋に加えて認定ポリ袋を導入し、その後、平成30年4月から燃やせるごみの紙袋を廃止し、認定ポリ袋での収集に一本化しました。

ごみ処理施設について、焼却処理施設は六和クリーンセンターが平成14年11月、クリーンセンターが令和2年3月に廃止となっており、和名ヶ谷クリーンセンター1施設体制で処理をしています。そのため、令和2年4月より、燃やせるごみの一部を市外に搬出して処理を行っています。また、圧縮処理施設としては日暮クリーンセンターが稼働しており、資源選別処理施設としては令和4年3月に老朽化により稼働停止となった資源リサイクルセンターに代わる施設として、リサイクルセンターが令和4年4月から稼働しています。それに伴って、令和4年2月から陶磁器・ガラスなどのごみに資源ごみの一部と粗大ごみの一部をまとめて、分別区分を不燃ごみに変更した他、可燃ごみの名称、資源ごみの収集体制等を変更し、令和4年4月からは粗大ごみの処理をリサイクルセンターに一元化しています。

2. ごみ処理基本計画

<計画の概要>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき策定が義務付けられている一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理についての基本方針を定めたもの

<策定経過>

昭和 63 年度	一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	策定
平成 元 年度	一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	一部変更
平成 4 年度	ごみ処理基本計画	策定
平成 9 年度	ごみ処理基本計画	策定
平成 14 年度	ごみ処理基本計画	策定
平成 19 年度	ごみ処理基本計画	策定
平成 25 年度	ごみ処理基本計画	策定
平成 28 年度	ごみ処理基本計画	一部改正
平成 29 年度	ごみ処理基本計画	一部改正
令和 3 年度	ごみ処理基本計画	策定

ごみ処理基本計画フレーム

◆目指すべき将来像

資源の消費を抑制しつつ、廃棄物の減量・再利用・再生利用に積極的に取り組む持続可能な社会（資源循環型社会）

◆基本方針

- 基本方針 1 発生抑制（Reduce）の推進
- 基本方針 2 再使用（Reuse）の推進
- 基本方針 3 再生利用（Recycle）の推進
- 基本方針 4 適正排出と効率的な収集体制の維持
- 基本方針 5 安定した処理体制の維持
- 基本方針 6 個別の課題への適正な対応

◆計画期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間

◆計画目標値

計 画 目 標	目標値（令和 13 年度）
原 単 位	750 g / 人・日以下
リ サ イ ク ル 率	27.0%以上
焼 却 処 理 量	99,500 t / 年以下
最 終 処 分 量	13,400 t / 年以下

※原単位は市民一人が 1 日当りに排出するごみ量です。

3. ごみ処理の現状

本市では、家庭系ごみ（家庭廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみ）と、事業系ごみ（事業系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみ）について、それぞれ分別区分を設け、ごみの処理並びに発生抑制に向けた取り組みを実施しています。

近年、本市の人口は微増傾向ですが、平成29年度から令和元年度にかけて「ごみ減量作戦」として、ごみの減量・資源化の啓発・推進に取り組んだこと等から、ごみ量は微減傾向となっています。

令和4年2月には、リサイクルセンターの稼働に向けた変更として、ごみの分別区分及び収集体制の一部変更を実施しています。

（1）ごみの分別区分（令和4年度）

家庭系ごみの分別区分

可燃ごみ
不燃ごみ
リサイクルするプラスチック
その他のプラスチックなどのごみ
ペットボトル
資源ごみ
粗大ごみ
有害などのごみ

※ごみの品目の例示についてはP. 179参照。

事業系ごみの分別区分

可燃ごみ
不燃ごみ
プラスチックなどのごみ
ペットボトル
資源ごみ
粗大ごみ

※ごみの品目の例示についてはP. 180参照。

<ごみの分別区分・収集体制一部変更（令和4年2月実施）の概要>

- ・「燃やせるごみ」の名称を「可燃ごみ」に変更。
- ・「陶磁器・ガラスなどのごみ」に、「資源ごみ」の一部（金属製品類、小型家電製品類、スプレー缶、飲食用以外のビン類・缶類、普通自転車）と、「粗大ごみ」の一部（80cm未満の衣装ケース類・座布団・クッション、4.5畳までのカーペット類、風呂のふた、アイロン台、電子レンジ）を加えて、「不燃ごみ」に変更。※「陶磁器・ガラスなどのごみ」は廃止。
- ・「不燃ごみ」は、「資源ごみ」と同じ曜日に週1回収集。
- ・「資源ごみ」は、紙類・布類とビン類・缶類（飲食用に限る）に分けて1週間おきに交互に収集。
- ・電動アシスト自転車は「粗大ごみ」に変更。

(2) 計画目標値の取り組み状況

① 原単位

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
一人一日あたりのごみ排出量	772.5 g/人・日	750g/人・日

※一人一日あたりのごみ排出量の推移（経年変化）については、P. 57参照。

② リサイクル率

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
リサイクル率	24.5%	27.0%

※リサイクル率の推移（経年変化）については、P. 56参照。

③ 焼却処理量

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
焼却処理量	105,435.5 トン	99,500 トン

※焼却処理量の推移（経年変化）については、P. 47参照。

④ 最終処分量

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
最終処分量	13,093.6 トン	13,400 トン

※最終処分量の推移（経年変化）については、P. 48参照。

4. ごみ収集の現状

本市のごみ処理事業においてごみの収集搬入形態は、委託収集、許可業者収集、直営収集、自己搬入の4形態があり、排出源との関連は表のとおりとなっています。

排 出 源	収集搬入形態	備 考
(1) 家庭系ごみ	委託収集	家庭ごみ集積所収集 粗大ごみ収集（戸別収集） ペットボトル収集（拠点回収）
	直営収集	家庭ごみ訪問収集（戸別収集） 使用済み小型電子機器等収集（拠点回収） 靴・バッグ・ベルト収集（拠点回収）
	自己搬入	市民が自ら処理施設に搬入したごみ
(2) 事業系ごみ	許可業者収集	一般廃棄物収集運搬業者による収集 ※学校給食残渣収集、その他市の委託業務による収集を含む。
	自己搬入	事業者が処理施設に搬入したごみ
(3) その他のごみ	直営収集	公共施設ごみ、不法投棄ごみ等
	自己搬入	公共施設ごみ

家庭系ごみにつきましては、基本的にごみ集積所に排出されたごみのみ収集を行っていますが（粗大ごみ収集、ペットボトル拠点回収を除く）、高齢者や障害者世帯など、ごみ集積所へのごみ出しが困難な世帯に対して、週1回直営収集を行っています。対象となるのは、松戸市にお住まいの方で、自分でごみを出すことが困難なうえ、他者からの支援を受けることができない要介護者もしくは障害者（身体障害者手帳1・2級）で構成されている世帯です。申請の際にはケアマネジャーや相談支援専門員等の専門家をとおしての申請となります。令和4年4月1日現在、257世帯の方が利用しています。

なお、市において処理出来ないごみとして、車の部品（タイヤ・バッテリー等）・ピアノ・廃油・塗料・畳・薬品類・耐火金庫・消火器・プロパンガスボンベ・土・堆肥・オートバイ・処理が困難な建設系廃棄物（石膏ボード等）等を指定しており、処分については、販売店及び下取業者等へ依頼するようお願いしています。

また、家庭系ごみのうち、収集しないごみとして、引越しごみ等多量のごみについては、分別区分及び搬入基準にしたがって、市の清掃施設等へ自己搬入するか、許可業者等の処理業者に依頼する等の処置を取るようお願いしています。

(1) 家庭系ごみの収集体制

① 計画区域内人口・世帯数

人 口	世 帯 数	人口・世帯数は
497,614	244,681	令和3年10月1日現在

※令和3年度版までは常住人口を使用していましたが、国の一般廃棄物処理実態調査に基準を合わせるため、令和4年度版より住民基本台帳人口を用いています（以下同じ）。

② 分別・収集方法（令和4年度）

ごみの種類	回数	収集方法
可燃ごみ	3/週	認定ポリ袋によるステーション方式
不燃ごみ	1/週	透明又は半透明のポリ袋によるステーション方式
リサイクルするプラスチック	1/週	透明又は半透明のポリ袋によるステーション方式
その他のプラスチックなどのごみ	1/週	透明又は半透明のポリ袋によるステーション方式
有害などのごみ	1/週	透明又は半透明のポリ袋によるステーション方式
資源ごみ（紙・布類）	1/隔週	〔紙類〕 種類ごとにひもで十文字に縛る 雑誌は紙袋に入れる、もしくは 雑誌本体をひもで十文字に縛る 〔布類〕 ひもで十文字に縛る、もしくは 透明又は半透明のポリ袋による ステーション方式
資源ごみ（ビン・缶類）	1/隔週	透明又は半透明のポリ袋によるステーション方式
粗大ごみ	随時	電話申込による戸別収集（有料）
ペットボトル	随時	拠点回収
剪定枝等	1/週	ひもで縛る・透明又は半透明のポリ袋・認定ポリ袋によるステーション方式

※剪定枝等は、平成23年8月より、暫定的に「資源ごみ」の日に収集しています。

※令和4年2月より、ごみの分別区分・収集体制の変更を実施しているため、令和3

年度の分別・収集方法から一部変更があります（詳細はIVごみ処理P.27を参照）。

③ ごみ集積所（令和4年4月1日現在）

分別区分名	箇所数
可燃ごみ	17,392 ケ所
リサイクルするプラスチック／その他のプラスチックなどのごみ	15,061 ケ所
資源ごみ／有害などのごみ	14,601 ケ所

④ 収集運搬体制（令和４年４月１日現在）

区分	分別区分名	業者数	車両台数
委託	可燃ごみ	1業者	32台（2人乗務）
	不燃ごみ・有害などのごみ		11台（2人乗務）
	リサイクルするプラスチック		9台（2人乗務）
	その他のプラスチックなどのごみ		9台（2人乗務）
	資源ごみ（ビン・缶類）		5台（2人乗務）
	資源ごみ（紙・布類）		6台（2人乗務）
	粗大ごみ		4台（2人乗務）
	剪定枝等		6台（2人乗務）
	可燃ごみ（市外運搬）		4台（1人乗務）
	ペットボトル（拠点回収）		1台（1人乗務）
	合計		87台

※委託業者は、Ⅷ参考資料 P. 186を参照。

⑤ ごみ収集委託料【令和４年度単価（消費税を含まず）】

ごみの種類	台数（台）	基本額（月）	祝日基本額（1日1台当り）
可燃ごみ	76台	124,866,000円	36,000円
不燃ごみ・有害などのごみ			
リサイクルするプラスチック			
その他のプラスチックなどのごみ			
資源ごみ（ビン缶類・紙布類）			
粗大ごみ	6台	1,500円／頭	
動物死体			
剪定枝等			
可燃ごみ（市外運搬）			
ペットボトル（拠点回収）			

⑥ 年間収集委託料支払額（令和３年度実績）

分別区分名	総額
可燃ごみ	707,097,600
不燃ごみ・有害などのごみ	40,849,600
リサイクルするプラスチック	203,504,400
その他のプラスチックなどのごみ	203,504,400
資源ごみ（ビン缶類・紙布類）	370,796,800
粗大ごみ	88,176,000
動物死体	1,671,450
剪定枝等	86,090,400
可燃ごみ（市外運搬）	87,641,388
合 計	1,789,332,038

(2) 事業系ごみの収集体制

① 松戸市内事業所数及び従業員数

事業所数	従業員数	資料：総務省統計局 「令和3年経済センサス活動調査報告」
12,943 ケ所	139,280 人	令和3年6月1日現在

② 対象ごみ

ア. 事業系一般廃棄物

イ. 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物のうち、
紙くず・木くず・繊維くず・汚泥（下水道し渣に限る）

※イについては、Ⅷ参考資料P.111並びにP.169⑦を参照

③ 許可業者（一般廃棄物収集運搬業）収集

許可業者は排出事業者との契約により戸別収集し、処理施設に搬入する。

ア. 許可業者数及び車両数（令和4年4月1日現在）

37 業者 141 台

※許可業者名簿については、Ⅷ参考資料 P.187を参照。

(3) その他のごみの収集体制

直営収集

ア. 対象ごみ 不法投棄ごみ等

イ. 車両・人員 6台 専任職員 7人

5. 令和3年度 ごみ収集・搬入量総括表

(1) 搬入形態別ごみ量

(単位: kg)

種別	排出源	委託収集	割合 %	許可業者	割合 %	自己搬入	割合 %	直営収集	割合 %	産業廃棄物 (自己搬入)	割合 %	合計
可燃ごみ	家庭系	62,347,890	50.1			560,290	0.5					62,908,180
	事業系			29,579,290	23.8	1,522,700	1.2			2,390	0.0	31,104,380
	その他					467,940	0.4	173,470	0.1			641,410
	計	62,347,890	50.1	29,579,290	23.8	2,550,930	2.1	173,470	0.1	2,390	0.0	94,653,970
陶磁器・ガラスなどのごみ	家庭系	852,890	0.7			10,230	0.0					863,120
	事業系			62,600	0.1		0.0					62,600
	その他						0.0	940	0.0			940
	計	852,890	0.7	62,600	0.1	10,230	0.0	940	0.0	0	0.0	926,660
不燃ごみ	家庭系	603,760	0.5			1,930	0.0	1,580				607,270
	事業系			29,370	0.0	120	0.0					29,490
	その他							870				870
	計	603,760	0.5	29,370	0.0	2,050	0.0	2,450	0.0	0	0.0	637,630
リサイクルするプラスチック	家庭系	5,823,090	4.7									5,823,090
	事業系											0
	その他											0
	計	5,823,090	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,823,090
その他のプラスチックなどのごみ	家庭系	6,512,870	5.2			13,390	0.0	15,000				6,541,260
	事業系			619,040	0.5	7,030	0.0					626,070
	その他					7,590	0.0					7,590
	計	6,512,870	5.2	619,040	0.5	28,010	0.0	15,000	0.0	0	0.0	7,174,920
ペットボトル	家庭系							76,940	0.1			76,940
	事業系											0
	その他											0
	計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	76,940	0.1	0	0.0	76,940
資源ごみ	家庭系	11,451,120	9.2				0.0	9,410	0.0			11,460,530
	事業系			113,870	0.1	2,460	0.0					116,330
	その他							9,580	0.0			9,580
	計	11,451,120	9.2	113,870	0.1	2,460	0.0	18,990	0.0	0	0.0	11,586,440
粗大ごみ	家庭系	1,169,220	0.9			1,949,860	1.6					3,119,080
	事業系			213,770	0.2	6,430	0.0					220,200
	その他					22,810	0.0	8,050	0.0			30,860
	計	1,169,220	0.9	213,770	0.2	1,979,100	1.6	8,050	0.0	0	0.0	3,370,140
有害などのごみ	家庭系	119,110	0.1									119,110
	事業系											0
	その他					30	0.0					30
	計	119,110	0.1	0	0.0	30	0.0	0	0.0	0	0.0	119,140
合 計	家庭系	88,879,950	71.5	0	0.0	2,535,700	2.0	102,930	0.1	0	0.0	91,518,580
	事業系	0	0.0	30,617,940	24.6	1,538,740	1.2	0	0.0	2,390	0.0	32,159,070
	その他	0	0.0	0	0.0	498,370	0.4	192,910	0.2	0	0.0	691,280
	計	88,879,950	71.5	30,617,940	24.6	4,572,810	3.7	295,840	0.2	2,390	0.0	124,368,930

※割合は、総ごみ量 124,368,930kg に対する割合を記載しています(集団回収を除く)。

※「可燃ごみ」には、「燃やせるごみ」として収集、搬入されたものを含みます(以下同じ)。

※「陶磁器・ガラスなどのごみ」は令和3年4月から令和4年1月の10か月分の収集・搬入量、「不燃ごみ」は令和4年2月から令和4年3月の2か月分の収集・搬入量です(以下同じ)。

(2) 種類別・排出源別ごみ量データ

区 分		種 類	可 燃 ご み	陶磁器・ガラス などのごみ	不 燃 ご み	リサイクルするプ ラスチック	その他のプ ラスチック などのごみ	ペットボトル	資 源 ご み	粗 大 ご み	有害などのごみ	合 計
家 庭 系	ご み 量 (kg)		62,908,180	863,120	607,270	5,823,090	6,541,260	76,940	11,460,530	3,119,080	119,110	91,518,580
	総ごみ量に対する割合 (%)		50.6	0.7	0.5	4.7	5.3	0.1	9.2	2.5	0.1	73.6
	収 集 日 平 均 (kg/ 日)		204,912.6	2,811.5	1,978.1	18,967.7	21,307.0	250.6	37,330.7	10,159.9	388.0	298,106.1
	暦 日 平 均 (kg/ 日)		172,351.2	2,364.7	1,663.8	15,953.7	17,921.3	210.8	31,398.7	8,545.4	326.3	250,735.8
	一人一日量 (g/ 日・人)		346.4	4.8	3.3	32.1	36.0	0.4	63.1	17.2	0.7	503.9
事 業 系	ご み 量 (kg)		31,104,380	62,600	29,490	0	626,070	0	116,330	220,200	0	32,159,070
	総ごみ量に対する割合 (%)		25.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.1	0.2	0.0	25.9
	収 集 日 平 均 (kg/ 日)		101,317.2	203.9	96.1	0.0	2,039.3	0.0	378.9	717.3	0.0	104,752.7
	暦 日 平 均 (kg/ 日)		85,217.5	171.5	80.8	0.0	1,715.3	0.0	318.7	603.3	0.0	88,107.0
	一人一日量 (g/ 日・人)		171.3	0.3	0.2	0.0	3.4	0.0	0.6	1.2	0.0	177.1
そ の 他	ご み 量 (kg)		641,410	940	870	0	7,590	0	9,580	30,860	30	691,280
	総ごみ量に対する割合 (%)		0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
	収 集 日 平 均 (kg/ 日)		2,089.3	3.1	2.8	0.0	24.7	0.0	31.2	100.5	0.1	2,251.7
	暦 日 平 均 (kg/ 日)		1,757.3	2.6	2.4	0.0	20.8	0.0	26.2	84.5	0.1	1,893.9
	一人一日量 (g/ 日・人)		3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	3.8
合 計	ご み 量 (kg)		94,653,970	926,660	637,630	5,823,090	7,174,920	76,940	11,586,440	3,370,140	119,140	124,368,930
	総ごみ量に対する割合 (%)		76.1	0.7	0.5	4.7	5.8	0.1	9.3	2.7	0.1	100.0
	収 集 日 平 均 (kg/ 日)		308,319.1	3,018.4	2,077.0	18,967.7	23,371.1	250.6	37,740.8	10,977.7	388.1	405,110.5
	暦 日 平 均 (kg/ 日)		259,325.9	2,538.8	1,746.9	15,953.7	19,657.3	210.8	31,743.7	9,233.3	326.4	340,736.8
	一人一日量 (g/ 日・人)		521.1	5.1	3.5	32.1	39.5	0.4	63.8	18.6	0.7	684.7

※ 収 集 日 数 307 日
 暦 日 日 数 365 日
 人 口 (令和3年10月 1 日現在)
 497,614 人

(3) 令和3年度 種類別月別収集量

(単位 : kg)

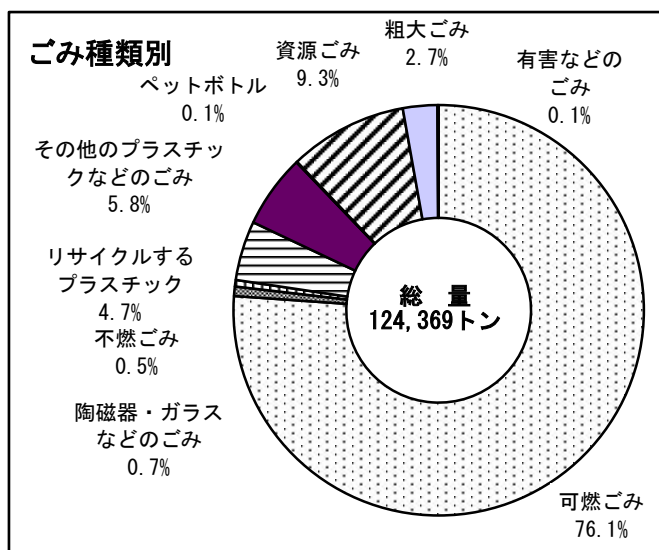
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系	可燃ごみ	5,391,870	5,664,470	5,465,720	5,572,620	5,505,350	5,304,740	5,122,480	5,253,140	5,279,480	5,057,230	4,278,880	5,012,200	62,908,180
	陶磁器・ガラス などのごみ	90,230	98,100	82,210	74,780	83,300	80,230	98,010	85,170	83,770	87,320	0	0	863,120
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	277,080	330,190	607,270
	リサイクルする プラスチック その他のプラスチック などのごみ	481,300	486,190	479,390	502,560	495,730	489,900	465,000	470,230	494,210	507,900	447,250	503,430	5,823,090
	ペットボトル	6,220	6,440	6,930	7,580	8,660	6,910	6,270	6,170	5,730	5,650	5,060	5,320	76,940
	資源ごみ	1,098,580	1,070,460	980,470	987,370	973,870	990,490	976,910	985,870	1,130,990	991,130	524,520	749,870	11,460,530
	粗大ごみ	293,350	266,140	270,780	261,600	253,380	250,960	265,090	273,600	281,670	213,240	223,000	266,270	3,119,080
	有害などのごみ	7,560	10,610	9,310	8,770	9,260	9,930	9,890	10,110	13,190	10,620	9,090	10,770	119,110
	計	7,953,570	8,200,090	7,837,050	7,963,930	7,877,850	7,694,610	7,481,620	7,616,960	7,859,640	7,425,310	6,197,760	7,410,190	91,518,580
事業系	可燃ごみ	2,569,210	2,605,670	2,648,040	2,829,460	2,561,250	2,539,930	2,692,120	2,707,230	2,758,320	2,490,610	2,168,540	2,534,000	31,104,380
	陶磁器・ガラス などのごみ	6,570	5,790	6,330	4,930	3,650	5,590	7,640	6,380	10,600	5,120	0	0	62,600
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,220	13,270	29,490
	リサイクルする プラスチック その他のプラスチック などのごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	9,690	9,040	10,840	8,740	9,960	16,130	11,750	9,600	13,770	16,810	0	0	116,330
	粗大ごみ	19,040	17,820	19,230	14,560	18,640	20,780	22,560	13,180	22,650	16,750	16,960	18,030	220,200
	有害などのごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,643,940	2,669,660	2,728,960	2,897,960	2,648,800	2,659,130	2,801,020	2,799,380	2,867,100	2,579,910	2,243,130	2,620,080	32,159,070
その他	可燃ごみ	75,010	65,980	59,790	66,650	49,660	49,500	52,530	46,540	44,270	46,120	36,060	49,300	641,410
	陶磁器・ガラス などのごみ	260	140	140	0	0	50	130	220	0	0	0	0	940
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	320	550	870
	リサイクルする プラスチック その他のプラスチック などのごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	1,260	950	800	970	910	1,090	820	790	1,270	720	0	0	9,580
	粗大ごみ	3,350	1,270	2,430	2,900	2,820	2,840	760	7,040	2,430	1,480	1,340	2,200	30,860
	有害などのごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30
	計	81,150	69,120	63,730	71,070	53,880	53,990	54,580	55,090	48,810	48,490	38,230	53,140	691,280
合計	可燃ごみ	8,036,090	8,336,120	8,173,550	8,468,730	8,116,260	7,894,170	7,867,130	8,006,910	8,082,070	7,593,960	6,483,480	7,595,500	94,653,970
	陶磁器・ガラス などのごみ	97,060	104,030	88,680	79,710	86,950	85,870	105,650	91,680	94,590	92,440	0	0	926,660
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	293,620	344,010	637,630
	リサイクルする プラスチック その他のプラスチック などのごみ	481,300	486,190	479,390	502,560	495,730	489,900	465,000	470,230	494,210	507,900	447,250	503,430	5,823,090
	ペットボトル	6,220	6,440	6,930	7,580	8,660	6,910	6,270	6,170	5,730	5,650	5,060	5,320	76,940
	資源ごみ	1,109,530	1,080,450	992,110	997,080	984,740	1,007,710	989,480	996,260	1,146,030	1,008,660	524,520	749,870	11,586,440
	粗大ごみ	315,740	285,230	292,440	279,060	274,840	274,580	288,410	293,820	306,750	231,470	241,300	286,500	3,370,140
	有害などのごみ	7,560	10,610	9,310	8,770	9,260	9,930	9,890	10,110	13,190	10,620	9,090	10,800	119,140
	総計	10,678,660	10,938,870	10,629,740	10,932,960	10,580,530	10,407,730	10,337,220	10,471,430	10,775,550	10,053,710	8,479,120	10,083,410	124,368,930

6. 令和3年度ごみ収集・搬入量

(1) 総ごみ量

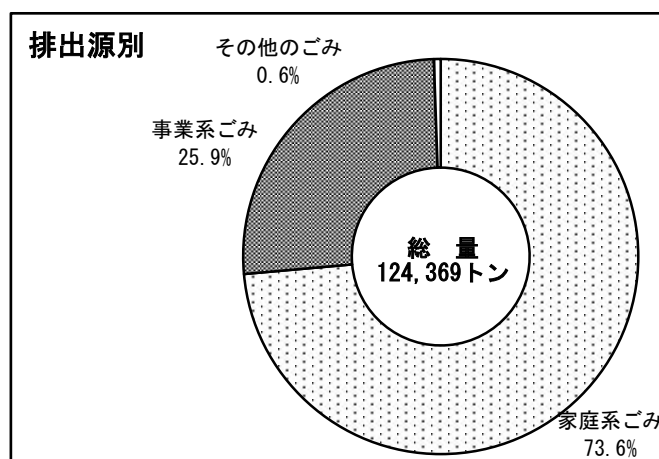
① ごみ種類別

種 別	ごみ量 (kg)
可 燃 ご み	94,653,970
陶磁器・ガラスなどのごみ	926,660
不 燃 ご み	637,630
リサイクルするプラスチック	5,823,090
その他のプラスチックなどのごみ	7,174,920
ペ ッ ト ボ ト ル	76,940
資 源 ご み	11,586,440
粗 大 ご み	3,370,140
有 害 な ど の ご み	119,140
合 計	124,368,930



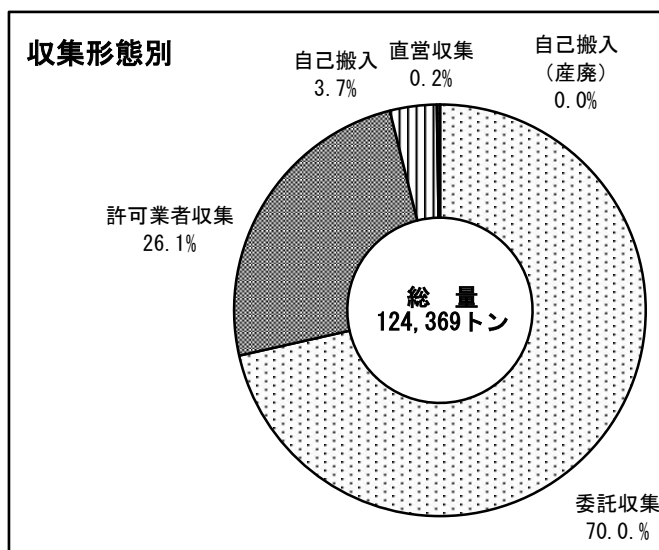
② 排出源別

種 別	ごみ量 (kg)
家 庭 系 ご み	91,518,580
事 業 系 ご み	32,159,070
そ の 他 の ご み	691,280
合 計	124,368,930



③ 収集形態別

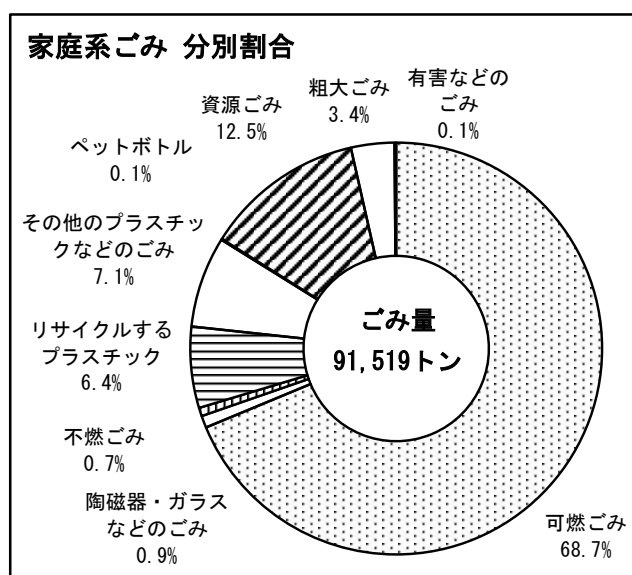
種 別	ごみ量 (kg)
委 託 収 集	88,879,950
許 可 業 者 収 集	30,617,940
自 己 搬 入	4,572,810
直 営 収 集	295,840
自己搬入（産廃）	2,390
合 計	124,368,930



(2) 家庭系ごみ

① ごみ種類別

種 別	ごみ量 (kg)
可 燃 ご み	62,908,180
陶磁器・ガラスなどのごみ	863,120
不 燃 ご み	607,270
リサイクルするプラスチック	5,823,090
その他のプラスチックなどのごみ	6,541,260
ペ ッ ト ボ ト ル	76,940
資 源 ご み	11,460,530
粗 大 ご み	3,119,080
有害などのごみ	119,110
合 計	91,518,580



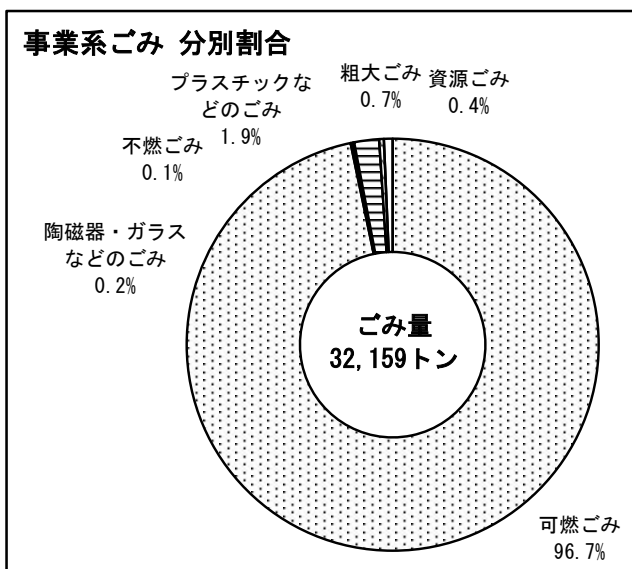
② 収集形態別

種 別	ごみ量 (kg)
委 託 収 集	88,879,950
自 己 搬 入	2,535,700
直 営 収 集	102,930
合 計	91,518,580

(3) 事業系ごみ

① ごみ種類別

種 別	ごみ量 (kg)
可 燃 ご み	31,104,380
陶磁器・ガラスなどのごみ	62,600
不 燃 ご み	29,490
プラスチックなどのごみ	626,070
ペ ッ ト ボ ト ル	0
資 源 ご み	116,330
粗 大 ご み	220,200
合 計	32,159,070



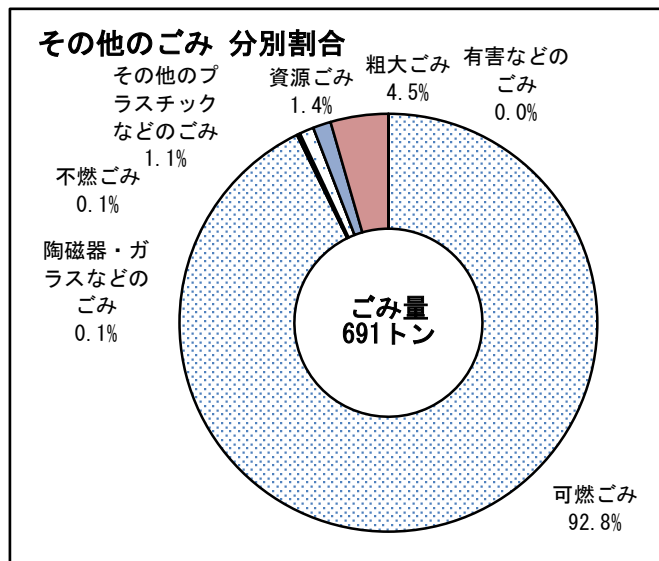
② 収集形態別

種 別	ごみ量 (kg)
許 可 業 者 収 集	30,617,940
自 己 搬 入	1,538,740
自己搬入（産廃）	2,390
合 計	32,159,070

(4) その他のごみ

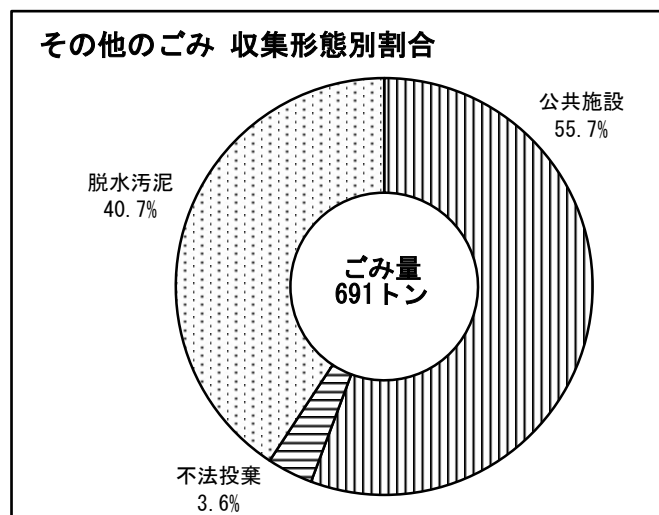
① ごみ種類別

種 別	ごみ量 (kg)
可 燃 ご み	641,410
陶磁器・ガラスなどのごみ	940
不 燃 ご み	870
リサイクルするプラスチック	0
その他のプラスチックなどのごみ	7,590
ペ ッ ト ボ ト ル	0
資 源 ご み	9,580
粗 大 ご み	30,860
有害などのごみ	30
合 計	691,280



② 収集形態別

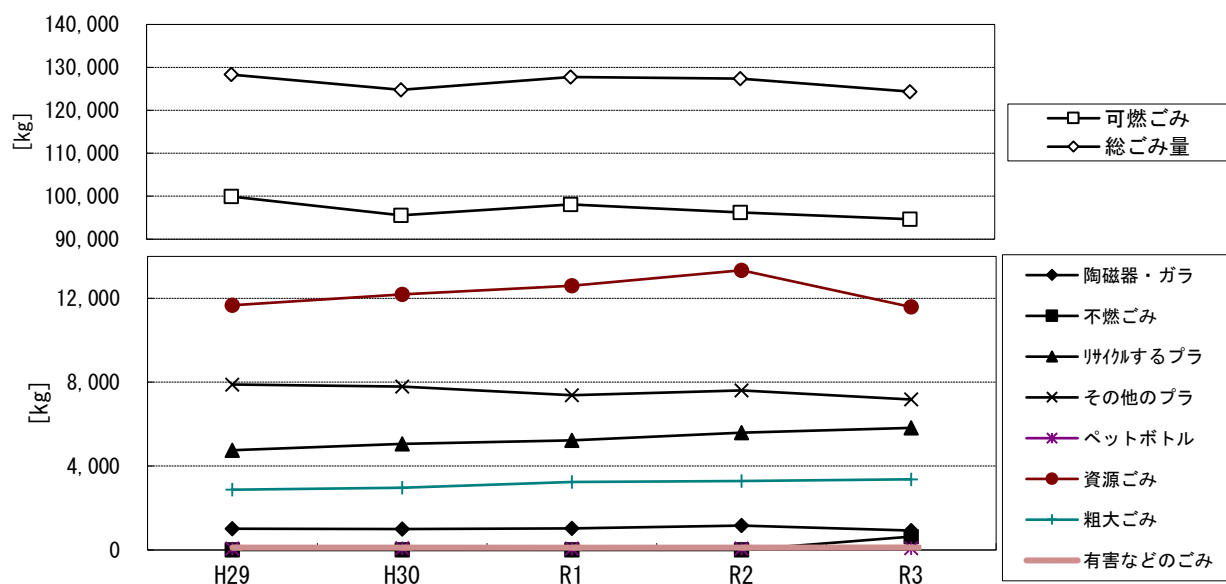
種 別	ごみ量 (kg)
公 共 施 設	385,110
不 法 投 棄	24,550
脱 水 汚 泥	281,620
合 計	691,280



③ 搬入形態別

種 別	ごみ量 (kg)
直 営 収 集	192,910
自 己 搬 入	498,370
合 計	691,280

7. ごみ収集・搬入量経年変化



(1) 総ごみ量

① 種類別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可 燃 ご み	99,935,750	95,556,890	98,090,980	96,215,610	94,653,970
増減率 (%)	△1.6	△4.4	2.7	△1.9	△1.6
陶磁器・ガラスなどのごみ	1,010,230	1,000,320	1,031,520	1,163,520	926,660
増減率 (%)	1.5	△1.0	3.1	12.8	△20.4
不 燃 ご み	0	0	0	0	637,630
増減率 (%)	—	—	—	—	皆増
リサイクルするプラスチック	4,756,720	5,056,690	5,224,330	5,598,450	5,823,090
増減率 (%)	△0.7	6.3	3.3	7.2	4.0
その他のプラスチックなどのごみ	7,891,220	7,788,600	7,379,340	7,608,360	7,174,920
増減率 (%)	△5.3	△1.3	△5.3	3.1	△5.7
ペ ッ ト ボ ト ル	70,160	75,530	74,810	74,980	76,940
増減率 (%)	△1.8	7.7	△1.0	0.2	2.6
資 源 ご み	11,672,560	12,192,230	12,595,960	13,338,680	11,586,440
増減率 (%)	1.6	4.5	3.3	5.9	△13.1
粗 大 ご み	2,874,310	2,969,470	3,237,420	3,285,240	3,370,140
増減率 (%)	1.1	3.3	9.0	1.5	2.6
有 害 な ど の ご み	114,020	113,220	111,270	114,090	119,140
増減率 (%)	△3.4	△0.7	△1.7	2.5	4.4
総 ご み 量	128,324,970	124,752,950	127,745,630	127,398,930	124,368,930
増減率 (%)	△1.5	△2.8	2.4	△0.3	△2.4

② 排出源別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
家 庭 系	93,022,590	89,971,420	91,668,120	94,752,520	91,518,580
増減率 (%)	0.2	△3.3	1.9	3.4	△3.4
事 業 系	34,599,690	34,071,740	35,288,190	31,909,460	32,159,070
増減率 (%)	△5.3	△1.5	3.6	△9.6	0.8
そ の 他	702,690	709,790	789,320	736,950	691,280
増減率 (%)	△13.7	1.0	11.2	△6.6	△6.2
合 計	128,324,970	124,752,950	127,745,630	127,398,930	124,368,930
増減率 (%)	△1.5	△2.8	2.4	△0.3	△2.4

③ 収集形態別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
委 託 収 集	90,828,050	87,684,890	89,199,060	92,220,180	88,879,950
増減率 (%)	0.1	△3.5	1.7	3.4	△3.6
許 可 業 者	33,170,050	32,603,770	33,647,390	30,426,210	30,617,940
増減率 (%)	△4.2	△1.7	3.2	△9.6	0.6
自 己 搬 入	4,108,990	4,215,620	4,675,210	4,493,990	4,572,810
増減率 (%)	△11.2	2.6	10.9	△3.9	1.8
直 営 収 集	196,870	230,180	211,480	233,220	295,840
増減率 (%)	△30.5	16.9	△8.1	10.3	26.9
自己搬入(産廃)	21,010	18,490	12,490	25,330	2,390
増減率 (%)	12.1	△12.0	△32.4	102.8	△90.6
合 計	128,324,970	124,752,950	127,745,630	127,398,930	124,368,930
増減率 (%)	△1.5	△2.8	2.4	△0.3	△2.4

(2) 家庭系ごみ収集・搬入量推移

① 種類別ごみ量推移

(単位：kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可 燃 ご み	65,975,250	61,852,520	62,888,820	64,568,880	62,908,180
増減率 (%)	0.0	△6.2	1.7	2.7	△2.6
陶磁器・ガラスなどのごみ	954,730	947,740	964,550	1,091,410	863,120
増減率 (%)	4.4	△0.7	1.8	13.2	△20.9
不 燃 ご み	0	0	0	0	607,270
増減率 (%)	-	-	-	-	皆増
リサイクルするプラスチック	4,756,720	5,056,690	5,224,330	5,598,450	5,823,090
増減率 (%)	△0.7	6.3	3.3	7.2	4.0
その他のプラスチックなどのごみ	6,937,630	7,121,090	7,052,730	7,119,480	6,541,260
増減率 (%)	△0.8	2.6	△1.0	0.9	△8.1
ペ ッ ト ボ ト ル	70,160	75,530	74,810	74,980	76,940
増減率 (%)	△1.8	7.7	△1.0	0.2	2.6
資 源 ご み	11,525,540	12,040,150	12,378,520	13,174,780	11,460,530
増減率 (%)	1.7	4.5	2.8	6.4	△13.0
粗 大 ご み	2,688,630	2,764,900	2,973,240	3,010,450	3,119,080
増減率 (%)	0.9	2.8	7.5	1.3	3.6
有 害 な ど の ご み	113,930	112,800	111,120	114,090	119,110
増減率 (%)	△3.4	△1.0	△1.5	2.7	4.4
総 ご み 量	93,022,590	89,971,420	91,668,120	94,752,520	91,518,580
増減率 (%)	0.2	△3.3	1.9	3.4	△3.4

② 収集形態別ごみ量推移

(単位：kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
委 託 収 集	90,828,050	87,684,890	89,199,060	92,220,180	88,879,950
増減率 (%)	0.1	△3.5	1.7	3.4	△3.6
自 己 搬 入	2,117,760	2,196,480	2,385,860	2,447,400	2,535,700
増減率 (%)	3.2	3.7	8.6	2.6	3.6
直 営 収 集	76,780	90,050	83,200	84,940	102,930
増減率 (%)	△0.2	17.3	△7.6	2.1	21.2
合 計	89,971,420	89,971,420	91,668,120	94,752,520	91,518,580
増減率 (%)	△3.1	0.0	1.9	3.4	△3.4

(3) 事業系ごみ収集・搬入量推移

① 種類別ごみ量推移

(単位：kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可 燃 ご み	33,333,990	33,079,530	34,484,230	30,957,440	31,104,380
増減率 (%)	△4.4	△0.8	4.2	△10.2	0.5
陶磁器・ガラスなどのごみ	51,990	51,010	65,930	69,540	62,600
増減率 (%)	△32.6	△1.9	29.2	5.5	△10.0
不 燃 ご み	0	0	0	0	29,490
増減率 (%)	-	-	-	-	皆増
プラスチックなどのごみ	941,920	649,810	311,420	486,900	626,070
増減率 (%)	△28.7	△31.0	△52.1	56.3	28.6
ペ ッ ト ボ ト ル	0	0	0	0	0
増減率 (%)	-	-	-	-	-
資 源 ご み	116,930	120,390	195,370	151,690	116,330
増減率 (%)	1.5	3.0	62.3	△22.4	△23.3
粗 大 ご み	154,860	171,000	231,240	243,890	220,200
増減率 (%)	7.5	10.4	35.2	5.5	△9.7
総 ご み 量	34,599,690	34,071,740	35,288,190	31,909,460	32,159,070
増減率 (%)	△5.3	△1.5	3.6	△9.6	0.8

② 収集形態別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
許可業者収集	33,170,050	32,603,770	33,647,390	30,426,210	30,617,940
増減率(%)	△4.2	△1.7	3.2	△9.6	0.6
自己搬入	1,408,630	1,449,480	1,628,310	1,457,920	1,538,740
増減率(%)	△25.3	2.9	12.3	△10.5	5.5
自己搬入(産廃)	21,010	18,490	12,490	25,330	2,390
増減率(%)	12.1	△12.0	△32.4	102.8	△90.6
合 計	34,599,690	34,071,740	35,288,190	31,909,460	32,159,070
増減率(%)	△5.3	△1.5	3.6	△9.6	0.8

(4) 其他のごみ収集・搬入量推移

① 種類別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	626,510	624,840	717,930	689,290	641,410
増減率(%)	△13.0	△0.3	14.9	△4.0	△6.9
陶磁器・ガラスなどのごみ	3,510	1,570	1,040	2,570	940
増減率(%)	△1.1	△55.3	△33.8	147.1	△63.4
不燃ごみ	0	0	0	0	870
増減率(%)	—	—	—	—	皆増
リサイクルするプラスチック	0	0	0	0	0
増減率(%)	—	—	—	—	—
その他のプラスチックなどのごみ	11,670	17,700	15,190	1,980	7,590
増減率(%)	△29.7	51.7	△14.2	△87.0	283.3
資源ごみ	30,090	31,690	22,070	12,210	9,580
増減率(%)	△24.1	5.3	△30.4	△44.7	△21.5
粗大ごみ	30,820	33,570	32,940	30,900	30,860
増減率(%)	△10.6	8.9	△1.9	△6.2	△0.1
有害などのごみ	90	420	150	0	30
増減率(%)	0.0	366.7	△64.3	△100.0	3,000.0
総ごみ量	702,690	709,790	789,320	736,950	691,280
増減率(%)	△13.7	1.0	11.2	△6.6	△6.2

② 収集形態別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
公共施設	402,420	399,650	462,620	377,090	385,110
増減率(%)	△16.7	△0.7	15.8	△18.5	2.1
不法投棄	42,450	30,020	25,990	26,320	24,550
増減率(%)	△11.9	△29.3	△13.4	1.3	△6.7
脱水汚泥	257,820	280,120	300,710	333,540	281,620
増減率(%)	△9.1	8.6	7.4	10.9	△15.6
合 計	702,690	709,790	789,320	736,950	691,280
増減率(%)	△13.7	1.0	11.2	△6.6	△6.2

③ 搬入形態別ごみ量推移

(単位: kg)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
直営収集	120,090	140,130	128,280	148,280	192,910
増減率(%)	△4.4	16.7	△8.5	15.6	30.1
自己搬入	582,600	569,660	661,040	588,670	498,370
増減率(%)	△15.4	△2.2	16.0	△10.9	△15.3
合 計	702,690	709,790	789,320	736,950	691,280
増減率(%)	△13.7	1.0	11.2	△6.6	△6.2

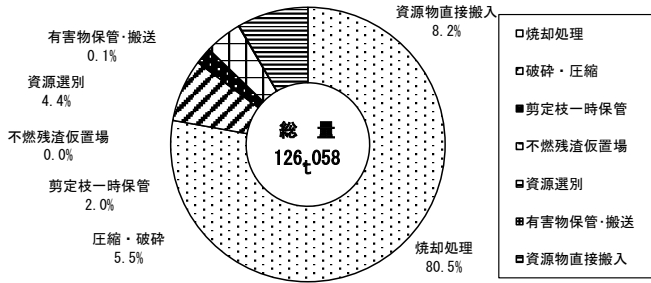
8. 令和3年度 ごみ処理量

(1) 処理施設別搬入・搬出量

(単位: kg)

施設名	種 類	可燃ごみ		不燃ごみ	陶磁器・ガラス などのごみ	リサイクルするプ ラスチック	その他の プラスチック などのごみ	ペットボトル	資源ごみ	粗大ごみ	有害な ごみ	搬入量合計	施設間移送分				処理量合計	調整量 在庫等	搬出量	搬出物 ・ 搬出先			
		(剪定枝以外)	剪定枝										資源残渣	粗大残渣	正搬リサブラ	剪定枝							
① 焼却処理 和名ヶ谷CC		73, 523, 740	5, 344, 620				4, 567, 590			1, 541, 690		84, 977, 640	741, 120	785, 210			86, 503, 970		9, 681, 550	焼却灰	9, 681, 550		
																			1, 508	汚泥等	1, 508		
		78, 868, 360																	10, 730	→資源化物 民間事業者	10, 730		
② 市外焼却処 理 ごみ中継施設		13, 121, 710										13, 121, 710					13, 121, 710	57, 970	9, 123, 300	→可燃ごみ	市川市	9, 123, 300	
																			3, 703, 000	→可燃ごみ	浦安市	3, 703, 000	
																			353, 380	→可燃ごみ	民間事業者	353, 380	
③ 破砕選別圧 縮 日暮クリーンC						5, 823, 090	2, 592, 330			871, 760		9, 287, 180	206, 720	0	0		9, 493, 900	△88, 690	9, 123, 300	(和名ヶ谷CCへの積替え移送量)		8, 406, 900	
																			4, 876, 720	→資源化	指定法人	4, 876, 720	
																			750, 250	→資源化	民間事業者	750, 250	
④ 可燃物 剪定枝一時保管		2, 546, 460										2, 546, 460					2, 546, 460	382, 480	892, 040	→粗大残渣	和名ヶ谷CC	785, 210	
																					資源RC	106, 830	
																				→可燃物	民間事業者	2, 928, 940	
⑤ 埋立処分 日暮最終処分場												0					1, 850, 520	133, 400	92, 000	→日暮最終処分場直接埋立		92, 000	
⑥ 不燃残渣				0	0							0	1, 850, 520						1, 891, 920	→資源残渣等 市外処理場		1, 891, 920	
⑦ 資源選別 資源リサイクルC			637, 630	926, 660					2, 969, 580	956, 690		5, 490, 560		157, 850			5, 648, 410	302, 739	3, 179, 029	→資源化物	資源回収事業者	2, 976, 770	
																					認定事業者	199, 170	
																			2, 555, 720	→資源残渣	民間事業者	3, 089	
⑧ 有害物保管 資源リサイクルC												119, 140	119, 140	0				119, 140	△780	1, 850, 520		1, 850, 520	
																						和名ヶ谷CC	498, 480
																				216, 400	→資源化	指定法人	216, 400
⑨ 資源物 民間業者直接搬 入	117, 440						15, 000	1, 766, 020	8, 616, 860			10, 515, 320	0				10, 515, 320	△144, 030	1, 349, 580	→資源化	民間事業者	1, 349, 580	
																			7, 157, 080	→資源化	民間紙問屋	7, 157, 080	
																			1, 621, 990	→資源化	指定法人	1, 621, 990	
合 計		86, 762, 890	7, 891, 080	637, 630	926, 660	5, 823, 090	7, 174, 920	1, 766, 020	11, 586, 440	3, 370, 140	119, 140	126, 058, 010	2, 798, 360	943, 060	0	0	129, 799, 430		242, 640	→資源残渣（布残渣）和名ヶ谷CC		242, 640	
		94, 653, 970												3, 741, 420									

処理形態別
搬入量割合



(2) 埋立物発生量

発生量 (道路清掃・資源RC・日暮CC)	
陶磁器・ガラスなどのごみ	0 kg
資源残渣	729, 240 kg
陶磁器等残渣	1, 121, 280 kg
合 計	1, 850, 520 kg

(4) 焼却灰一時保管量 (令和3年度末)

保管量累計	
クリーンセンター	1, 070, 810 kg
和名ヶ谷クリーンセンター	19, 780 kg
合 計	1, 090, 590 kg

(3) 埋立量

埋 立 量		
市内	日暮処分場埋立量 (資源・陶磁器残渣)	92, 000 kg
	覆土量	740, 400 kg
	計	832, 400 kg
市外	資源残渣等	1, 891, 920 kg
	合 計	2, 724, 320 kg

(5) 年度別焼却量

(単位：上段kg, 下段 増減率%)

年度	可燃ごみ（可燃物含む）				圧縮ごみ等	焼却量合計
	市内焼却処理施設		近隣自治体	民間事業者	民間事業者	
	クリーンセンター	和名ヶ谷 クリーンセンター				
H29	30,422,678 △3.9	76,381,526 0.2	0 —	1,914,580 △38.7	1,297,140 2.4	110,015,924 △2.0
H30	32,043,238 5.3	70,589,676 △7.6	0 —	2,060,170 7.6	1,246,760 △3.9	105,939,844 △3.7
R1	33,566,970 4.8	71,894,276 1.8	0 —	2,429,010 17.9	793,680 △36.3	108,683,936 2.6
R2	0 皆減	86,417,000 20.2	14,652,220 皆増	3,602,640 48.3	2,889,290 264.0	107,561,150 △1.0
R3	0 —	86,440,712 0.0	12,826,300 △12.5	3,282,320 △8.9	2,886,200 △0.1	105,435,532 △2.0

※市内焼却処理施設の焼却量＝市焼却施設処理量合計－（汚泥等＋資源化物＋粗大残渣）

(6) 市外搬出種類別総括表

(資源化物を除く)

(単位：kg)

焼却灰	可燃ごみ	圧縮ごみ	可燃物	資源残渣等	有害などのごみ	合 計
9,519,800	13,179,680	2,886,200	2,928,940	1,891,920	118,360	30,524,900

※焼却灰は、溶融・資源化量161,750kgを除く。圧縮ごみは、ガス化・資源化量750,250kgを除く。

(7) 年度別焼却灰発生量

(単位：上段・中段 kg, 下段 増減率%)

年 度	市内焼却処理施設		市外搬出		合 計	備 考
	クリーンセンター	和名ヶ谷 クリーンセンター	近隣自治体	民間事業者		
H29	3,642,720 (234,900) △8.4	9,226,470 (0) △4.5	0 (0) —	673,550 (91,690) △27.9	13,542,740 (326,590) △0.7	
H30	3,826,430 (239,480) 5.0	8,569,230 (0) △7.1	0 (0) —	674,510 (76,050) 0.1	13,070,170 (315,530) △3.5	
R1	4,145,940 (241,000) 8.4	8,482,960 (0) △1.0	0 (0) —	652,240 (82,590) △3.3	13,281,140 (323,590) 1.6	R2.3クリーンセンター稼働停止
R2	0 (0) 皆減	10,141,750 (190,480) 19.6	1,668,010 (254,000) 皆増	1,206,940 (106,730) 85.0	13,016,700 (551,210) △2.0	R2.4可燃ごみ市外搬出開始
R3	0 (0) —	9,681,550 (161,750) △4.5	1,386,000 (256,000) △16.9	1,142,370 (549,140) △5.3	12,209,920 (966,890) △6.2	

※クリーンセンターのH29、R1には、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく特定一般廃棄物を含む。

※市外搬出（民間業者）には、可燃物・圧縮ごみ等の搬出により発生した焼却灰を含む。

※カッコ内の数値は、焼却灰のうちの溶融・資源化量。

※増減率は、前年度の焼却灰発生量に対する割合。

(8) 年度別最終処分量

(単位：上段kg, 下段 増減率%)

		H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ等 (焼却灰埋立)	クリーン センター	3,407,820 △14.3	3,586,950 5.3	3,904,940 8.9	0 皆減	0 —
	和名ヶ谷 クリーンセンター	9,226,470 △4.5	8,569,230 △7.1	8,482,960 △1.0	9,951,270 17.3	9,519,800 △4.3
	市川市	0 —	0 —	0 —	1,109,010 皆増	910,000 △17.9
	浦安市	0 —	0 —	0 —	305,000 皆増	220,000 △27.9
	民間事業者	0 —	0 —	0 —	60,320 皆増	0 皆減
圧縮ごみ等 (焼却灰埋立)	民間事業者	234,720 2.2	226,720 △3.4	140,240 △38.1	488,190 248.1	253,630 △48.0
可燃物 (焼却灰埋立)	民間事業者	347,140 △38.9	371,740 7.1	429,410 15.5	551,700 28.5	339,600 △38.4
不燃残渣等 (直接埋立)	日暮最終処分場 民間事業者	1,860,830 11.3	1,886,070 1.4	1,964,480 4.2	1,983,350 1.0	1,850,520 △6.7
合 計		15,076,980 △6.4	14,640,710 △2.9	14,922,030 1.9	14,448,840 △3.2	13,093,550 △9.4

※焼却灰埋立は、溶融・資源化した量を除く。

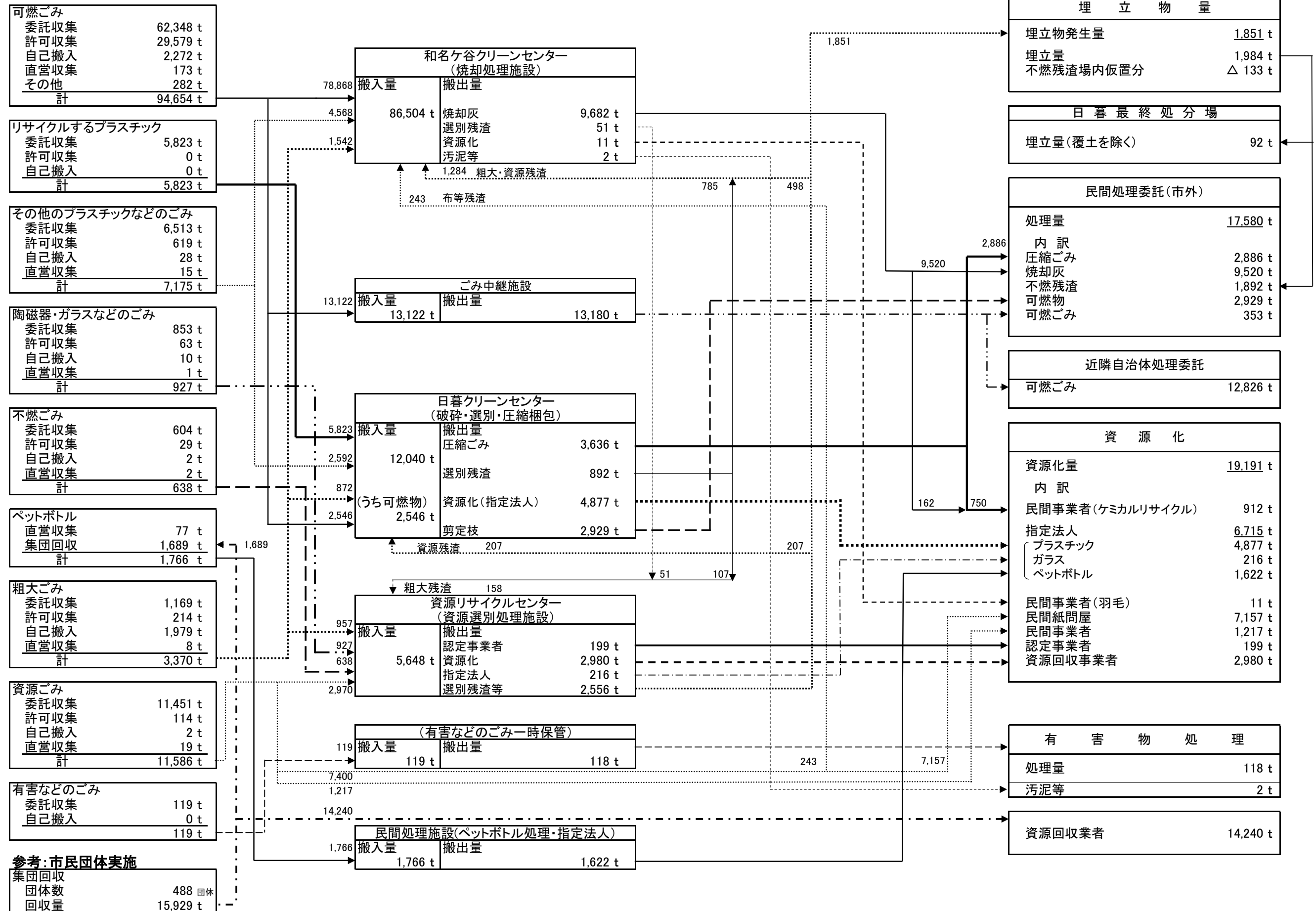
9. 令和3年度ごみ処理フローシート

総ごみ量 126,058 t

左記のうち、集団回収の
ペットボトルを除いた量

124,369 t

※注:kg単位の集計をトン単位とした為、合計のあわない箇所があります。



10. 資源化事業

(1) 資源ごみ収集（週1回収集）

① 資源リサイクルセンター及び民間処理内訳及び資源有償売払金額

処 理 内 容	重 量 (kg)
施 設 搬 入 量	13,457,750
(資源RC)	4,840,890
(民間紙問屋)	7,399,720
(民間業者)	1,217,140
資源選別重量	12,041,330
選別残渣量	1,564,110
資 源 化 率	89.5%
(資源選別重量÷施設搬入量)	

資源RC 有償売却内訳	有償売払重量 (kg)	売却金額 (円)	1kg当 り単価 (円)
紙類	5,896,620	16,235,152	2.8
金属類	2,063,190	93,163,790	45.2
ビン・ガラス	615,940	323,391	0.5
布類	1,503,100	4,079,034	2.7
合計	10,078,850	113,801,367	11.3

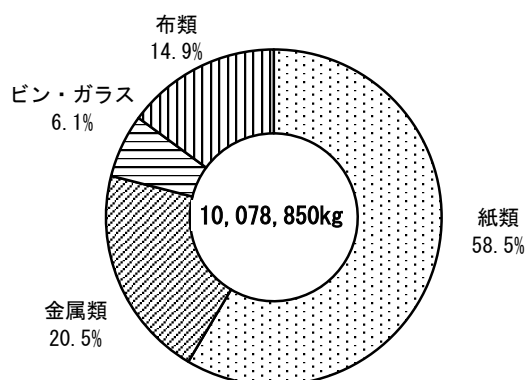
※売払金額は、税込み金額。

※資源RC搬入量には、陶磁器ガラスなどのごみ 926,660kgを含まない
(令和4年2月以降の不燃ごみを含む。不燃ごみの選別残渣は不明のため、本資料の計算には含まない)。

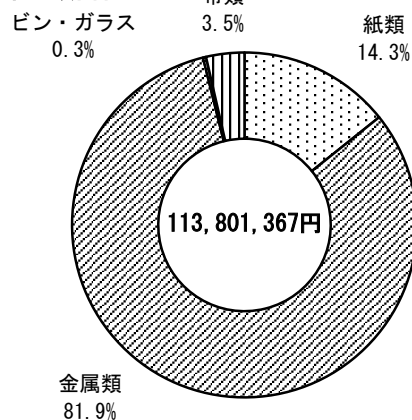
※民間業者搬入量には、ペットボトル 1,766,020kgを含まない。
※民間業者の選別残渣は不明のため、本資料の計算には含まない。
※小型家電等についてはP53参照。

※施設搬入量と(資源選別重量+選別残渣量)は、在庫量等のため同量になりません。

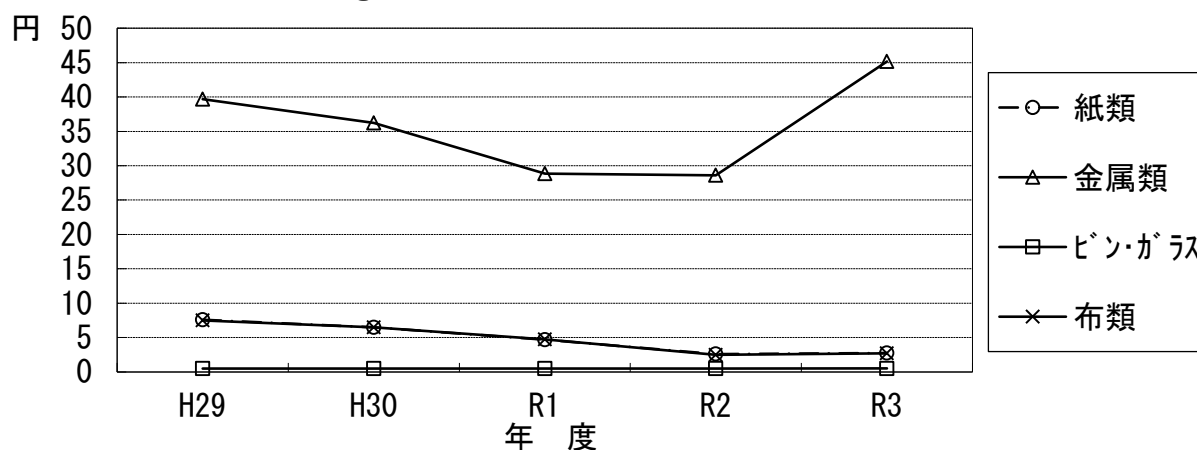
品目別割合(重量比)



売却金額割合



有価物売払単価(1kg当たり)



② 資源ごみ年度別資源化量 [重量比較]

(単位 : kg)

年度	紙 類 前年比 %	金属類 前年比 %	ビン・ガラス類 前年比 %	布 類 前年比 %	合 計 前年比 %
H29	5,674,520 1.4	2,122,120 4.9	1,051,464 △1.8	1,349,730 (1,268,220) 6.0	10,197,834 2.3
H30	6,152,870 8.4	2,147,090 1.2	1,018,479 △3.1	1,466,970 (1,345,660) 8.7	10,785,409 5.8
R1	6,381,860 3.7	2,300,670 7.2	990,900 △2.7	1,532,350 (1,309,010) 4.5	11,205,780 3.9
R2	6,730,730 5.5	2,480,570 7.8	1,033,190 4.3	1,615,290 (1,263,260) 5.4	11,859,780 5.8
R3	5,896,620 △12.4	2,360,830 △4.8	832,340 △19.4	1,503,100 (1,260,460) △6.9	10,592,890 △10.7

※資源選別重量と資源化量は、残渣量等のため同量になりません。

※布類のカッコ内の数値は、民間紙問屋から返却された資源残渣を差し引いた資源化量。

③ 資源ごみ年度別有償売払金額 [金額比較]

(単位 : 円)

年度	紙 類 前年比 %	金属類 前年比 %	ビン・ガラス類 前年比 %	布 類 前年比 %	合 計 前年比 %
H29	43,137,726 7.7	72,883,765 20.4	426,257 △0.6	10,187,662 13.3	126,635,410 15.1
H30	40,178,509 △6.9	69,112,846 △5.2	410,040 △3.8	9,532,933 △6.4	119,234,328 △5.8
R1	29,980,006 △25.4	58,629,780 △15.2	381,810 △6.9	7,270,195 △23.7	96,261,791 △19.3
R2	17,211,280 △42.6	61,475,409 4.9	404,897 6.0	4,084,414 △43.8	83,176,200 △13.6
R3	16,235,152 △5.7	93,163,790 51.5	323,391 △20.1	4,079,034 △0.1	113,801,367 36.8

※消費税込み。

(2) 容器包装廃棄物の資源化

①プラスチック製容器包装

本市では、平成 5 年 1 月からプラスチック系ごみの固形燃料化事業を実施し、資源化を行っていましたが、平成 13 年 4 月、ごみの分別変更により、従来の「燃やせないごみ」で収集していたプラスチック系ごみのうち、容器や包装に使われているプラスチックの分別収集を開始しました。

これにより、従来、独自ルートで実施していたプラスチック系ごみの燃料化事業を平成 13 年 3 月で廃止し、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルルートでプラスチック製容器包装の資源化を平成 13 年 4 月から開始しました。

令和 3 年度 プラスチック製容器包装

	搬入量(kg)	搬出量(kg)
リサイクルするプラスチック	5,823,090	4,876,720
ペットボトル	1,766,020	1,621,990
合 計	7,589,110	6,498,710

令和 3 年度

再商品化合理化拠出金・ペットボトル拠出金

	金額(円)
令和 2 年度 再商品化合理化拠出金	0
ペットボトル有償入札拠出金	80,821,190
合 計	80,821,190

②ガラス製容器

本市では、昭和 53 年から資源ごみとして、ガラスびんのリサイクルを独自ルートで実施してきたが、平成 16 年 4 月からは、ガラス製容器の一部（その他ガラス容器）を容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを開始しました。

令和 3 年度 ガラス製容器 搬出量 (kg)

その他ガラス容器	216,400
----------	---------

(3) 小型家電廃棄物等の資源化

①小型家電

本市の、使用済み小型家電については、昭和 53 年 4 月より資源ごみとして分別収集を行い、金属類の有価物として売却を行い資源化してきました。平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことにより、同法に基づく認定事業者へ平成 26 年 1 月より対象品（一部除く）を引き渡し、小型家電リサイクル法による資源化を開始しました。

なお、令和 4 年 2 月より、不燃ごみとして分別収集及び資源化を行っています。

令和 3 年度 実績

	引き渡し量 (kg)	利益還元金(円)
デジタル家電	19,920	17,629
その他家電	179,250	13,400
合 計	199,170	31,029

②小型充電式電池

小型充電式電池（バッテリー類）は、資源有効利用推進法に基づき、排出者自身の処理、協力店が設置した収集ボックスでの処理を進めてきました。昨今、対象品の需要が高まり、本市ごみ処理施設へ搬入される事例が発生したことから、平成 30 年 12 月より、資源化が可能な事業者への引き渡しを開始し、令和 2 年 9 月まで有償売却していましたが、市況悪化のため他の再資源化推進事業者による無償処理を開始しました。

令和 3 年度 実績

	引き渡し量 (kg)
バッテリー類	3,089.44

※ボックス回収分を含む。

また、小型家電リサイクル法における認定会社と連携して、小型家電回収ボックスによる拠点回収を行っています。

（V ごみ減量促進事業 P. 67 参照）

（4）羽毛布団の資源化

平成 27 年 4 月より和名ヶ谷クリーンセンターに持ち込まれた羽毛布団について有価物として売却を行い、資源化を開始しました。

令和 3 年度 羽毛布団

	引き渡し量 (kg)	売却額 (円)
羽毛布団	10,730	2,272,215

（5）リサイクル活動支援事業

従来、松戸市では、町会（自治会）単位による「リサイクル町会」制度により市民主体の資源化を実施してきましたが、町会の規模拡大等により担当役員の負担が大きくなり、実施町会数も減少したため、平成 3 年度から新たな「補助制度」により、リサイクル活動団体と回収業者に支援を行っています。

なお、平成 9 年 4 月 1 日より補助金交付規則を奨励金交付規則に改め、更なる推進を図っています。また、平成 9 年 7 月 1 日よりペットボトルを対象品目として追加しました。平成 18 年 1 月 1 日よりアスベストを含有する資源ごみが多いことから、その他金属類を対象品目から除きました。

この事業は、資源回収の拡大を図りつつ、資源ごみに対する公共関与を少なくし、市民の意識改革と主体性の強化を図るものです。

① 資源回収量（登録団体回収量）

（単位：kg）

年度	紙類	空き缶	ガラスびん 類	布類	ペットボトル	合計
H29	12,134,940	1,185,345	1,906,214	884,520	1,432,790	17,543,809
増減率	△4.8%	△3.4%	△3.7%	3.1%	1.4%	△3.7%
H30	11,586,260	1,162,392	1,859,669	914,040	1,524,060	17,046,421
増減率	△4.5%	△1.9%	△2.4%	3.3%	6.3%	△2.8%
R1	11,009,570	1,178,858	1,888,791	944,330	1,554,230	16,575,779
増減率	△5.0%	1.4%	1.6%	3.3%	2.0%	△2.8%
R2	10,295,896	1,274,326	2,022,830	865,835	1,651,470	16,110,357
増減率	△6.5%	8.0%	7.1%	△8.3%	6.3%	△2.8%
R3	10,071,060	1,250,033	1,989,718	930,030	1,688,500	15,929,341
増減率	△2.2%	△1.9%	△1.6%	7.4%	2.2%	△1.1%

② 登録団体数（年度末登録数）

③ 登録業者数（年度末登録数）

H29	H30	R1	R2	R3
471	481	483	485	488

H29	H30	R1	R2	R3
25	25	26	24	24

④ 集団回収奨励金交付状況

（単位：円）

年度	登録回収団体		登録回収業者	
	交付額	1団体平均	交付額	1業者平均
H29	46,549,938	98,832	193,769,807	7,750,792
増減率	△2.5%	△2.3%	△1.0%	△1.0%
H30	46,285,322	96,227	196,904,831	7,876,193
増減率	△0.5%	△2.5%	1.6%	1.6%
R1	45,585,398	94,379	212,699,857	8,180,763
増減率	△1.5%	△1.9%	8.0%	3.9%
R2	45,432,474	93,675	257,547,339	10,731,139
増減率	△0.3%	△0.7%	21.1%	31.2%
R3	45,366,682	92,965	256,591,010	10,691,292
増減率	△0.1%	△0.8%	△0.4%	△0.4%

（６）その他の資源化事業

① 靴・バッグ・ベルトの回収事業・・・Vごみ減量促進事業 P. 66 参照

② 学校給食残渣資源化モデル事業・・・Vごみ減量促進事業 P. 69 参照

(7) 年度別資源化量

(単位 : kg)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
紙類 (紙問屋直納)	5,674,520	6,152,870	6,381,860	6,730,730	5,896,620
紙類 (集団回収)	12,134,940	11,586,260	11,009,570	10,295,896	10,071,060
布類 (紙問屋直納)	1,268,220	1,345,660	1,309,010	1,263,260	1,260,460
布類 (羽毛布団)	3,030	3,250	9,070	8,650	10,730
布類 (集団回収)	884,520	914,040	944,330	865,835	930,030
プラスチック製容器包装	4,696,040	4,880,100	4,994,520	4,595,240	4,876,720
プラスチック類	399,440	360,830	282,220	816,840	750,250
缶類 (集団回収)	1,185,345	1,162,392	1,178,858	1,274,326	1,250,033
ビン類 (集団回収)	1,906,214	1,859,669	1,888,791	2,022,830	1,989,718
金属類 (資源ごみ)	2,122,120	2,147,090	2,300,670	2,480,570	2,360,830
ビン・ガラス (資源ごみ)	1,051,464	1,018,479	990,900	1,033,190	832,340
金属類・ガラス類 (民間業者直納)	950,106	928,838	935,194	1,009,454	798,155
缶類・ビン類 (民間業者直納)	0	0	0	0	290,390
ペットボトル (拠点回収)	70,160	75,530	74,810	74,980	76,940
ペットボトル (集団回収)	1,312,810	1,382,880	1,402,200	1,459,970	1,545,050
小型充電式電池	0	1,820	5,200	4,388	3,089
小型家電	162,020	148,720	171,900	299,190	199,170
靴・バッグ・ベルト (拠点回収)	13,209	14,391	14,934	17,056	15,000
学校給食残渣資源化	101,100	139,630	146,970	96,730	117,440
有害物資源化 (有害などのごみ)	118,340	113,360	118,710	131,900	118,360
有害物資源化 (民間業者直納)	14,560	14,770	16,340	17,460	14,300
焼却灰 (灰溶融)	326,590	315,530	323,590	397,000	825,890
焼却灰 (その他資源化)	0	0	0	154,210	141,000
合計	34,394,748	34,566,109	34,499,647	35,049,705	34,373,575

※回収量から選別等による残渣がわかるものは、それを除いた数値を集計している。

(8) リサイクル率

(下段は全国平均値)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
市	23.6%	24.4%	23.9%	24.4%	24.5%
国	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	—

※リサイクル率 = (公共回収資源化量 + 集団回収資源化量) ÷ (公共回収量 + 集団回収量)

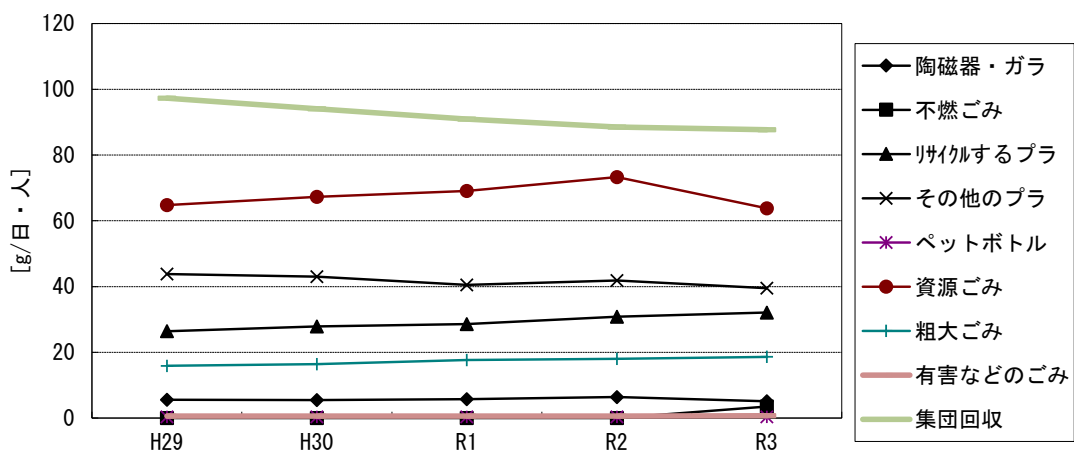
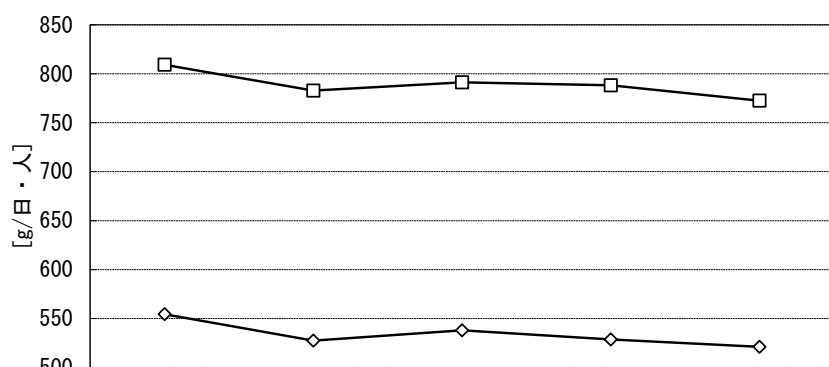
1 1. 原単位

(1) 市民一人一日当たりの排出量 (排出原単位)

① ごみ区分別

(単位：g/日・人)

年 度 (暦日数)	H29 (365)	H30 (365)	R1 (366)	R2 (365)	R3 (365)
可 燃 ご み	554.4	527.5	537.8	528.5	521.1
増減率 (%)	△2.0	△4.9	2.0	△1.7	△1.4
陶磁器・ガラスなどのごみ	5.6	5.5	5.7	6.4	5.1
増減率 (%)	1.8	△1.8	3.6	12.3	△20.3
不 燃 ご み	0	0	0	0	3.5
増減率 (%)	—	—	—	—	皆増
リサイクルするプラスチック	26.4	27.9	28.6	30.8	32.1
増減率 (%)	△1.1	5.7	2.5	7.7	4.2
その他のプラスチックなどのごみ	43.8	43.0	40.5	41.8	39.5
増減率 (%)	△5.6	△1.8	△5.8	3.2	△5.5
ペ ッ ト ボ ト ル	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
増減率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資 源 ご み	64.8	67.3	69.1	73.3	63.8
増減率 (%)	1.3	3.9	2.7	6.1	△13.0
粗 大 ご み	15.9	16.4	17.7	18.0	18.6
増減率 (%)	0.6	3.1	7.9	1.7	3.3
有 害 な ど の ご み	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
増減率 (%)	△14.3	0.0	0.0	0.0	16.7
集 団 回 収	97.3	94.1	90.9	88.5	87.7
増減率 (%)	△4.1	△3.3	△3.4	△2.6	△0.9
合 計	809.2	782.7	791.3	788.3	772.5
増減率 (%)	△2.1	△3.3	1.1	△0.4	△2.0



② 排出源別原単位

(単位：g/日・人)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
家 庭 系	516.0	496.6	502.6	520.5	503.9
増減率 (%)	△0.3	△3.8	1.2	3.6	△3.2
事 業 系	191.9	188.1	193.5	175.3	177.1
増減率 (%)	△5.7	△2.0	2.9	△9.4	1.0
そ の 他	3.9	3.9	4.3	4.0	3.8
増減率 (%)	△13.3	0.0	10.3	△7.0	△5.0
集 団 回 収	97.3	94.1	90.9	88.5	87.7
増減率 (%)	△4.1	△3.4	△3.4	△3.7	△3.7
合 計	809.2	782.7	791.3	788.3	772.5
増減率 (%)	△2.1	△3.3	1.1	△0.4	△2.0
全 国 平 均 (参 考)	920	918	918	901	—
増減率 (%)	△0.5	△0.2	0.0	△1.9	—

(2) 一日当たりの収集・搬入量

① 分別収集別

(単位：kg/日)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可 燃 ご み	273,797	261,800	268,008	263,604	259,326
増減率 (%)	△1.6	△4.4	2.4	△1.6	△1.6
陶磁器・ガラスなどのごみ	2,768	2,741	2,818	3,188	2,539
増減率 (%)	1.6	△1.0	2.8	13.1	△20.4
不 燃 ご み	0	0	0	0	1,747
増減率 (%)	—	—	—	—	皆増
リサイクルするプラスチック	13,032	13,854	14,274	15,338	15,954
増減率 (%)	△0.7	6.3	3.0	7.5	4.0
その他のプラスチックなどのごみ	21,620	21,339	20,162	20,845	19,657
増減率 (%)	△5.3	△1.3	△5.5	3.4	△5.7
ペ ッ ト ボ ト ル	192	207	204	205	211
増減率 (%)	△1.8	7.6	△1.2	0.5	2.6
資 源 ご み	31,980	33,403	34,415	36,544	31,744
増減率 (%)	1.6	4.5	3.0	6.2	△13.1
粗 大 ご み	7,875	8,136	8,845	9,001	9,233
増減率 (%)	1.1	3.3	8.7	1.8	2.6
有 害 な ど の ご み	312	310	304	313	326
増減率 (%)	△3.4	△0.7	△2.0	2.8	4.4
集 団 回 収	48,065	46,703	45,289	44,138	43,642
増減率 (%)	△3.7	△2.8	△3.0	△2.5	△1.1
合 計	399,641	388,491	394,321	393,176	384,379
増減率 (%)	△1.7	△2.8	1.5	△0.3	△2.2

② 排出源別

(単位：kg/日)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
家 庭 系	254,856	246,497	250,459	259,596	250,736
増減率 (%)	0.2	△3.3	1.6	3.6	△3.4
事 業 系	94,794	93,347	96,416	87,423	88,107
増減率 (%)	△5.3	△1.5	3.3	△9.3	0.8
そ の 他	1,925	1,945	2,157	2,019	1,894
増減率 (%)	△13.7	1.0	10.9	△6.4	△6.2
集 団 回 収	48,065	46,703	45,289	44,138	43,642
増減率 (%)	△3.7	△2.8	△3.0	△2.5	△1.1
合 計	399,641	388,491	394,321	393,176	384,379
増減率 (%)	△1.7	△2.8	1.5	△0.3	△2.2

12. ごみ処理コスト

(1) 令和3年度処理経費

松戸市の清掃事業（ごみ処理及びし尿・汚泥処理）を実施するために、環境部が要した経費の総額（清掃費のみ）は、令和3年度7,928,187千円（清掃総務費782,456千円、塵芥処理費5,129,074千円、施設建設費1,607,034千円、し尿処理409,623千円）であり、松戸市一般会計歳出決算額185,767,131千円の約4.3%を占めている。

なお、施設の基幹整備工事、強じん化工事等について、平成29年度までは塵芥処理費に含めていたが、平成30年度以降は施設建設費に含めて計上している。

清掃関係経費の推移（歳出決算額）

（単位：千円）

年 度	一般会計 決算額 A 増減率 %	清掃総務費 B B/A %	塵芥処理費 C C/A %	施設建設費 D D/A %	し尿処理費 E E/A %	清掃費計 F F/A %
H18	108,688,329 1.1	1,230,582 1.1	4,914,623 4.5	0 0.0	531,503 0.5	6,676,708 6.1
H19	112,188,502 3.2	1,146,236 1.0	4,779,766 4.3	0 0.0	525,683 0.5	6,451,685 5.8
H20	116,730,421 4.0	1,123,646 1.0	5,791,825 5.0	0 0.0	526,906 0.5	7,442,376 6.4
H21	122,442,154 4.9	1,033,501 0.8	5,552,105 4.5	0 0.0	531,669 0.4	7,117,275 5.8
H22	124,577,573 1.7	996,861 0.8	4,502,192 3.6	0 0.0	417,833 0.3	5,916,885 4.7
H23	127,597,276 2.4	937,026 0.7	4,673,061 3.7	0 0.0	390,692 0.3	6,000,780 4.7
H24	129,147,285 1.2	881,562 0.7	4,924,336 3.8	0 0.0	391,407 0.3	6,197,305 4.8
H25	135,135,175 4.6	939,439 0.7	6,420,443 4.8	0 0.0	400,408 0.3	7,760,291 5.7
H26	142,821,400 5.7	889,123 0.6	7,098,083 5.0	0 0.0	418,544 0.3	8,405,750 5.9
H27	145,315,897 1.7	868,261 0.6	4,877,267 3.4	0 0.0	388,311 0.3	6,133,839 4.2
H28	153,019,839 5.3	951,972 0.6	4,882,507 3.2	0 0.0	383,108 0.3	6,217,587 4.1
H29	148,886,877 △2.7	970,687 0.6	4,841,363 3.2	0 0.0	429,783 0.3	6,241,833 4.2
H30	147,420,858 △1.0	963,321 0.7	4,789,718 3.2	114,452 0.1	401,622 0.3	6,269,113 4.3
R1	151,271,285 2.6	946,513 0.6	4,751,799 3.1	2,788,519 1.8	399,427 0.3	8,886,258 5.9
R2	208,224,945 37.7	881,272 0.4	5,267,754 2.5	392,766 0.2	416,640 0.2	6,958,432 3.3
R3	185,767,131 △10.8	782,456 0.4	5,129,074 2.8	1,607,034 0.9	409,623 0.2	7,928,187 4.3

(2) ごみ処理経費の算出

令和 3 年度のごみ処理経費の総額は、6,186,381,414 円で、年間総ごみ量は、124,368,930 kgである。人口は497,614人、世帯数は244,681世帯である。

したがって、令和 3 年度のごみ処理経費を算出すると 1 トン当たり経費 49,742 円、市民一人当たり 12,432 円、一世帯当たり 25,283 円となる。

ア. 算出経費の区分

松戸市におけるごみ処理コストの算出については、i 総経費、ii 一般管理費、iii 収集経費、iv 処分経費の 4 項目に仕分けし、更に iv の処分経費について各処分方法毎に経費を算出している。

また、この経費算出に算入する経費の範囲は、予算科目にいう清掃総務費と一般管理費（総務管理費）の一部人件費（給料・職員手当等・共済費）、塵芥処理費、その他の経費（建物減価償却、保険料、被服費、自動車リース料、自動車共済保険料、自動車重量税等）を含め算出している。

建物減価償却費等は、耐用年数に基づく定額法により算出し、その他経費は現年度実績額により各項目に振り分けて算出している。

イ. 歳出額の按分計算

一般管理費には、収集・運搬・処分に関与しない廃棄物対策課（清掃施設担当室含む）経費と環境業務課経費の一部を計上している。

収集経費には、環境業務課経費の一部を計上している。

処分経費は施設毎の経費をそれぞれ計上している。

埋立処分経費は、最終処分場施設維持経費に焼却灰処理経費・不燃及び資源残渣処理経費を加えた額を計上している。

ウ. 単価の算出

上記のように算出された総経費を、年間総ごみ量で除した金額をトン当たり単価とし、10 月 1 日現在の住民基本台帳人口で除したものを市民一人当たり単価としている。

(3) 令和3年度経費別ごみ処理コスト

(単位：円)

	一般管理費 増減率 %	収集経費 増減率 %	処分経費 増減率 %	総 経 費 増減率 %
清掃総務費等	182,437,482 △9.2	153,954,719 △10.9	340,726,103 △13.1	677,118,304 △11.6
塵芥処理費	347,366,502 △4.2	1,889,053,883 2.0	2,892,653,159 △5.3	5,129,073,544 △2.6
そ の 他	455,565 0.1	580,147 △28.3	1,861,655 △15.9	2,897,367 △16.7
減価償却費	0 0.0	0 0.0	377,292,199 0.0	377,292,199 0.0
合 計	530,259,549 △6.0	2,043,588,749 0.9	3,612,533,116 △5.6	6,186,381,414 △3.6

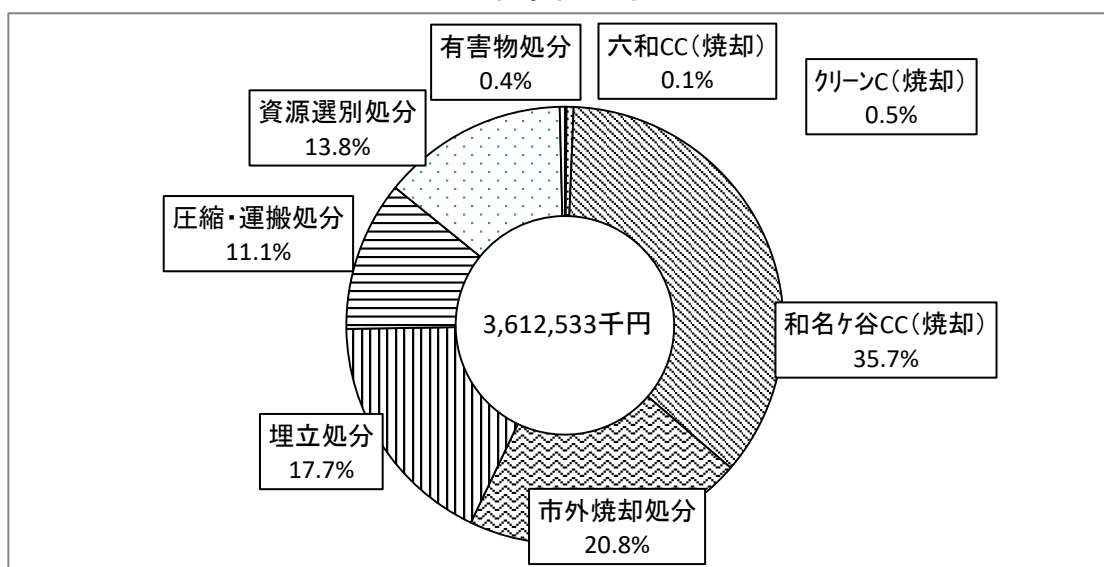
(4) 令和3年度処分経費・処分形態別内訳

(※六和クリーンセンター、クリーンセンターについては施設等の維持管理費用となります)

(単位：千円)

焼 却 処 分				焼 却 処 分 計
六和クリーンセンター 増減率 %	クリーンセンター 増減率 %	和名ヶ谷クリーンセンター 増減率 %	市外焼却処分 増減率 %	増減率 %
4,269 △16.9	18,943 △83.6	1,288,195 △3.3	750,824 △6.3	2,062,231 △8.5
埋立処分 増減率 %	圧縮・運搬処分 増減率 %	資源選別処分 増減率 %	有害物処分(保管) 増減率 %	合 計 増減率 %
637,792 △3.9	401,530 5.9	497,294 △3.2	13,685 △1.9	3,612,533 △5.6

処分経費の割合

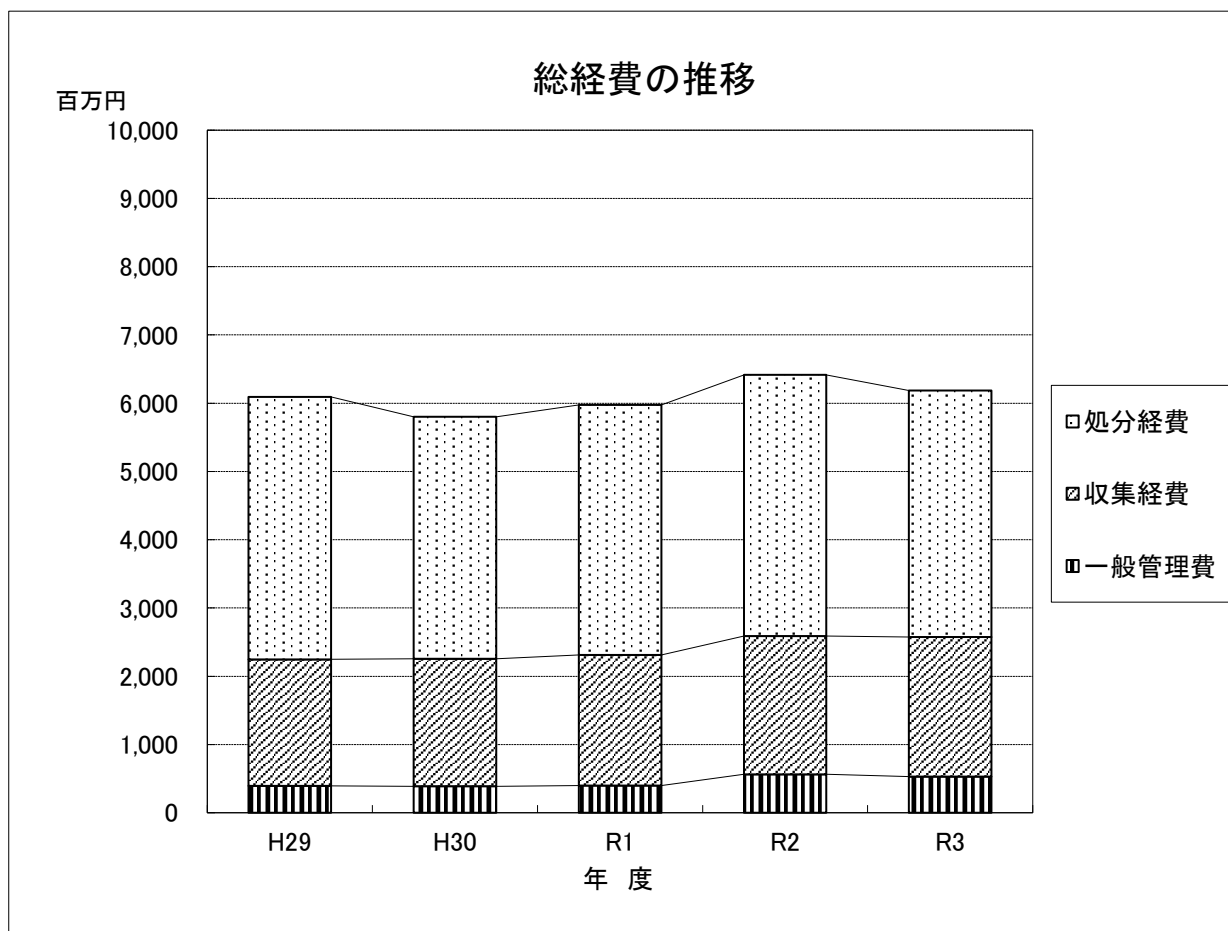


(5) 年度別経費の推移

① 総 経 費

(単位：円)

年 度	一般管理費 増減率 %	収集経費 増減率 %	処分経費 増減率 %	総 経 費 増減率 %
H29	395,136,925 0.0	1,853,419,077 1.1	3,844,919,552 △2.7	6,093,475,554 △1.4
H30	386,793,276 △2.1	1,870,115,978 0.9	3,543,641,259 △7.8	5,800,550,513 △4.8
R1	400,252,211 3.5	1,912,666,665 2.3	3,661,661,939 3.3	5,974,580,815 3.0
R2	563,998,185 40.9	2,025,096,893 5.9	3,825,473,036 4.5	6,414,568,114 7.4
R3	530,259,549 △6.0	2,043,588,749 0.9	3,612,533,116 △5.6	6,186,381,414 △3.6

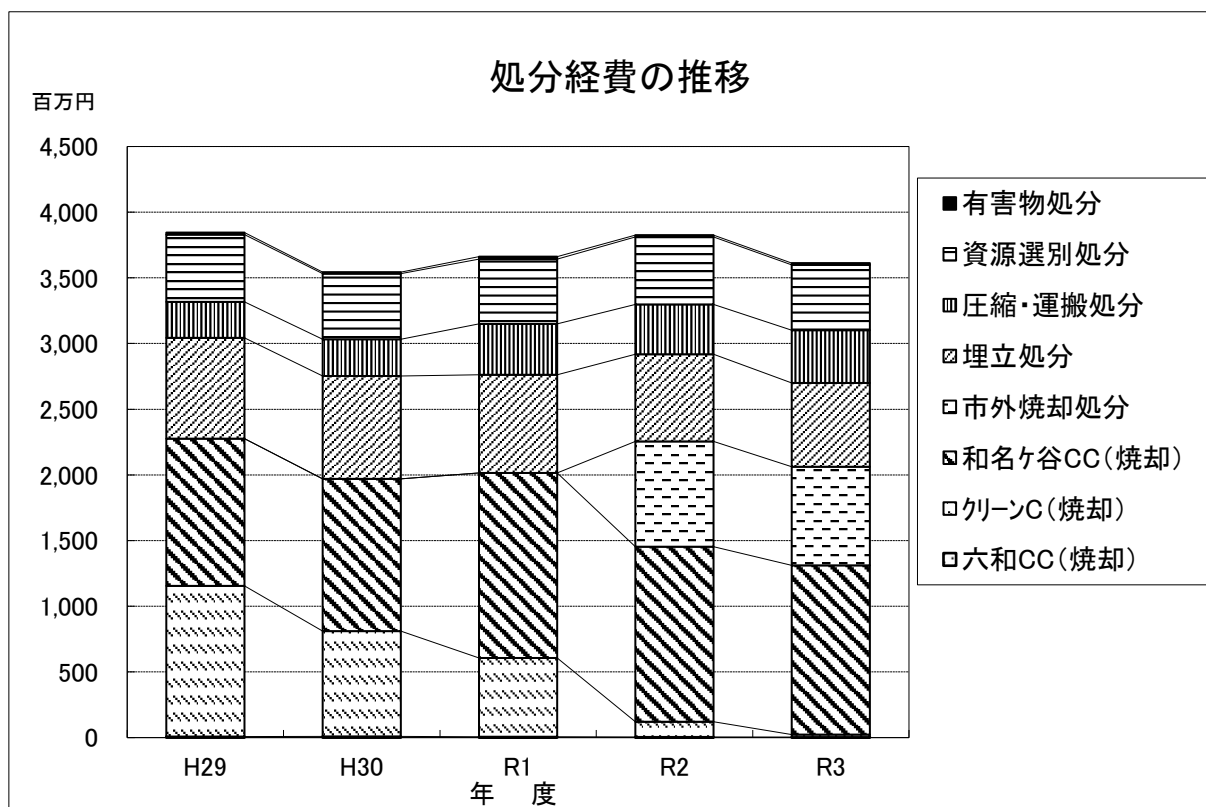


② 処 分 経 費

(単位：千円)

	H29	H30	R1	R2	R3
六 和 CC	8,129	9,166	6,701	5,137	4,269
増減率 %	△52.7	12.8	△26.9	△23.3	△16.9
焼却・クリーンC	1,147,030	801,707	599,610	115,747	18,943
増減率 %	△3.8	△30.1	△25.2	△80.7	△83.6
焼却・和名ヶ谷CC	1,120,875	1,159,045	1,408,640	1,332,544	1,288,195
増減率 %	0.9	3.4	21.5	△5.4	△3.3
焼却・市外焼却処分	0	0	0	801,583	750,824
増減率 %	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
埋 立 処 分	767,408	783,093	747,365	663,566	637,792
増減率 %	△8.5	2.0	△4.6	△11.2	△3.9
圧 縮 ・ 運 搬 処 分	273,955	279,666	387,562	379,319	401,530
増減率 %	△9.6	2.1	38.6	△2.1	5.9
資 源 選 別 処 分	511,958	499,581	492,805	513,625	497,294
増減率 %	7.8	△2.4	△1.4	4.2	△3.2
有 害 物 処 分	15,565	11,384	18,979	13,952	13,685
増減率 %	1.2	△26.9	66.7	△26.5	△1.9
合 計	3,844,920	3,543,642	3,661,662	3,825,473	3,612,533
増減率 %	△2.7	△7.8	3.3	4.5	△5.6

※ 埋立処分には、焼却灰及び不燃・資源残渣運搬経費を加えた額を計上している。



(6) ごみ処理単価

① トン当たり経費

(単位：円)

	H29	H30	R1	R2	R3
収 集 経 費	14,443	14,991	14,972	15,896	16,432
増減率 %	2.6	3.8	△0.1	6.2	3.4
処 分 経 費	29,962	28,405	28,664	30,028	29,047
増減率 %	△1.3	△5.2	0.9	4.8	△3.3
総 経 費	47,485	46,496	46,769	50,350	49,742
増減率 %	0.0	△2.1	0.6	7.7	△1.2

② 一世帯当たり経費

(単位：円)

	H29	H30	R1	R2	R3
収 集 経 費	8,332	8,274	8,338	8,780	8,352
増減率 %	△0.3	△0.7	0.8	5.3	△4.9
処 分 経 費	17,284	15,679	15,962	16,586	14,764
増減率 %	△4.1	△9.3	1.8	3.9	△11.0
総 経 費	27,392	25,664	26,045	27,811	25,283
増減率 %	△2.8	△6.3	1.5	6.8	△9.1

③ 市民一人当たり経費

(単位：円)

	H29	H30	R1	R2	R3
収 集 経 費	3,797	3,812	3,882	4,064	4,107
増減率 %	0.7	0.4	1.8	4.7	1.1
処 分 経 費	7,876	7,223	7,432	7,677	7,260
増減率 %	△3.1	△8.3	2.9	3.3	△5.4
総 経 費	12,482	11,823	12,127	12,873	12,432
増減率 %	△1.9	△5.3	2.6	6.2	△3.4

V ごみ減量促進事業

1. ごみ減量促進事業の概要

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し環境保全と健全な物質循環に影響がすることから、循環型社会の形成が課題となってきました。

松戸市では、「資源の消費を抑制しつつ、廃棄物の減量・再利用・再生利用に取り組む持続可能な社会（資源循環型社会）」を目指すべき将来像として定めています。この資源循環型社会の形成に向けた廃棄物処理のあり方として、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）といった3Rの取り組みや、市民や事業者に向けた情報提供や各種啓発活動等、ごみの減量化及び資源化の促進を図っています。

2. ごみ減量・資源化促進啓発業務

（1）家庭系ごみの減量・資源化促進

① 啓発資料・啓発品作成

ごみの発生抑制（Reduce）を推進するにあたり、啓発活動として視覚に訴えるポスターや広報の果たす役割は大きいと、日々のごみ分別・ごみ出しの確認ができるリーフレット「家庭ごみの分け方出し方」や、より詳しい内容を記載したパンフレット「ごみ処理ガイド」、ごみの減量・資源化に関する情報や市からのお知らせ等を掲載した「まつどりサイクル通信」を作成し、配布しています。

また、7市「松戸市・市川市・船橋市・千葉市・柏市・習志野市・市原市」による合同事業として、毎年啓発品を作成し、各市で配布することで、ごみ減量・リサイクル意識の向上を図っています。

7市清掃協議会合同事業

年度	啓発品	作成数
令和3年度	カトラリーセット	426個

② ごみ分別推進アプリの配信

平成28年度よりスマートフォン用ごみ分別推進アプリを配信し、家庭ごみの分別の仕方やごみ出しの日などをいつでも確認できるようにしています。また、令和2年度より英語版の配信を開始しました。

③ 市ホームページやSNSによる情報提供

市ホームページやTwitterなどのSNSを通じてごみに関する情報を発信しています。

④ イベントでのごみ減量PR

桜まつり・松戸まつりなどのイベントに参加し、より多くの市民にごみの減量等による環境にやさしい行動を実施していただくための啓発を行っています。※感染症対策のため、令和3年度は実施していません。

⑤ ごみツアーの開催

ホームページ等で参加者を募集し、随時実施しています。また、夏休み期間は親子ごみツアーを実施しています。直接、処理工程を見学してもらうことで、分別・減量の意識を高めていただきます。

年度	実績
令和3年度	未実施（感染症対策のため）

⑥ 環境学習の開催

小学4年生以上の児童を対象に、ごみの分け方出し方、減量方法の工夫、ごみの処理、3Rについてなど社会科副読本に沿った環境についての学習を実施しています。

年度	実績
令和3年度	未実施（感染症対策のため）

⑦ パートナー講座（出前）の開催

市民団体等の要望により、平日・休日を問わず9時～21時の間の2時間以内で、開催場所を市内に限定し実施しています。講座内容は、ごみの分け方・出し方、減量やごみの処分、リサイクルの方法などの情報を提供しています。

年度	延べ実施回数	延べ参加者数
平成14年～令和3年度	103回	2,924名

講座名 「減らそうごみ～できることからはじめよう～」（廃棄物対策課）

講座名 「家庭ごみの分け方・出し方について」（環境業務課）

講座名 「リサイクル活動って何？～知ろう！使おう！集団回収～」（環境業務課）

⑧ 廃棄物減量等推進員制度

家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進するため、市民と市を繋ぐパイプ役として、廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）を委嘱しています。

年度	延べ委嘱者数
平成4年～令和3年度	1,338名

⑨ 靴・バッグ・ベルトの回収事業

平成27年5月から市内4か所（同年11月から17か所に増設）の公共施設に靴・バッグ・ベルト回収ボックスを設置し、主に東南アジアでの再利用を目的に事業者へ売却し、ごみの減量やリユースの促進を図っています。

年度	総重量
令和3年度	15,000.0kg

⑩ リユースショップの情報提供

ごみの減量を図るため、ホームページ等で市内のリユースショップ等を紹介し、再利用の促進を図っています。

⑪ 粗大ごみ等リユース実証事業

ごみの減量と障害者就労施設利用者の工賃向上につなげることを目的とし、粗大ごみ等の中から使えそうなものを障害者就労施設へ譲渡後、施設利用者が修理・清掃して販売しています。市内の障害者就労施設から公募した2施設と連携し、常設店・市内イベント等で販売しています。

年度	販売点数	総重量
令和3年度	495点	3,346.1kg

⑫ 使用済小型家電の回収事業

小型家電リサイクル法における認定会社と連携して、平成27年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第二次再資源化事業者提案型）を行い、新たにノートパソコンと携帯電話を回収品目とし、市内20か所で回収ボックスによる回収を開始しました。

年度	回収品目	引き渡し量
令和3年度	携帯電話	775.86kg
	ノートパソコン	6,244.14kg
	その他小型家電	3,970.00kg
合計		10,990.00kg

⑬ 廃食用油回収モデル事業

家庭から出される使用済みの食用油をバイオディーゼル燃料の原料として使用するため、平成22年4月から「廃食用油回収モデル事業」を実施しています。

年度	回収量
令和3年度	1,011ℓ

⑭ リサイクル活動支援事業

平成3年度よりごみの減量及び資源の有効利用のため、リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付しています。

奨励金は市に登録している町会・自治会などの団体、回収業者を対象に「びん・缶・紙・ペットボトルなど」の資源を回収して業者に引き渡した場合、団体と回収業者に品目に応じた奨励金を交付しています。

	登録団体数	登録業者数
令和4年3月末現在	488団体	24業者

	品目	奨励金単価
回収団体	紙類等、空き缶、ガラスびん類	2円／k g
	ペットボトル	10円／k g
回収業者	紙類等	4.5円／k g
	ペットボトル	62.5円／k g
	空き缶	30.5円／k g
	ガラスびん類	30.5円／k g

※令和4年3月末現在。四半期毎の相場により変更の予定。

⑮ 生ごみ処理容器等補助金交付事業

平成元年度よりごみ減量化対策の一環として平成5年度までの期間、家庭用生ごみ処理容器購入者に対して1基につき3,000円（ただし1世帯2基まで）補助してきました。

平成6年度からは、容器の対象品目（EM密閉専用容器）を拡大すると共に、家庭用生ごみ減量化機器も補助対象として、生ごみの減量化の促進を図っています。

補助金額（100円未満切り捨て）

生ごみ処理容器 購入金額の1/2 1基につき 6,000円を限度
生ごみ減量化機器 購入金額の1/3 1基につき 20,000円を限度

	令和3年度実績	平成元年度からの累計
コンポスト	42 基	5,206 基
EM密閉専用容器	25 基	3,474 基
生ごみ減量化機器	153 基	4,098 基

（2）事業系ごみの減量・資源化促進

① 事業系廃棄物の適正処理、減量・資源化推進

平成6年度より施行された「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、増え続ける事業系ごみ対策として新たに2つの制度が導入されました。

その1つが大規模事業所（延べ床面積3,000㎡以上、小売業にあつては500㎡以上）に対して「事業系ごみ管理責任者」の選任と「減量計画書」の提出を義務付けた「多量排出事業者制度」です。平成29年度からは、多量排出事業者を訪問し、提出された「減量計画書」をもとに、ごみの適正処理及び減量・資源化を推進することを目的とした調査、指導を行っています。

さらに、市内の全ての事業者を対象としてごみの排出形態と排出量の実態を届け出る「事業系ごみ処理状況届出制度」を導入し、事業者の自己処理責任の明確化を図っています。平成23年度から既存の事業者には届出制度が浸透したことから、新規事業者のみを対象に届出書の提出を求めることとしました。

② 搬入物検査

市の一般廃棄物処理施設における、搬入基準の遵守を徹底し、一般廃棄物収集運搬業務の適正化と処理施設の安定稼働を図るとともに、搬入基準違反物に起因する処理量の増加を抑制することを目的として、実施しています。

③ 事業者のリサイクルへの取り組み紹介

事業者が実施しているごみ減量や3Rの取り組みを取材し、事業者の自主的なごみ減量・3R活動をホームページにて広報、他事業者への取り組みの拡大を図っています。

④ クリンクル協力店

ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施している小売販売店等を「クリンクル協力店」として認定し、消費者と店舗等が協力してごみ減らしに取り組んでいます。

	店舗数
令和4年3月末現在	53店

⑤ 学校給食残渣資源化モデル事業

ア 概要 ごみ処理基本計画に掲げている、食品リサイクルの推進の一環として、平成27年度より市内の小中学校（対象校数を順次追加、令和元年度から変更なし）から排出される給食残渣を飼料として資源化しています。

イ モデル校

年度	校数	モデル校
R3	30校	金ヶ作小学校、六実小学校、六実第二小学校、第四中学校、金ヶ作中学校、栗ヶ沢中学校（平成27年度） 根木内小学校、八ヶ崎第二小学校、松飛台第二小学校、常盤平中学校、根木内中学校、牧野原中学校（平成28年度追加） 小金北小学校、横須賀小学校、小金中学校、小金北中学校、小金南中学校、新松戸南中学校（平成29年度追加） 旭町小学校、常盤平第三小学校、殿平賀小学校、牧野原小学校、馬橋小学校、第三中学校（平成30年度追加） 栗ヶ沢小学校、新松戸西小学校、新松戸南小学校、高木第二小学校、常盤平第一小学校、常盤平第二小学校（令和元年度追加）

ウ 資源化処理実績

年度	延べ収集校数	収集運搬委託		資源化委託		合計額（円）
		延べ収集台数	金額（円）	量（kg）	金額（円）	
R3	3,957	281	9,705,740	117,440	3,487,968	13,193,708

⑥ 庁舎内紙ごみの資源化

ごみ減量啓発事業では、市民の意識を行動に移していくための具体的な事業を企画し、市民の積極的な参加を呼びかけ、ごみの減量化の促進と意識の高揚を図っています。

松戸市でも昭和53年から実施している庁舎内紙ごみの資源化を、平成2年より更に回収品目を細分化し、名刺の大きさから資源化を図るとともに、職員への意識の啓発を図っています。

さらに、平成3年度から機密文書の資源化に取り組み、令和3年度は105,720kgを回収し、資源化を図りました。

VI 生活排水処理

1. 概要

松戸市における生活排水処理は、公共下水道での処理を主体としており、公共下水道に接続している世帯は、し尿と生活雑排水の全てが下水道終末処理場（江戸川終末処理場、手賀沼終末処理場、金ヶ作終末処理場）で処理されています。また、合併処理浄化槽を設置している世帯については、し尿と生活雑排水の全てが浄化槽で処理され、汚泥は東部クリーンセンターで処理を行っています。一方で、単独処理浄化槽を設置している世帯やし尿汲み取りの世帯については、し尿は東部クリーンセンターで処理されますが、生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域へ放流されています。

公共下水道の整備が進捗するにつれて、し尿・浄化槽汚泥の排出量は減少傾向にありますが、公共下水道による処理を引き続き推進しつつ、し尿や生活雑排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁防止に努めることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す必要があります。

2. 生活排水処理基本計画

<計画の概要>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき策定が義務付けられている一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理についての基本方針を定めたもの

<策定経過>

平成 3 年度	生活排水処理基本計画	策定
平成 24 年度	生活排水処理基本計画	策定
令和 3 年度	生活排水処理基本計画	策定

生活排水処理基本計画フレーム

◆基本理念

し尿や生活雑排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁防止に努めることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す

◆基本方針

- ・生活排水処理は公共下水道での処理を主体とする
- ・下水道が整備されていない地域については合併処理浄化槽で処理する
- ・浄化槽から発生する汚泥や非水洗化世帯のし尿はし尿処理施設で適正に処理する

◆計画期間

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間

◆計画を推進するための施策

- ①公共下水道による処理の推進
- ②広報・啓発活動の促進
- ③し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の維持
- ④し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持
- ⑤災害廃棄物対策

3. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理の現状

（1）収集運搬

現在、し尿の収集は委託業者が履行し、事業系し尿（工事現場の仮設トイレ等のし尿）及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者が実施しています。

近年の収集状況について、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量は、公共下水道の普及により減少傾向となっています。

（2）処理施設

昭和56年2月に稼働した東部クリーンセンター（200kℓ／日）において処理をしています。（※平成21年3月までは処理能力300kℓ／日）

この処理施設は、地下方式を採用し、周辺との景観に配慮した上で処理水質の向上、臭気対策等の厳しい公害対策を講じています。

さらに、周辺地域の住環境の向上と調和を図るために周辺施設を公園化し、地域住民をはじめ広く市民の憩いの場・健康づくりの場として活用できるよう各種スポーツ施設・集会所・老人福祉センターを設置し、地域の文化施設の核としての位置づけされた施設を兼ね備えています。

また、現状の処理施設について、長年使用により設備の機能が低下してきているものについては、計画的に施設整備を実施しています。

（3）今後の問題点

公共下水道の普及が進み、し尿・浄化槽汚泥の処理量が減少傾向にあるため、施設の計画的かつ効率的な維持管理及び長寿命化・延命化の検討が必要です。

4. 収 集

(1) 生活排水処理形態別人口 (令和4年4月1日現在)

(単位：人・世帯)

総 数		水洗化（下水道）		し尿くみ取り		浄化槽利用	
人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数
497,089	245,608	420,854	209,099	1,523	806	74,712	35,703

※生活排水人口は、松戸市住民基本台帳人口表の数値を使用

(2) し尿収集 (令和4年4月1日現在)

- ① 収集方式 全面委託（1業者による）巻末参照（P.186）
- ② 収集に要する車両 3台（2人乗車）
- ③ くみ取り回数

ア. 人頭制（一般家庭） . . . 原則として月1回または月2回

イ. 従量制 {

- ・会社・工場・共同便槽のアパート
- ・簡易水洗式便槽
- ・仮設トイレ等（工事現場の仮設トイレを除く）

 } . . . 希望回数

(3) 浄化槽汚泥 (令和4年4月1日現在)

- ① 収集方式 許可業者収集（11業者）巻末名簿参照（P.188）
- ② 収集に要する車両 23台
- ③ 保守点検 維持管理業者と利用者の個別契約
- ④ 清 掃 許可業者と利用者の個別契約

(4) 令和4年度し尿収集委託料（消費税を除く）

【基本額】

月額1台当たり 1,792,000円

【従量制】

《雨 水》

1ℓにつき 13円45銭

《休 日》

1ℓにつき 15円20銭

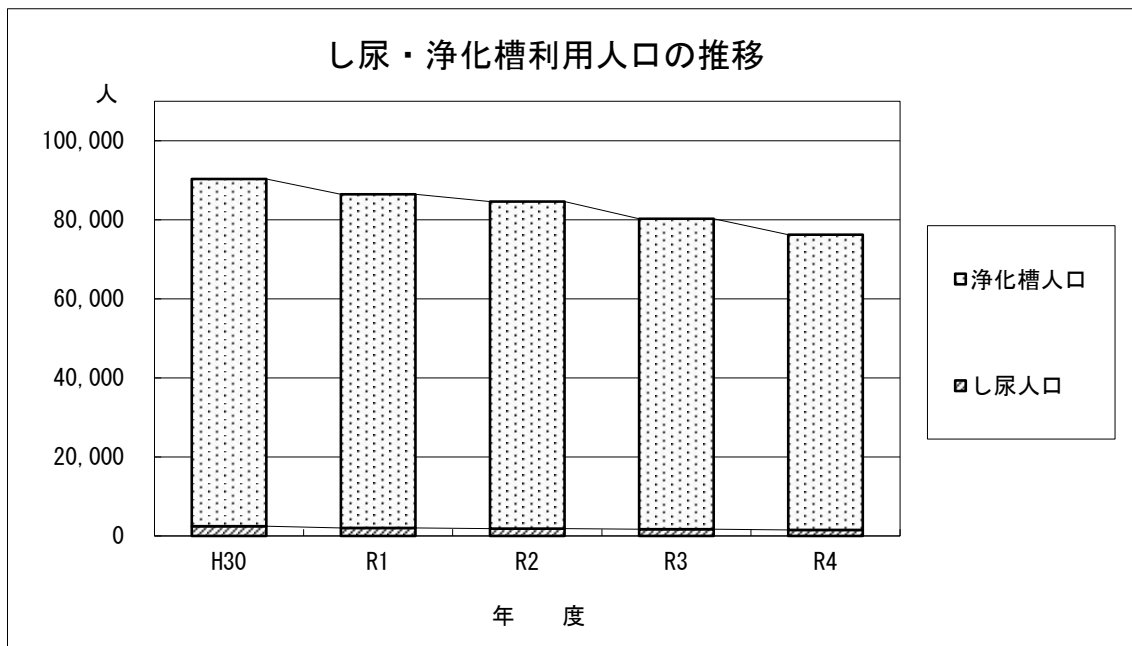
(5) し尿収集運搬と減車対策の状況

年度	収集必要台数	減車台数	減車時の対策等（代替業務等）
H25	3	0	減車なし
H26	3	0	減車なし
H27	3	0	減車なし
H28	3	0	減車なし
H29	3	0	減車なし
H30	3	0	減車なし
R1	3	0	減車なし
R2	3	0	減車なし
R3	3	0	減車なし

(6) し尿・浄化槽利用世帯及び利用人口(各年4月1日現在)

(単位：世帯・人 下段：増減率(%))

年度	し 尿		浄 化 槽		合 計	
	世帯数	利用人口	世帯数	利用人口	世帯数	利用人口
H30	1,242 △5.8	2,463 △6.5	40,464 △3.7	87,867 △4.5	41,706 △3.7	90,330 △4.6
R1	1,058 △14.8	2,026 △17.7	39,219 △3.1	84,434 △3.9	40,277 △3.4	86,460 △4.3
R2	975 △7.8	1,855 △8.4	38,857 △0.9	82,765 △2.0	39,832 △1.1	84,620 △2.1
R3	897 △8.0	1,708 △7.9	37,265 △4.1	78,560 △5.1	38,162 △4.2	80,268 △5.1
R4	806 △10.1	1,523 △10.8	35,703 △4.2	74,712 △4.9	36,509 △4.3	76,235 △5.0

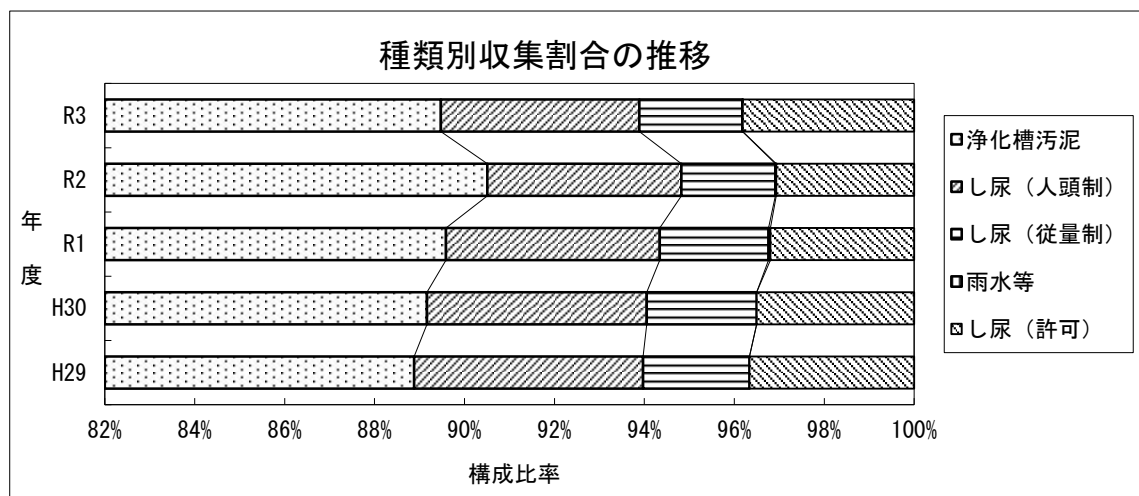
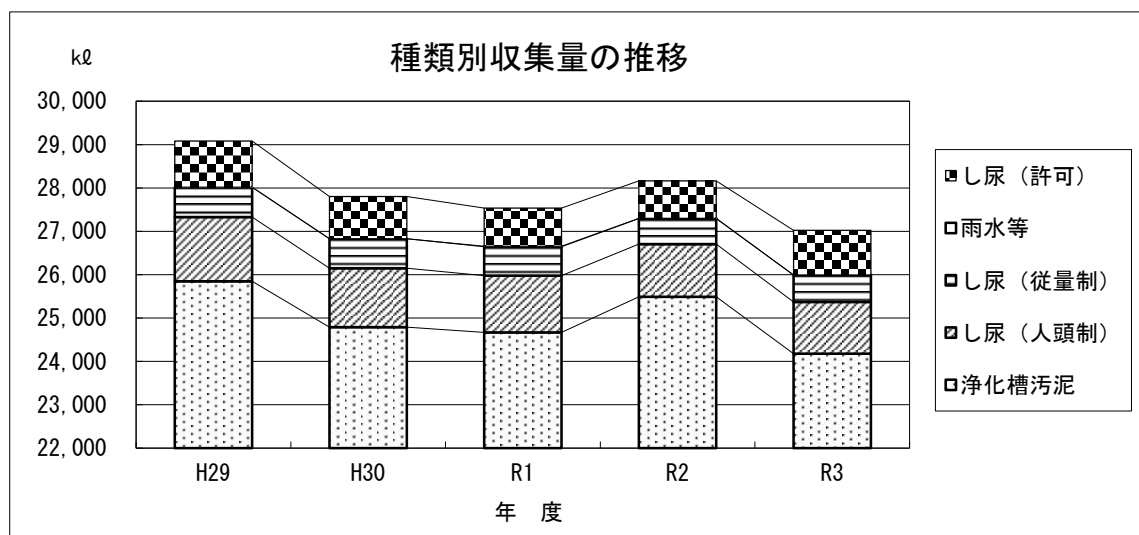


(7) 年度別収集実績

(単位：kℓ 下段：増減率(%))

年度	し尿（委託収集）				し尿 （許可収集）	浄化槽汚泥	合 計
	人頭制	従量制	雨水等	計			
H29	1,480.7 △8.3	688.0 △17.5	0.0 皆減	2,168.7 △11.6	1,065.1 17.6	25,847.5 △0.8	29,081.3 △1.1
H30	1,358.9 △8.2	679.7 △1.2	0.0 -	2,038.6 △6.0	973.7 △8.6	24,789.6 △4.1	27,801.9 △4.4
R1	1,309.1 △3.7	666.1 △2.0	11.6 皆増	1,986.8 △2.5	880.1 △9.6	24,668.5 △0.5	27,535.4 △1.0
R2	1,215.3 △7.2	588.7 △11.6	5.5 △52.6	1,809.5 △8.9	863.6 △1.9	25,489.2 3.3	28,162.3 2.3
R3	1,192.8 △1.9	619.8 5.3	1.8 △67.3	1,814.4 0.3	1,029.8 19.2	24,177.9 △5.1	27,022.1 △4.0

※し尿（許可収集）は平成26年度より実施



5. し尿・浄化槽汚泥収集搬入量総括表

(令和3年度)

(1) 月別・種類別搬入量

(2) 月別処理量

(3) 月別・種類別汚泥搬出量

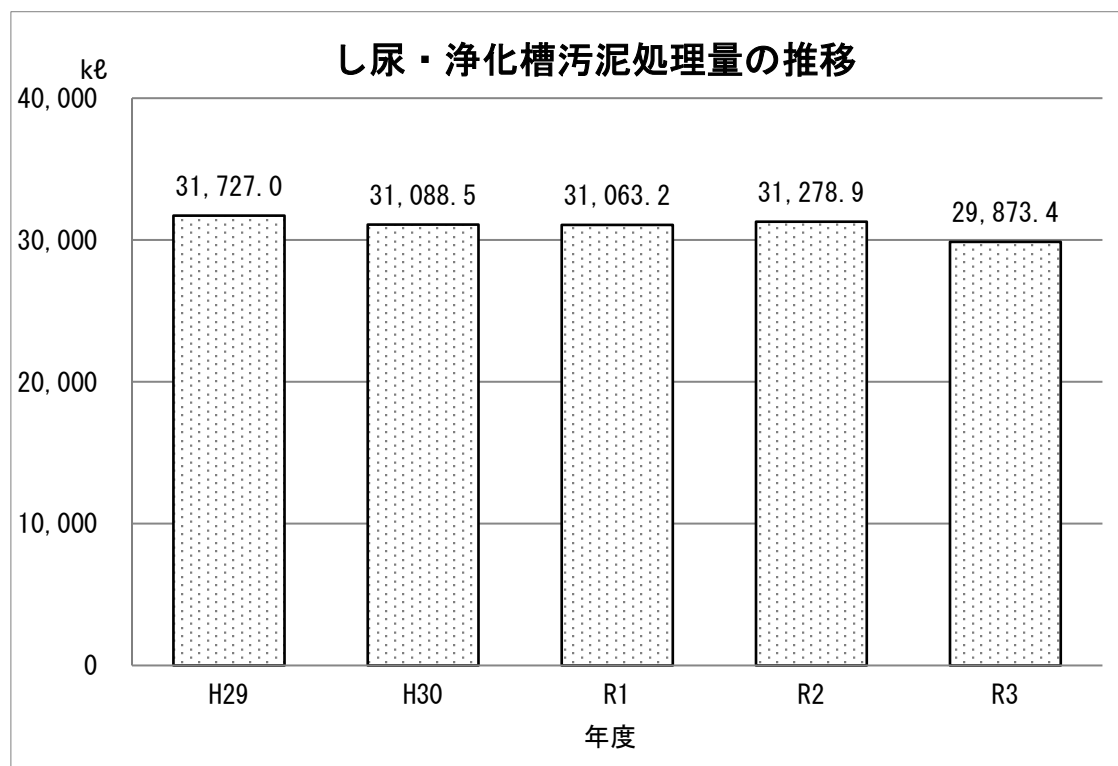
	(単位：kℓ)				(単位：kℓ)		(単位：t)		
	し尿	浄化槽汚泥	計	収集日数	し尿・浄化槽汚泥	日平均処理量	肥料化汚泥量	焼却汚泥量	清掃汚泥量
4月	256.6	2,053.3	2,309.9	25	2,590.6	86.4	61.95	46.57	0.00
5月	236.2	2,049.1	2,285.3	24	2,360.1	76.1	68.66	27.86	0.00
6月	224.0	2,308.2	2,532.2	26	2,890.3	96.3	89.36	28.72	0.00
7月	247.5	1,958.1	2,205.6	25	2,580.0	83.2	72.42	30.6	0.00
8月	238.6	1,934.7	2,173.3	25	2,202.8	71.1	67.79	17.24	0.00
9月	209.3	2,104.9	2,314.2	24	2,865.8	95.5	67.36	12.93	0.00
10月	229.9	2,051.9	2,281.8	26	2,350.2	75.8	68.55	16.50	0.00
11月	274.1	1,920.9	2,195.0	24	2,400.1	80.0	61.62	13.8	0.00
12月	256.5	2,061.6	2,318.1	26	2,740.1	88.4	64.84	16.42	0.00
1月	213.7	1,598.3	1,812.0	23	1,791.3	57.8	48.99	26.39	0.00
2月	214.5	1,863.4	2,077.9	22	2,589.4	92.5	57.88	19.82	0.00
3月	243.3	2,273.5	2,516.8	26	2,512.7	81.1	61.79	20.24	4.53
合計	2,844.2	24,177.9	27,022.1	296	29,873.4	81.8	791.21	277.09	4.53

6. し尿処理

(1) 年度別実績

年度	東部クリーンセンター処理 し尿・浄化槽汚泥		
	処理量 (kℓ)	日平均量 (kℓ)	対前年比 (%)
H29	31,727.0	86.9	△2.9
H30	31,088.5	85.2	△2.0
R1	31,063.2	84.9	△0.1
R2	31,278.9	85.7	0.7
R3	29,873.4	81.8	△4.5

※日平均量：年間処理量/当該年度暦日（年度＊365日/年）



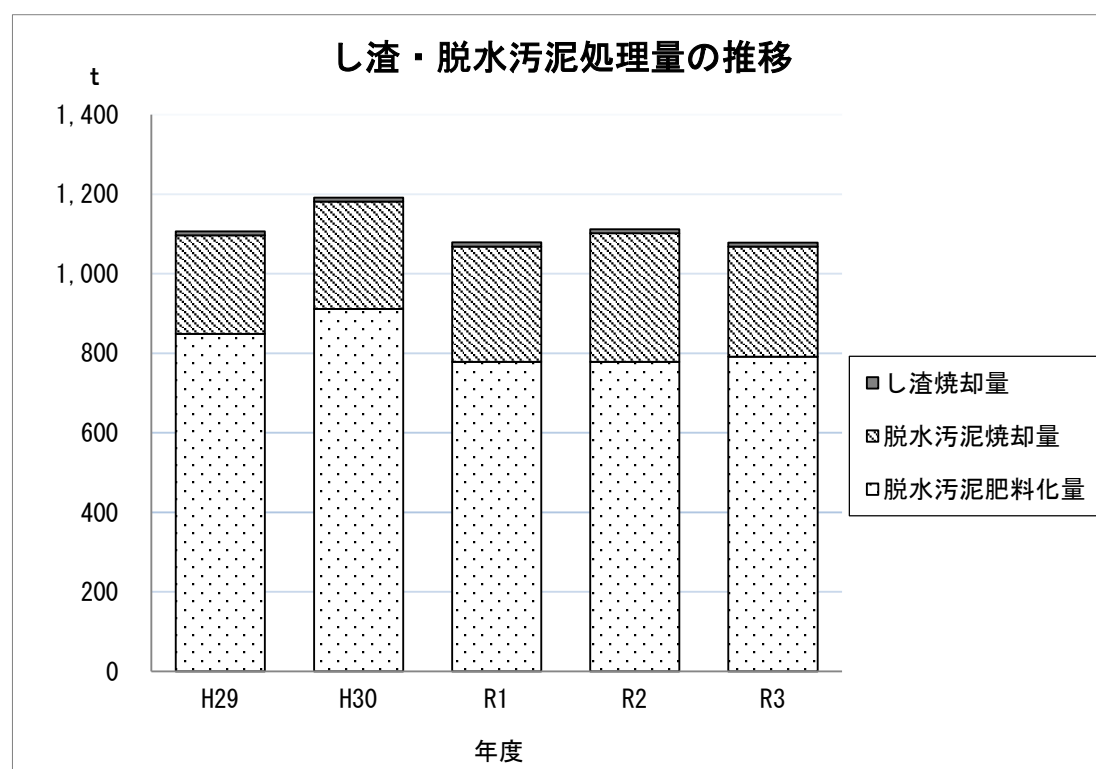
(2) 処理に伴うし渣・脱水污泥等発生量

(上段：t/下段：増減率%)

年度	し渣量		脱 水 污 泥 量			
	年間焼却量	日平均量	年間焼却量	日平均量	年間肥料化量	日平均量
H29	10.44 △3.5	0.029 t/日	247.38 △9.3	0.68 t/日	848.86 △5.5	2.33 t/日
H30	10.24 △1.9	0.028 t/日	269.88 9.1	0.74 t/日	911.23 7.3	2.50 t/日
R1	10.37 1.3	0.028 t/日	290.34 7.6	0.79 t/日	778.14 △14.6	2.13 t/日
R2	10.28 △ 0.9	0.028 t/日	323.26 11.3	0.89 t/日	778.62 0.1	2.13 t/日
R3	9.84 △ 4.3	0.027 t/日	267.25 △ 17.3	0.73 t/日	791.21 1.6	2.17 t/日

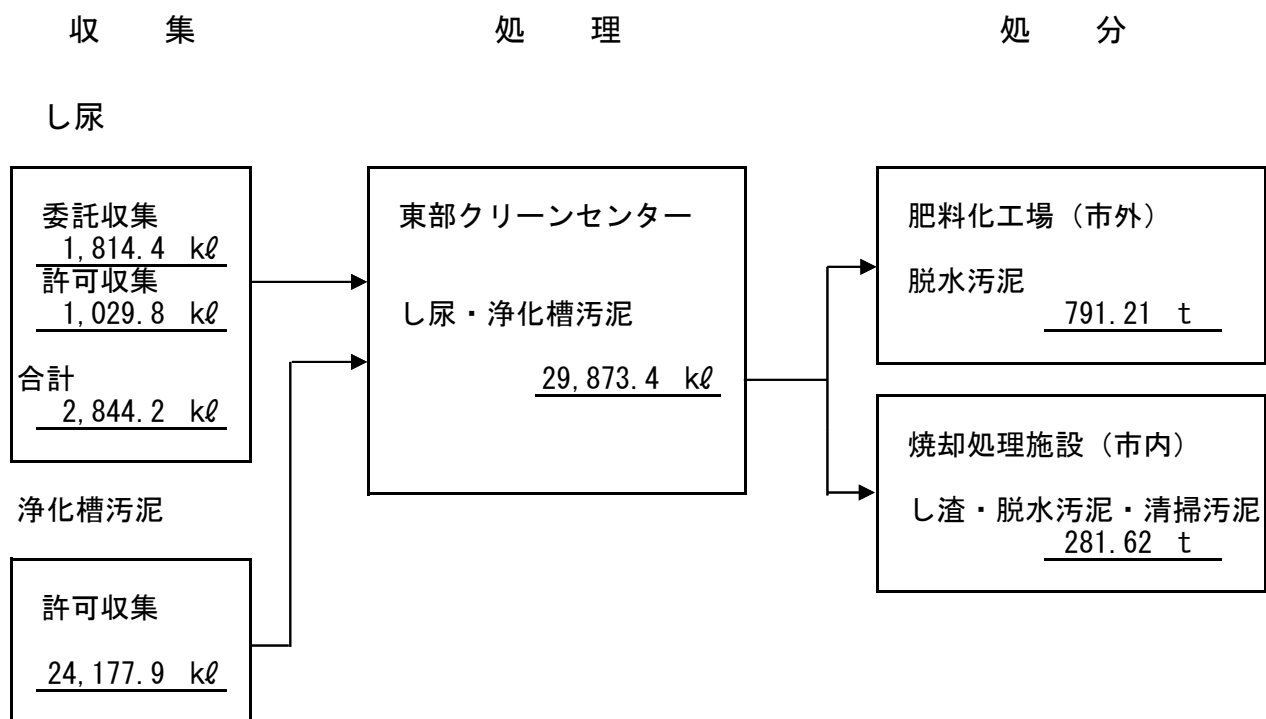
※日平均量：年間発生量／当該年度暦日（年度＊365日／年）

（し渣及び脱水污泥は全量場外搬出処理）



7. 令和3年度し尿・浄化槽汚泥 フローシート

総し尿・浄化槽汚泥収集量 27,022.1 kℓ



参考 : 日平均収集量

し 尿		浄 化 槽 汚 泥		合 計	
収 集 日 平 均	暦 日 平 均	収 集 日 平 均	暦 日 平 均	収 集 日 平 均	暦 日 平 均
9.6	7.8	81.7	66.2	91.3	74.0

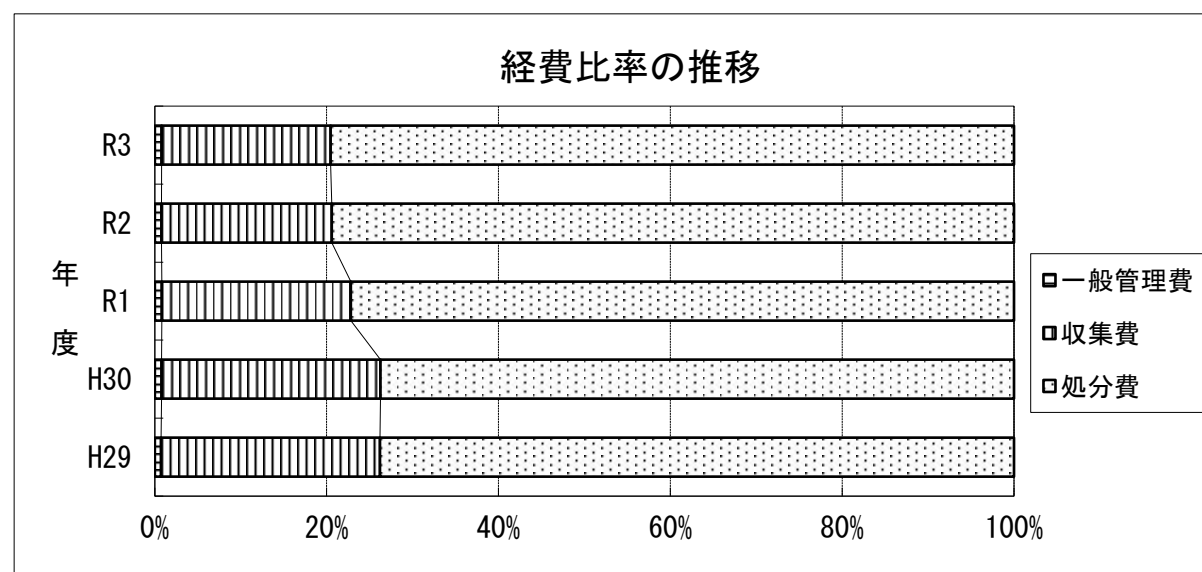
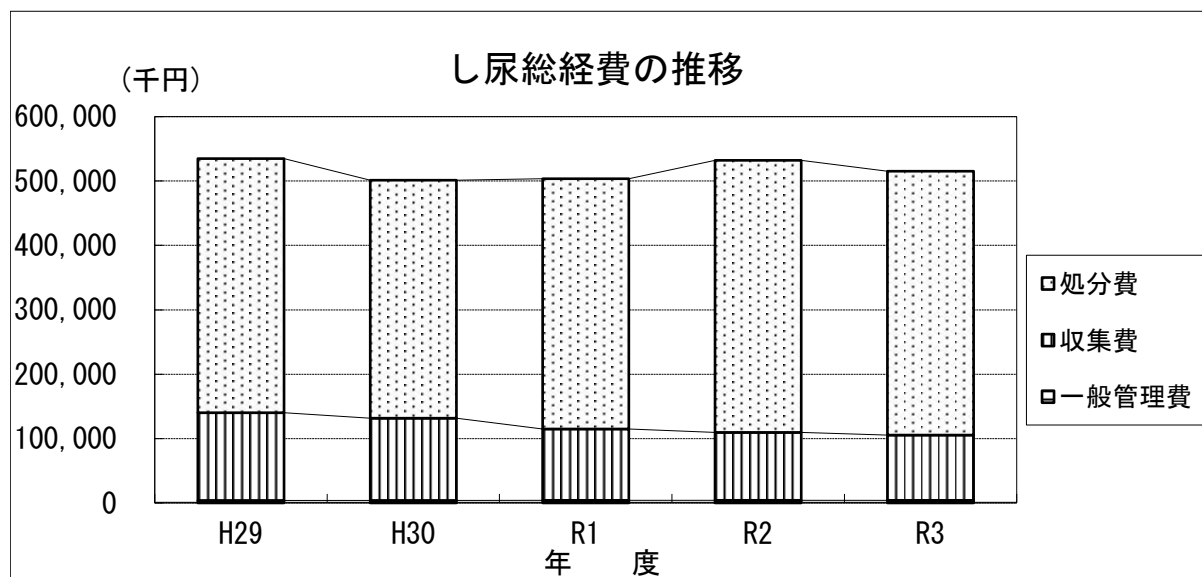
※収集日数 296日 歴日日数 365日

8. 経 費

(1) 年度別総経費

(上段：金額(円) 下段：増減率(%))

年 度	一般管理費	収集費	処分費	合 計
H29	3,880,228 0.3	136,271,062 10.8	394,685,978 6.8	534,837,268 7.8
H30	3,913,402 0.9	127,729,729 △6.3	369,640,256 △6.3	501,283,387 △6.3
R1	4,091,526 4.6	110,789,527 △13.3	388,703,768 5.2	503,584,821 0.5
R2	4,115,297 0.6	105,456,688 △4.8	422,553,952 8.7	532,125,937 5.7
R3	4,051,439 △1.6	101,367,154 △3.9	409,823,274 △3.0	515,241,867 △3.2



(2) 単位当たり経費

① 利用一世帯当たりの経費

(単位：円／(%))

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
H29	109,719	23.5	9,464	11.7	12,824	12.7
H30	120,728	10.0	9,177	△3.0	12,446	△2.9
R1	113,630	△5.9	9,759	6.3	12,643	1.6
R2	117,566	3.5	11,073	13.5	13,944	10.3
R3	125,691	6.9	11,213	1.3	14,098	1.1

※ 収集経費は汲取り世帯のみ、処理経費と総経費は汲取り世帯と浄化槽世帯の合計で算定。

② 利用一人当たりの経費

(単位：円／(%))

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
H29	55,327	24.4	4,369	13.9	5,921	14.9
H30	63,045	13.9	4,275	△2.2	5,798	△2.1
R1	59,725	△5.3	4,594	7.5	5,951	2.6
R2	61,743	3.4	5,264	14.6	6,629	11.4
R3	66,518	7.7	5,370	2.0	6,752	1.9

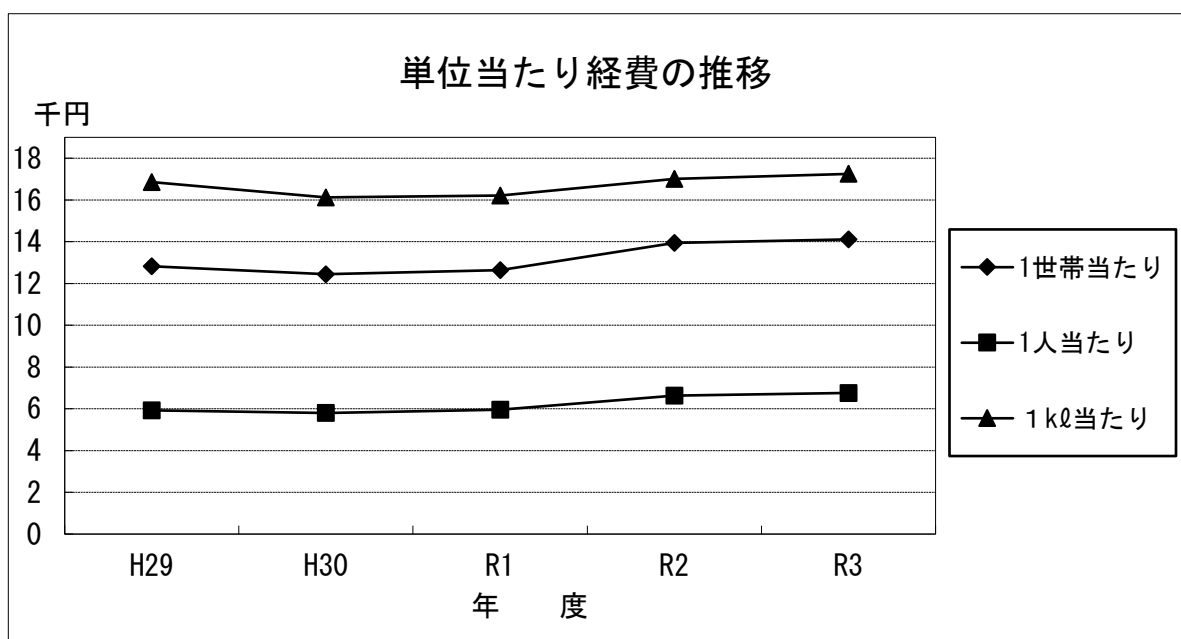
※ 収集経費は汲取り人口のみ、処理経費と総経費は汲取り人口と浄化槽人口の合計で算定。

③ 収集量 1 kℓ当たりの経費

(単位：円／(%))

年 度	収集経費	前年比	処理経費	前年比	総経費	前年比
H29	42,140	15.1	12,440	10.0	16,857	10.9
H30	42,413	0.6	11,890	△4.4	16,124	△4.3
R1	38,644	△8.9	12,513	5.2	16,212	0.5
R2	39,451	2.1	13,509	8.0	17,012	4.9
R3	35,619	△9.7	13,704	1.4	17,230	1.3

※ 収集経費はし尿のみ、処理経費と総経費はし尿と浄化槽汚泥の合計で算定。



VII 処 理 施 設 等

1. 処理施設等の設置状況

【処理施設】

	配置図番号
焼却処理施設	
和名ヶ谷クリーンセンター	①
クリーンセンター（廃止）	②
資源選別処理施設	
リサイクルセンター	③
資源リサイクルセンター（休止）	④
粗大ごみ圧縮処理施設（圧縮梱包）	
日暮クリーンセンター	⑤
最終処分場	
日暮最終処分場	⑥
し尿処理施設	
東部クリーンセンター	⑦

【収集施設】

ごみ中継施設	⑧
--------	---

施設配置図



2. 処理施設

(1) 焼却処理施設

和名ヶ谷クリーンセンター

① 施設の概要

所在地	: 松戸市和名ヶ谷 1349 番地の 2
都市計画決定	: 平成 3 年 2 月 26 日
都市計画決定面積	: 約 24,600 m ²
都市計画決定規模	: 全連続燃焼式 300t/日
敷地面積	: 26,061.76 m ²
建築面積	: 5,885.77 m ²
着工	: 平成 3 年 11 月
しゅん工	: 平成 7 年 9 月
施工業者	: 日立造船株式会社
炉形式	: 全連続燃焼式機械炉
公称能力	: 100t/24h×3 基
ピット容量	: 6,000 m ³
ごみクレーン容量	: 10.2 m ³
除塵装置	: 濾過式集塵機 (バグフィルター)
ガス冷却設備	: 廃熱ボイラー方式 (フルボイラー)
有害ガス除去設備	: 乾式バグ方式+湿式ガス洗浄方式+無触媒・触媒脱硝方式
排水処理	: 生物処理+アルカリ凝集沈澱+濾過・吸着+キレート樹脂吸着 処理後、余剰水を下水道放流
煙突	: 高さ 125m
運営形態	: 運転業務委託
余熱利用	: 工場内給湯、冷暖房及び便利施設への熱供給・電気供給

発 電 発電規模 3,200 k w

建設費 : 24,989,860,000 円

用地費 : 3,905,656,000 円

計 : 28,895,516,000 円

財源内訳	{	国庫補助金	2,422,500,000 円
		県補助金	139,758,000 円
		起 債	23,959,700,000 円
		一般財源	2,373,558,000

基幹改良工事 : 平成 24 年 6 月～平成 27 年 3 月

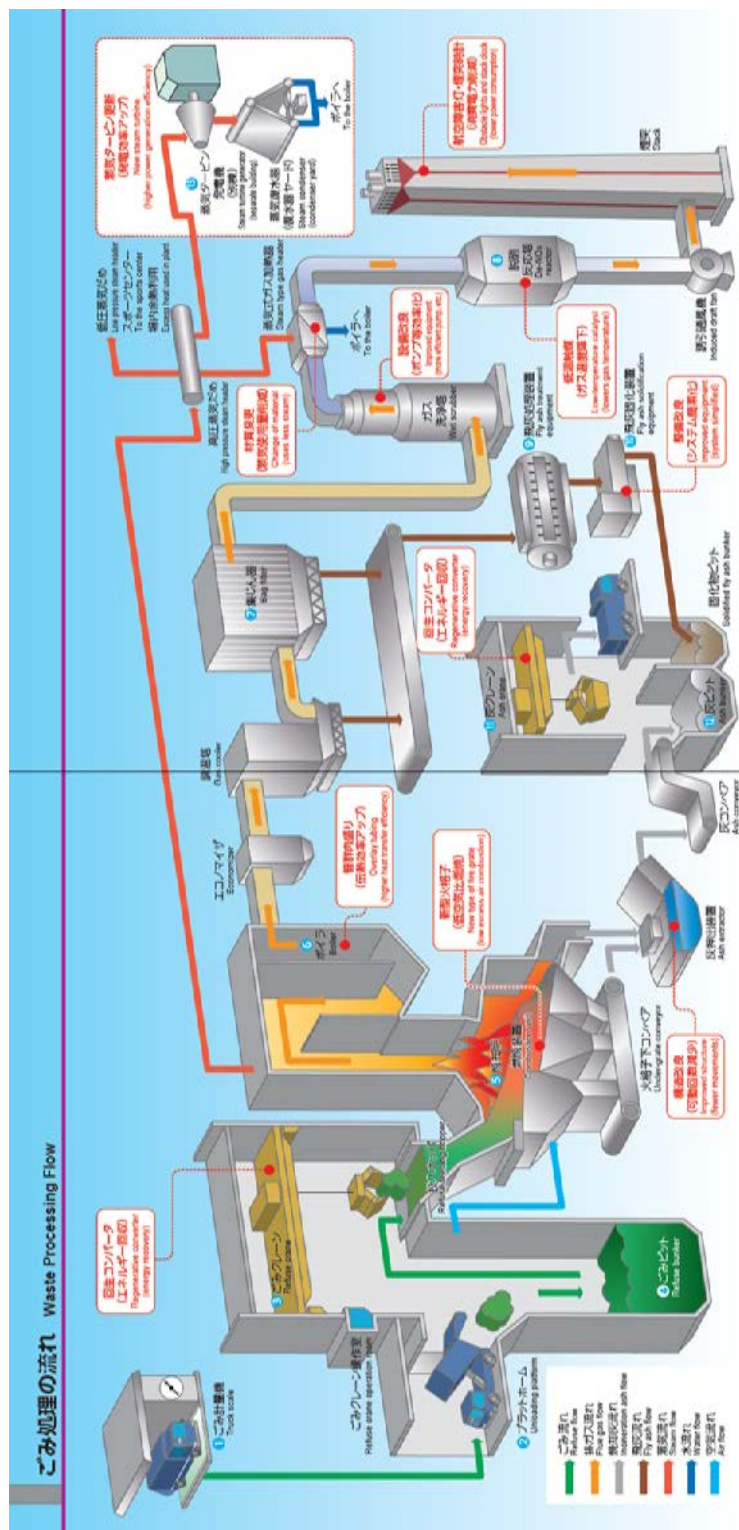
工事費 : 3,990,000,000 円

財源内訳	{	国庫交付金	1,838,288,000 円
		起 債	1,720,600,000 円
		一般財源	431,112,000 円

強じん化整備工事：平成 30 年 6 月～令和 2 年 3 月

工事費	:	999,000,000 円
財源内訳	国庫交付金	266,525,000 円
	起 債	675,000,000 円
	一般財源	57,475,000 円

② 焼却炉系統図



③ 稼働状況

(S52.11.4 厚生省水道環境部環境整備課長通知に基づく操業データ)

ア. 年間稼働時間

炉名	稼働時間	暦日時間	稼働率
日立造船 1号炉	7,187	8,760	82.0%
日立造船 2号炉	6,946	8,760	79.3%
日立造船 3号炉	7,204	8,760	82.2%
計	21,337	26,280	81.2%

3炉停止日数 7日

イ. 搬入量 . . . IVごみ処理8(1) P.45~46 処理施設別搬入・搬出量 参照

ウ. 環境保全に対する工場操業データ (法令に基づく測定値年間平均)

・ごみ質(乾基準)

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
ごみの種類組成	紙、布類 38.8%	三成分	水分 37.0%
	ビニル、ゴム、皮革類 30.7%		灰分 10.6%
	木、竹、わら類 3.6%		可燃物 52.4%
	ちゅう芥類 21.5%	低位発熱量・計算値 8900 J/g	
	不燃物類 1.3%	低位発熱量・実測値 12500 J/g	
	その他 4.2%		
単位容積重量	161kg/m ³		

・ばい煙(酸素 12% 換算値)

測定項目		年平均値	測定項目		年平均値
硫黄酸化物		<0.001 m³N/h	塩化水素		< 2.0 mg/m³N
ばいじん	除じん前	1.297 g/m³N	窒素酸化物		27 ppm
	除じん後	<0.001 g/m³N	ダイオキシン類	1号炉	0.01ng-TEQ/m³N未満
		2号炉		0.01ng-TEQ/m³N未満	
		3号炉		0.01ng-TEQ/m³N未満	

・放流水の水質

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
水素イオン濃度	7.7	カドミウム及びその化合物	<0.001 mg/l
生物化学的酸素要求量	1.0 mg/l	鉛及びその化合物	<0.005 mg/l
化学的酸素要求量	1.3 mg/l	シアン化合物	不検出 mg/l
浮遊物質	0.9 mg/l	水銀及びその化合物	<0.0005 mg/l

・焼却量等

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
熱しゃく減量	2.8%	焼却室出口温度	927 °C

④ 余熱利用施設

ア. 施設名称 : 松戸市和名ヶ谷スポーツセンター

所在地 : 松戸市和名ヶ谷 1360 番地

敷地面積 : 10,402.64 m²

しゅん工 : 平成 8 年 3 月

休館日 : 毎月第三月曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日、
ただしプールは 1 月 5 日まで）

特 徴 : 本施設は、隣接した清掃工場の余熱を最大限に活用し、子供からお年寄りの方、また、障害のある方にも利用し易いように配慮し、広く市民にスポーツだけでなく、コミュニケーションの場としても提供する施設である。

- ・ 子供向けとして 流れるプール、幼児用プール（すべり台付）
- ・ お年寄りの方向けとして 小体育室（屋内ゲートボール場）
風呂（ジャグジー風呂、寝湯等）
- ・ 障害のある方向けとして 水深を調整する可動床プール
専用シャワー及びロッカールーム
- ・ 一般の方向けとして 体育室、トレーニング室
- ・ コミュニケーション 図書館、多目的ホール、和室
の場の提供として リラックスコーナー

イ. 建物の概要

建築物	構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨構造）
	階 数	地上 3 階
	建築面積	4,656 m ²
	延床面積	9,026 m ²

ウ. 設備仕様の概要

収容人数：(想定)	約 1,000 人	(プール 約 400 人)
各階仕様	1 階	床面積 4,362 m ² ・ 温水プール 25mプール（25m×10m 5 コース） ・ 流水プール 巾 2.8m×約 100m ・ 幼児用プール ・ その他 ロッカー室、シャワー室、採暖室 駐車場等
	2 階	床面積 2,970 m ² ・ 体育室 バスケットボールコート 2 面 バレーボールコート 2 面 ・ トレーニング室 ・ 浴室 ・ 図書館 ・ その他 受付事務室、ロッカー室、 シャワー室、器具庫等
	3 階	床面積 1,694 m ² ・ 小体育室 ・ 和室 ・ 多目的ホール ・ その他

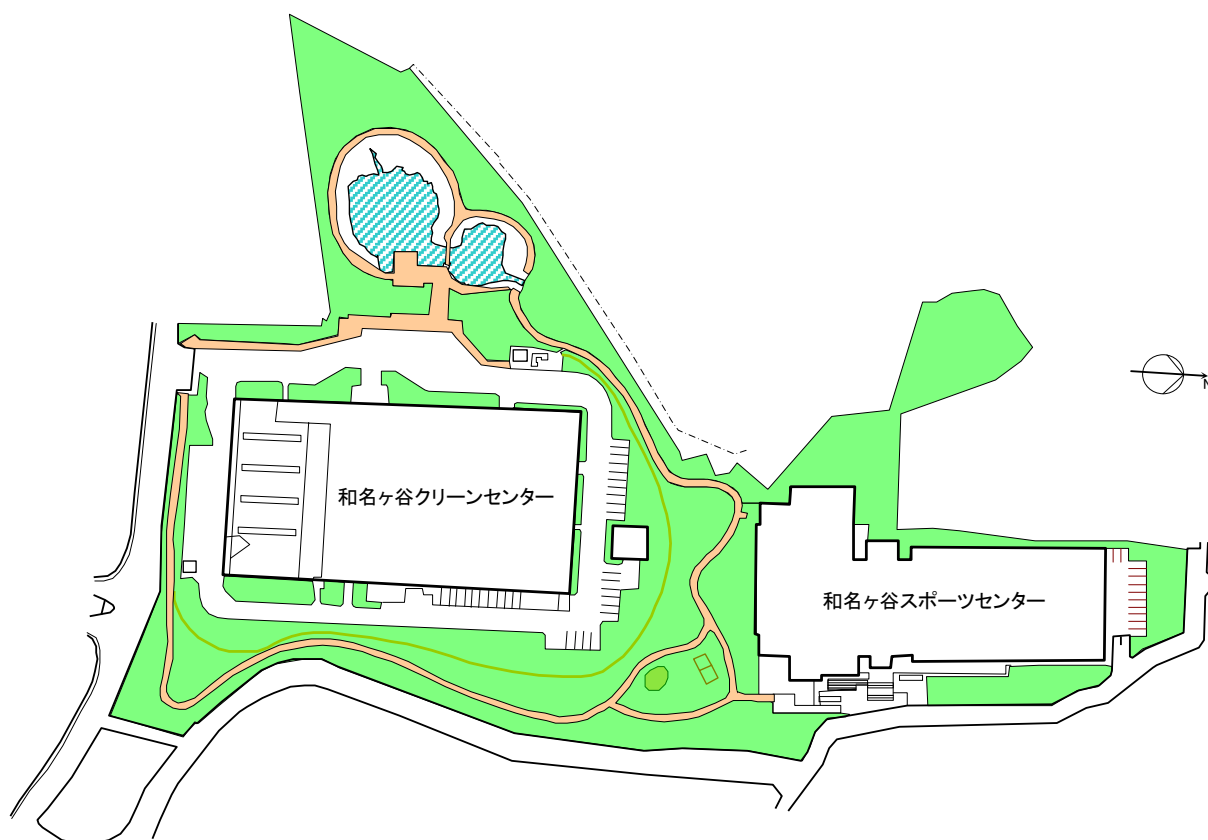
エ. 施設利用料金

個人利用（普通使用）料金

施設名	利用単位	料 金
体 育 室	1 人 2 時間	一 般 310 円
		幼児・小・中学生 100 円
小体育室	1 人 2 時間	一 般 310 円
		幼児・小・中学生 100 円
温水プール	1 人	一 般
		最初の 1 時間まで 310 円
		以降 30 分増すまでごとに 150 円
		幼児・小・中学生
		最初の 1 時間まで 100 円
		以降 30 分増すまでごとに 50 円
浴 室	1 人	一 般 410 円
		幼児・小・中学生・60 才以上 210 円
トレーニング室	1 人 2 時間	300 円
多目的ホール	1 人 2 時間	310 円
駐 車 場	1 第 1 回	1 時間まで 無料
		1 時間以上 4 時間未満 300 円
		4 時間以上 500 円

※体育室・小体育室・トレーニング室・多目的ホールは 1 時間使用可能

⑤ 和名ヶ谷クリーンセンター全体配置図



クリーンセンター（廃止）

① 施設概要

所在地	: 松戸市高柳新田 37 番地
都市計画決定	: 昭和 50 年 12 月 18 日
都市計画決定面積	: 32,000 m ²
都市計画決定規模	: 機械炉 300t/24h 破砕機 100t/5h
敷地面積	: 36,816.21 m ² （多目的広場を含む）
建築面積	: 4,333.78 m ²
着工	: 昭和 53 年 2 月
しゅん工	: 昭和 55 年 11 月
施工業者	: 日本鋼管（株）
炉形式	: 全連続燃焼式機械炉（日本鋼管フェルント式回転キルン付）
公称能力	: 100t/24h×2 基
ピット容量	: 2,000 m ³ （800t）
ごみクレーン容量	: 3.1 m ³
除塵装置	: 電気集塵機＋機械集塵機（炉内清掃時のみ）
ガス冷却設備	: 廃熱ボイラー方式・水噴霧併用
有害ガス除去設備	: 噴霧流下式トレイ型（苛性ソーダ水溶液による洗浄）
排水処理	: アルカリ凝集沈澱＋濾過・吸着＋キレート樹脂吸着 処理後、一部を下水道放流
煙突	: 高さ 55m
運営形態	: 直営および運転業務委託
余熱利用	: プール・老人福祉センターへ給熱（令和 2 年 3 月をもって終了）
稼働状況	: 令和 2 年 3 月 23 日稼働停止、令和 2 年 3 月 31 日廃止

建設費	:	3, 528, 748, 000	円
用地費	:	1, 243, 205, 000	円
計	:	4, 771, 953, 000	円
財源内訳	{	国庫補助金	1, 384, 399, 000 円
		県補助金	27, 869, 000 円
		起 債	2, 313, 300, 000 円
		一般財源	1, 046, 385, 000 円

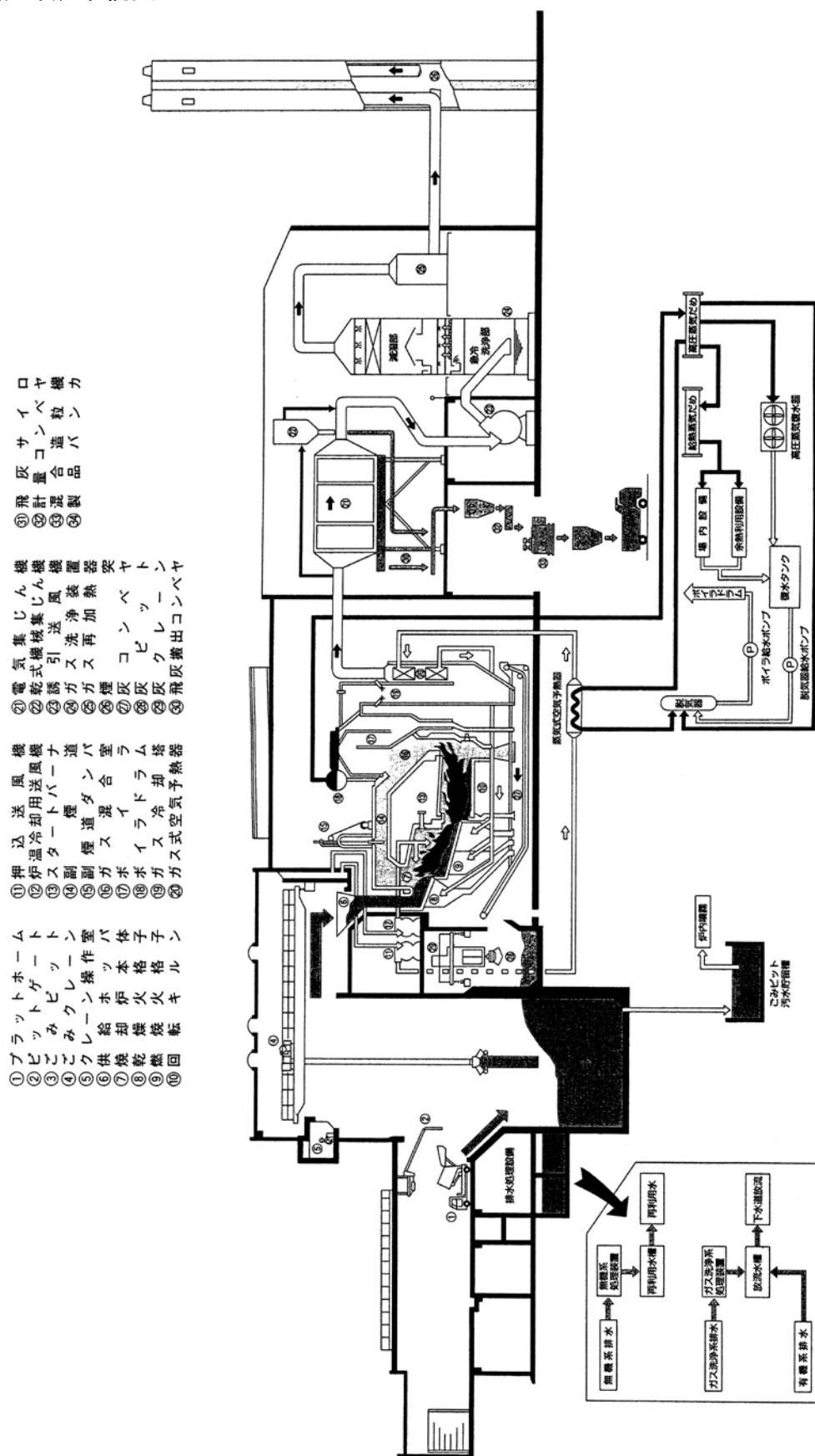
○ 基幹整備工事（1 回目）：平成 8 年 9 月～ 平成 10 年 3 月

工事費	:	2,472,000,000 円			
財源内訳	〔	国庫補助金	1,186,949,000 円	起 債	1,127,500,000 円
		県補助金	59,347,000 円	一般財源	98,204,000 円

基幹整備工事（2 回目）：平成 20 年 9 月～ 平成 21 年 8 月

工事費	:	2,310,000,000 円
財源	（全額起債	2,310,000,000 円）

② 焼却炉系統図



③ 余熱利用施設

ア. 屋内・屋外施設

施設名称 : 体育室及び多目的広場（テニスコート・フィールドアスレチックほか）

所在地 : 松戸市高柳新田 37 番地

敷地面積 : 5,274.95 m²（六実高柳老人福祉センターと同一敷地）

建築面積 : 1,216.37 m²（体育施設棟）

施設内容 : 体育室 700 m²
屋外 全天候型テニスコート 3 面（多目的広場内）
フィールドアスレチック他

しゅん工 : 昭和 55 年 11 月

利用料金

区分	施設	利用単位	利用料金	
使用 専用 料	体育室	2 時間	AM9 時～PM5 時 2,200 円	PM5 時～PM9 時 3,300 円
	テニスコート	1 面 1 時間	440 円	
使用 普通 料	体育室	1 人 2 時間	一般 220 円 中学生以下 50 円	

※上記使用料金に消費税が含まれています。

休館日 : 月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日）
（月曜日が祝日の場合は、その翌日）

イ. 六実高柳老人福祉センター

施設名称 : いこいホーム

所在地 : 松戸市高柳 1832 番地

敷地面積 : 体育施設と同一敷地

建築面積 : 867.77 m²

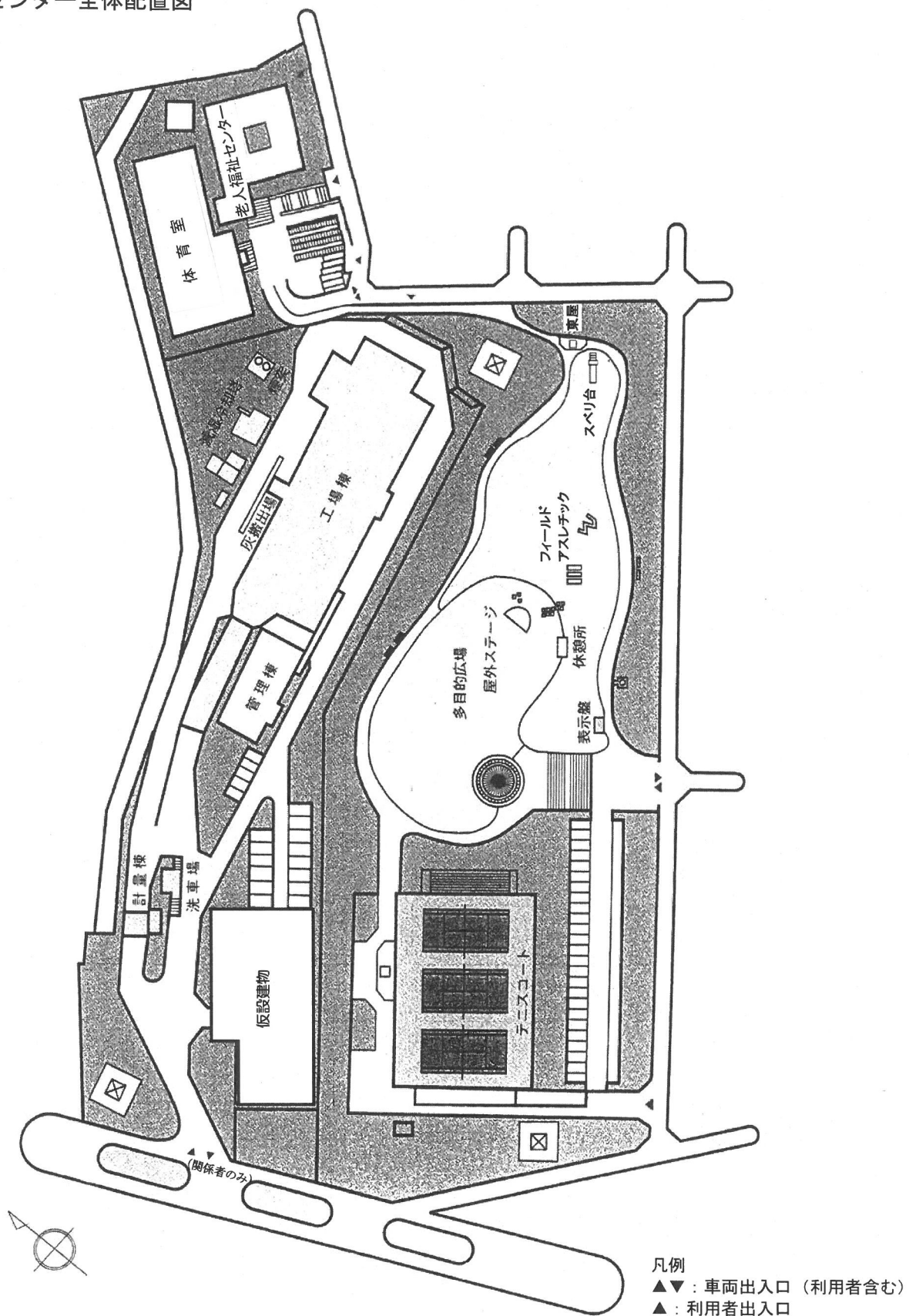
しゅん工 : 昭和 55 年 3 月

施設内容 : 和室----- 4 室
機能回復訓練室----- ルームウオーカー、ぶら下がり健康器、
マッサージ器
浴室----- 2 室（男・女）
図書室----- 1 室
相談室----- 1 室
娯楽室----- 1 室

使用方法 : 年 齢----- 満 60 歳以上の方
時 間----- 午前 9 時から午後 4 時 30 分
料 金----- 無 料

休館日 : 月曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

クリーンセンター全体配置図



(2) 資源選別処理施設

リサイクルセンター

① 施設概要

所在地	: 松戸市七右衛門新田 316 番地の 4
都市計画決定	: 平成 30 年 3 月 30 日
都市計画決定面積	: 約 1.5ha
敷地面積	: 15,257.04 m ²
建築面積	: 3,861.65 m ²
着工	: 令和元年 12 月
しゅん工	: 令和 4 年 7 月
施工業者	: メタウォーター (株)
事業方式	: DBM 方式 (Design: 設計、Build: 建設、Maintenance: 維持管理)
公称能力	: 39.0t/5h 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
受入・供給設備	: トラックスケール (最大秤量 30t×2 基) 直接持込車用台秤 (最大秤量 400kg×5 基) ヤード貯留 受入ホッパ直接投入方式
破碎設備	: 低速回転式破碎機 (2 基) 高速回転式破碎機
搬送設備	: コンベヤ方式
選別設備	: 磁力選別機 アルミ選別機 粒度選別機 風力選別機 手選別コンベヤ (破袋機含む)
貯留・搬出設備	: バンカ (鉄類・アルミ) 可燃残さコンパクタ
集じん設備	: サイクロン バグフィルタ 脱臭装置 (2 基)
排水処理設備 (プラント排水)	: 前処理調整+生物処理+膜分離
運営形態	: 運転管理業務委託

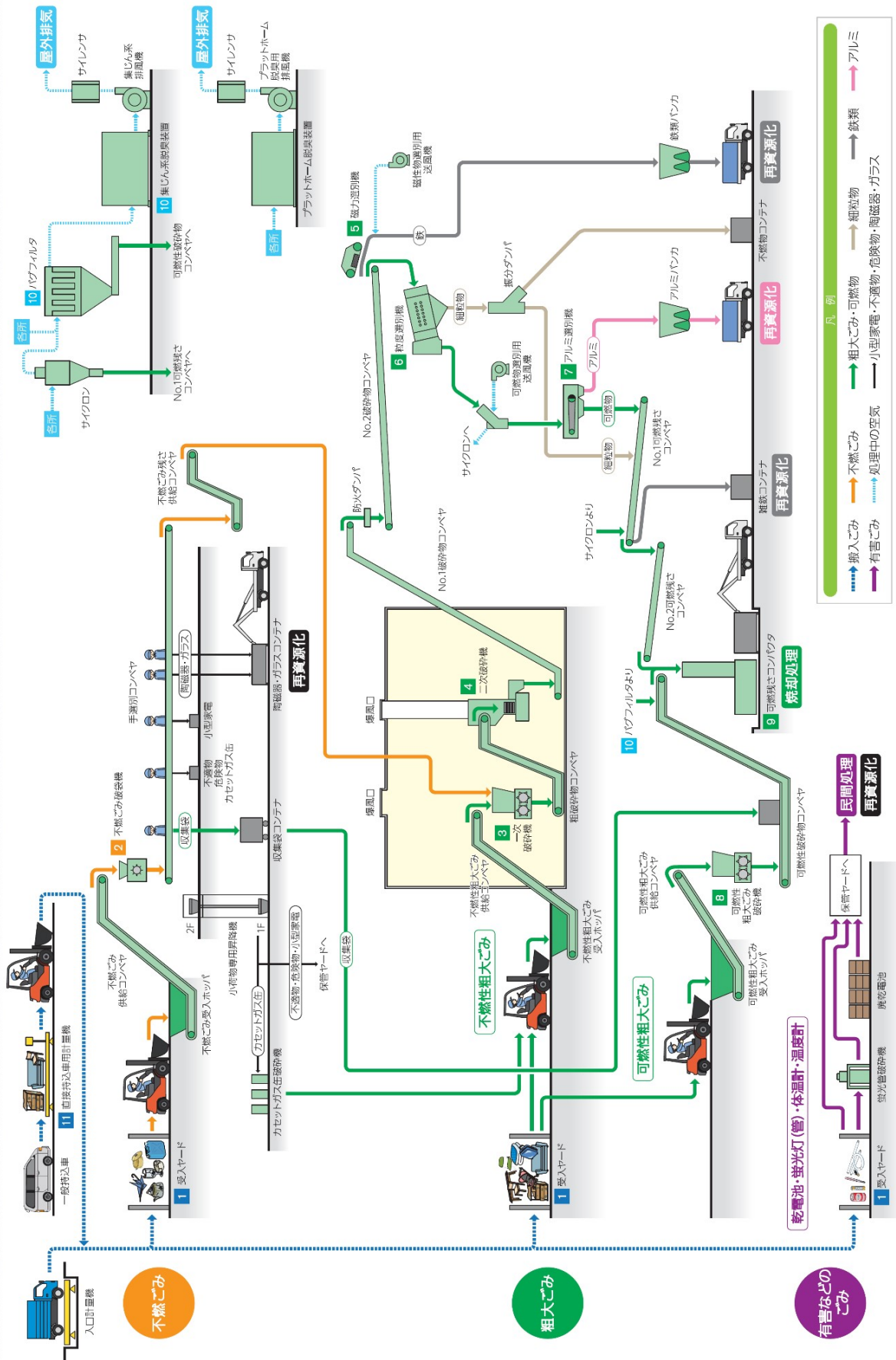
建設費	:	4,198,610,900 円
(うち建設工事施工監理業務委託料 29,582,300 円)		
建設費財源内訳	国庫交付金	1,069,795,000 円
	起 債	2,667,100,000 円
	一般財源	461,715,900 円

② 稼働状況

令和 4 年 4 月より処理開始

③ 選別処理系統図

ごみ処理の流れ



資源リサイクルセンター（休止）

① 施設概要

所在地 : 松戸市松飛台 286 番地の 15
 都市計画決定 : 昭和 55 年 8 月
 都市計画決定面積 : 0.5ha
 敷地面積 : 4,958.69 m²

ア. 新施設

建築面積 : 871.25 m²（うち管理棟 110 m²含む）
 着工 : 昭和 55 年 9 月
 しゅん工 : 昭和 56 年 3 月
 施工業者 : 富士電気総合設備（株）
 公称能力 : 50t/5h
 磁力選別機 : 2 基
 破碎機 : 1 基
 アルミ缶選別機 : 1 基
 金属プレス機 : 2 基（スチール缶、アルミ缶）
 集塵設備 : 一式
 電動ホイスト : 2 基
 手選別ライン : 生ビン、カレット（色別）に選別
 機械選別ライン : 破碎ライン 風力複合 2 段式磁選機により高純度の鉄を回収
 運営形態 : 運転委託

建設費	:	372,000,000	円
用地費	:	321,000,000	円（全額起債）
建設費財源内訳	{	国庫補助金	186,000,000 円
		県補助金	4,650,000 円
		起 債	145,000,000 円
		一般財源	36,350,000 円

イ. 旧施設・ストックヤード

ウ. 休憩室

※平成 29 年度解体

事業名称 : 資源リサイクルセンター リサイクル棟及び選別従業員控室解体工事
 期 間 : 平成 29 年 9 月 22 日 ～ 平成 30 年 2 月 28 日
 施工業者 : 株式会社小見解体

エ. 陶磁器ガラス等処理施設（賃借）

所在地 : 松戸市松飛台 286 番地の 14
 敷地面積 : 592.00 m²
 しゅん工 : 平成 13 年 3 月
 構造 : 鉄骨造 2 階建
 建築面積 : 393.81 m²
 延床面積 : 447.18 m²

オ. 資源リサイクル施設（多目的倉庫）

所在地 : 松戸市五香西 5 丁目 19 番地の 11
敷地面積 : 2,647.00 m²
着工 : 平成 2 年 10 月
しゅん工 : 平成 3 年 3 月
管理棟建築面積 : 33.35 m²
倉庫建築面積 : 382.20 m²
建設費 : 65,683,100 円（全額一般財源）
平成 29 年 9 月 1 日より、スプレー缶処理装置 1 基を設置（賃借）
処理能力 500 ～ 700 本/h

② 稼働状況

令和 4 年 3 月 31 日稼働停止

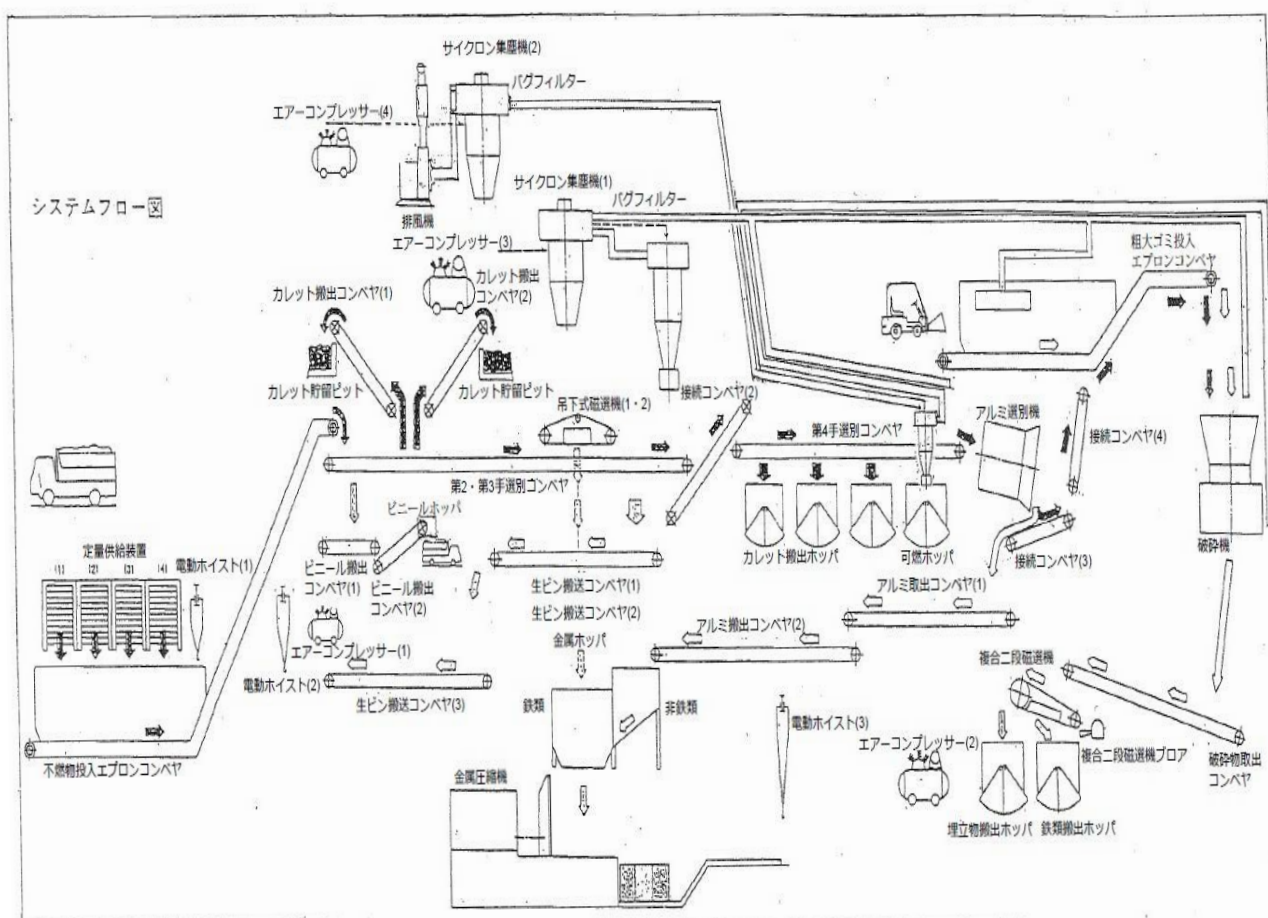
令和 4 年 4 月 1 日休止

ア. 年間稼働日数

機器番号	稼働日数	暦日数	稼働率
選別ライン	307 日	365 日	84.1%

イ. 処理量 ・ ・ ・ IV ごみ処理 8(1) P. 45～46 処理施設別搬入・搬出量 参照

③ 選別処理系統図



(3) 粗大ごみ圧縮処理施設（圧縮梱包）

日暮クリーンセンター

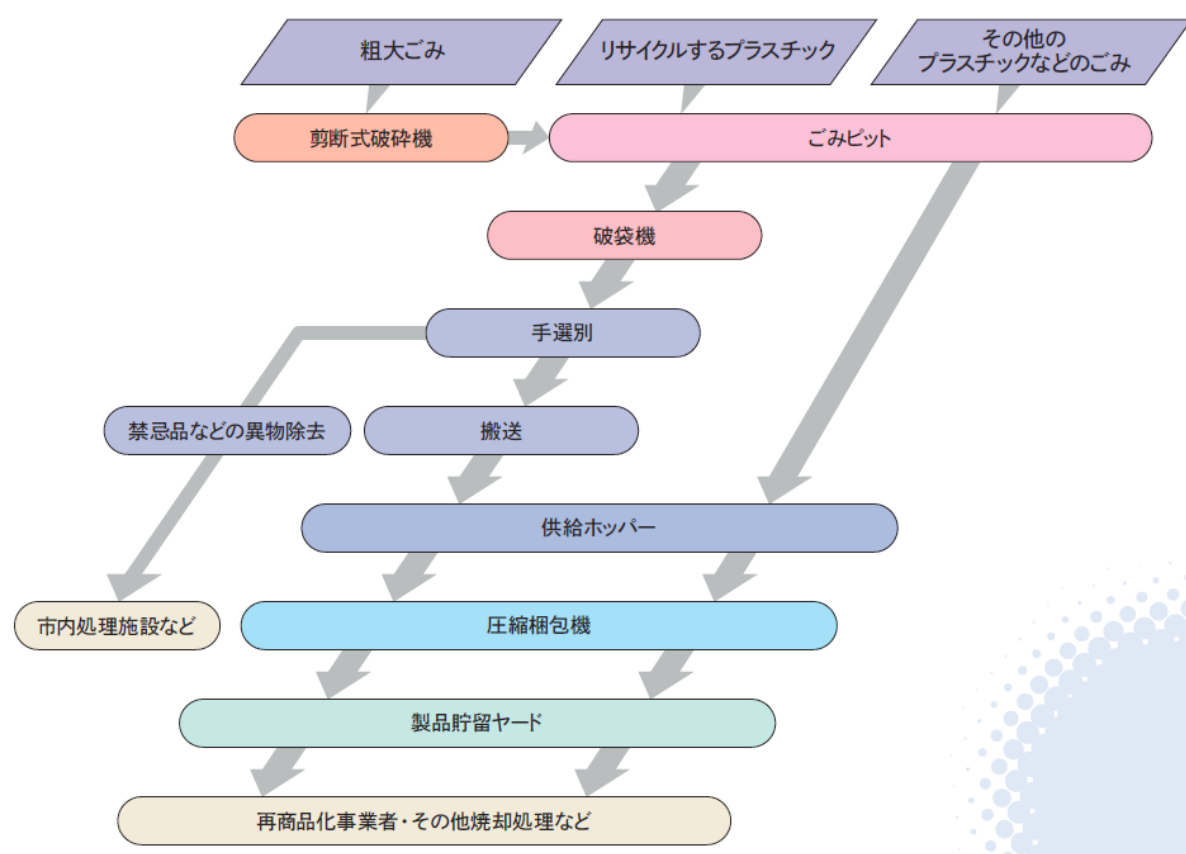
① 施設概要

所在地	: 松戸市五香西 5 丁目 14 番地の 1
都市計画決定	: 昭和 61 年 12 月 5 日
都市計画決定面積	: 約 8,000 m ²
都市計画決定規模	: 40t/5h×2 基
敷地面積	: 9,168.70 m ² (道路用地 1,486.70 m ² 含む)
建築面積	: 2,671.35 m ² (延べ面積 2,808.47 m ²)
着工	: 昭和 61 年 12 月
しゅん工	: 昭和 63 年 3 月 (資源選別システム 平成 4 年 5 月)
施工業者	: 手塚興産(株) 他 5 社
処理方式	: 圧縮梱包方式 (横型圧縮プレス機)
公称能力	: 40t/5h×2 基
処理能力	: 剪断式破砕機 5t/5h×1 基 切断能力 150 t 破袋設備・選別設備 24.4t/5h×1 基 圧縮梱包機 40 t/5h×2 基 油圧三方締・主押能力 350t
梱包装置	: スチールバンド横三条結束
ピット容量	: 1,600 m ³
ごみクレーン容量	: バケット容積 8 m ³ ×2 基
搬送設備	: 自動搬送機×1 基 (サイドフォーク式)
計量設備	: トラックスケール 1 基 (最大秤量 30t)
集塵脱臭設備	: バグフィルター+活性炭吸着 (2 基)
消毒設備	: 噴霧式
運営形態	: 運転管理業務委託

建設費	:	1,131,850,000 円
用地費	:	374,992,459 円
計		1,506,842,459 円
財源内訳	{	国庫補助金 674,375,000 円
		県補助金 16,859,000 円
		起 債 706,000,000 円
		一般財源 109,608,459 円

基幹改良工事	:	令和元年 6 月～令和 2 年 3 月	
工事費	:	294,800,000 円	
財源内訳	{	国庫交付金	141,489,000 円
		起債	136,100,000 円
		一般財源	17,211,000 円

② ごみ処理の流れ



③ 施設の特徴

- この施設は、リサイクルするプラスチック及び粗大ごみを圧縮・梱包し、主として、容器包装プラスチックを指定法人に搬出するための中間処理を行なっている施設です。
- ア. ごみの投入から梱包までを効率的に処理するとともに、施設内の搬送はコンピュータ制御によるロボットが行い、安全清潔な作業環境を確保しています。
 - イ. 常温処理により環境汚染の心配がなく、また約 1/7 から 1/10 と容積を大幅に減少し、輸送効率を高めています。
 - ウ. ごみの計量は、全て（業者別・排出源別等）カードにより識別しコンピュータにより自動計算されています。

④ 日暮クリーンセンター全体配置図



⑤ 稼働状況

ア. 年間稼働日数	機器番号	稼働日数	暦日数	稼働率
	破袋機	255 日	365 日	69.9%
	1号機	253 日	365 日	69.3%
	2号機	305 日	365 日	83.8%

イ. 処理量 . . . IVごみ処理 8(1) P. 45～46 処理施設別搬入・搬出量 参照

ウ. 環境保全に対する工場操業データ（法令に基づく測定値年間平均）

該当項目なし

(4) 最終処分場

日暮最終処分場

① 施設概要

施設名称 : 一般廃棄物日暮最終処分場
 所在地 : 松戸市五香西5丁目35番地の8他
 面積 : 9,440 m² (埋立地面積 8,587 m²)
 地目 : 山林
 埋立方式 : サンドイッチ方式
 埋立容量 : 34,706 m³
 埋立内容物 : 不燃ごみ (高分子系ごみを含む)
 埋立開始 : 昭和60年4月
 遮水方式 : ゴムシート
 排水処理方式 : 回転円盤方式+高度処理
 流入水量 : 最大 49 m³/24h (平均 23 m³/24h)
 排水放流時間 : 24時間/日
 放流水水質 : BOD 10ppm、
 SS 10ppm、PH 5.8~8.6
 用地権利関係 : 一部借地

② 稼働状況

ア. 処理量 ・ ・ ・ IVごみ処理8(1) P.45~46 処理施設別搬入・搬出量 参照
 イ. 環境保全に対する工場操業データ (法令に基づく測定値年間平均)

・放流水の水質

測定項目	年平均値	測定項目	年平均値
水素イオン濃度	7.7	カドミウム及びその化合物	不検出
生物化学的酸素要求量	不検出	鉛及びその化合物	不検出
化学的酸素要求量	1.2 mg/l	シアン化合物	不検出
浮遊物質	1.1 mg/l	水銀及びその化合物	不検出
大腸菌群数	不検出		

最終処分場の変遷

年度 名称	期 間 (年 / 月)
市設置処分場	
紙 敷	S41/10 ----- S50/12
和 名 ヶ 谷	S43/5-----S45/3
大 谷 口	S43/11-----S45/10
松 飛 台	S44/4-----S48/3
根 木 内	S45/10-----S47/3
秋 山	S45/4-----S49/12
河 原 塚	S50/12-----S51/7
千 駄 堀	S51/7-----S62/3
和 名 ヶ 谷	S51/5-----S52/3
印 旛 村	S56/9-----S62/3
日 暮	S60/4-----

(5) し尿処理施設

東部クリーンセンター

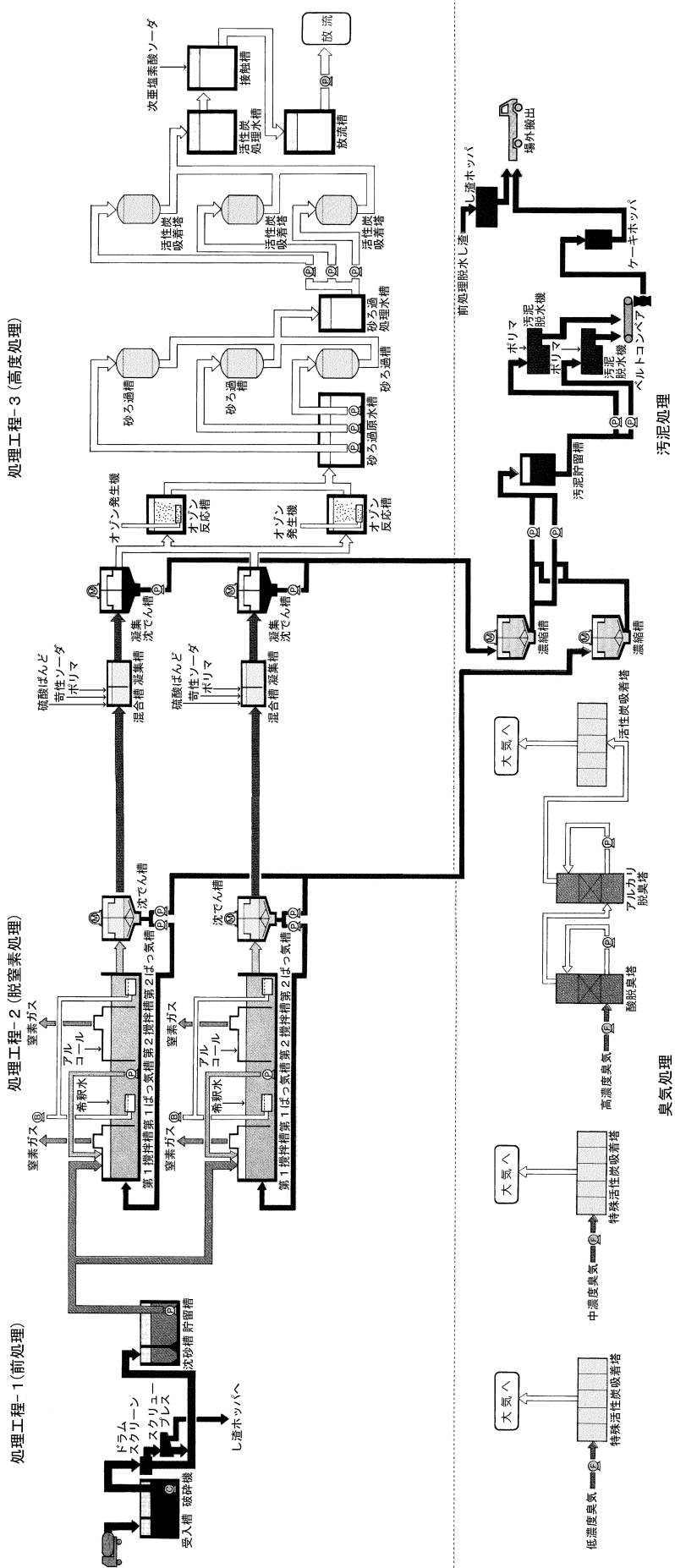
① 施設概要

所在地	: 松戸市高塚新田 352 番地
都市計画決定	: 昭和 53 年 7 月 15 日
都市計画決定面積	: 45,000 m ²
敷地面積	: 59,638.49 m ²
建築面積	: 3,407.68 m ²
着工	: 昭和 54 年 2 月
しゅん竣工	: 昭和 56 年 1 月
施工業者	: 荏原インフィルコ (株) (現・水 ing エンジニアリング (株))
公称能力	: 200kℓ /24h (生し尿 120kℓ /24h) (浄化槽汚泥 80kℓ /24h)
処理方式	: 標準脱窒素処理 (低希釈 2 段活性汚泥法) + 高度処理 (凝集沈殿, オゾン, 砂ろ過, 活性炭)
希釈水	: 工業用水
脱臭設備	: 酸アルカリ洗浄 + 活性炭脱臭設備 (高濃度臭気) 特殊活性炭脱臭設備 (中・低濃度臭気)
運営形態	: 運転業務委託
併設施設	: 東部老人福祉センター、東部スポーツパーク

建設費	:	4,457,993,000 円	
用地費	:	1,958,740,000 円	
計		6,416,733,000 円	
財源内訳	{	国庫補助金	2,041,657,000 円
		県補助金	115,597,000 円
		起債	3,828,200,000 円
		一般財源	431,279,000 円

基幹整備工事	:	平成 9 年 6 月～平成 10 年 3 月								
工事費	:	483,000,000 円								
財源内訳	{	<table><tr><td>国庫補助金</td><td>224,122,000 円</td></tr><tr><td>県補助金</td><td>11,206,000 円</td></tr><tr><td>起債</td><td>212,900,000 円</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>34,772,000 円</td></tr></table>	国庫補助金	224,122,000 円	県補助金	11,206,000 円	起債	212,900,000 円	一般財源	34,772,000 円
国庫補助金	224,122,000 円									
県補助金	11,206,000 円									
起債	212,900,000 円									
一般財源	34,772,000 円									

② 処理施設フローシート



③ 併設施設

ア. 東部老人福祉センター

所在地 : 松戸市紙敷 953 番地の 2
敷地面積 : 1,094.56 m²
建築面積 : 215.50 m²
施設内容 : 和室 ----2 室
浴室 ----2 室 (男・女)
談話室----1 室
しゅん工 : 昭和 56 年 3 月
使用方法 : 年齢----市内に居住する満 60 歳以上の方
時間----午前 9 時から午後 4 時 30 分
料金----無料

イ. 東部スポーツパーク

(ア) 体育館

所在地 : 松戸市高塚新田 427 番地
敷地面積 : 3,062.50 m²
建築面積 : 1,324.38 m²
施設内容 : 1 階----体育室
2 階----会議室・和室
しゅん工 : 昭和 55 年 3 月

(イ) プール

敷地面積 : 1,300.00 m²
施設内容 : 一般用 25m×15m 水深 1.0m --- 1.4m
幼児用 83 m² 水深 0.5m
しゅん工 : 昭和 55 年 7 月

(ウ) テニスコート

施設内容 : ウレタン系全天候型コート 3 面
しゅん工 : 昭和 55 年 11 月

(エ) 野球場

施設内容 : 面積 7,985.55 m² (両翼 90m)
しゅん工 : 昭和 56 年 3 月

ウ. 施設利用料金

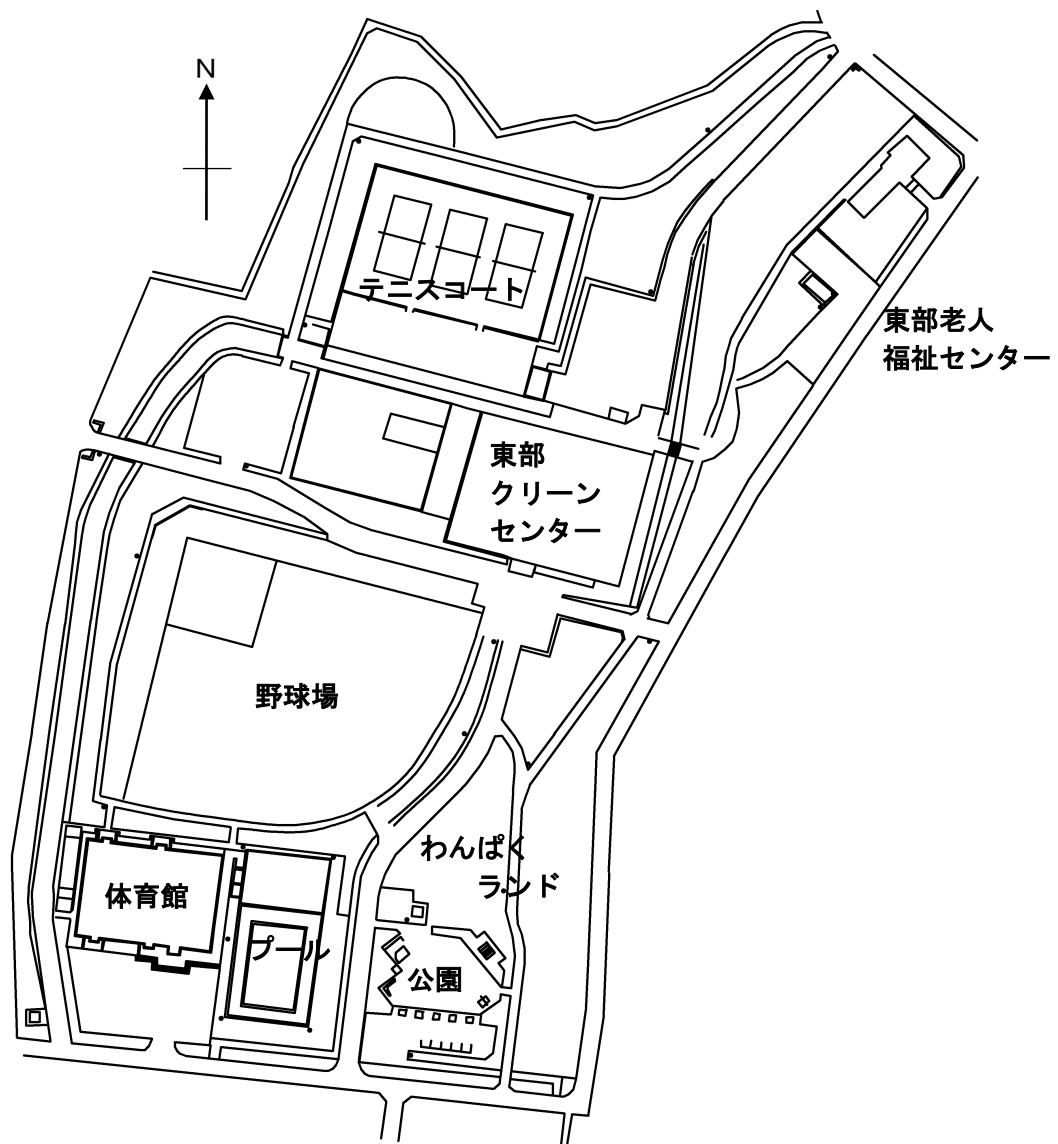
区分	利用施設		利用単位	使 用 料	
				AM9 時から PM5 時	PM5 時から PM9 時
専用 使用料	体育館	体育室	2 時間	2,200 円	3,300 円
		会議室	1 室 1 時間	220 円	330 円
		和 室	1 時間	220 円	330 円
	プール		2 時間	こどもプールのみ 25mプールのみ プール全面	1,650 円 3,300 円 4,950 円
	テニスコート		1 面 1 時間	440 円	
	野球場		2 時間	3,300 円	
普使 用 通料	体育室		1 人 2 時間	一般 220 円	中学生以下 50 円
	プール		1 人 2 時間	一般 210 円	中学生以下 無料

注) 1. 松戸市民以外の方が使用する場合の使用料はこの表に定める額の 100%増しです。

※休業日 --- 月曜日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 4 日)

ただし、東部老人福祉センターの休業日は (12 月 29 日から 1 月 3 日) までとなります。

④ 施設全体配置図



⑤ 施設の特徴

- ア. 処理施設を全て地下に入れ、地上には管理施設のみとした全国的にも珍しいし尿処理施設である。
- イ. し尿処理施設には中央操作システム・ペーパーレスデータレコーダー・ＩＴＶによる監視設備が整備されている。
- ウ. 水処理は、標準脱窒素処理に高度処理をプラスし、希釈しながらＢＯＤ 5m g / ℓ 以下の水質を得て放流される。

⑥ 稼 動 状 況

ア. 年間稼働日数

系列	稼働日数	暦日数	稼働率
第一系列	365 日	365 日	100.0%
第二系列	0 日	365 日	0.0%

イ. 処理量 . . . VI生活排水処理6(1) P. 76 し尿処理 参照

ウ. 環境保全に対する工場操業データ（年間平均値）

測 定 項 目	単位	し尿・浄化槽汚泥	放 流 水
P H	—	6.9	6.6
色 度	度	—————	<1
C O D	mg/ℓ	3,040	<1.0
B O D	mg/ℓ	3,877	<1.0
S S	mg/ℓ	7,558	<1.0
全 窒 素	mg/ℓ	722	1.56
塩 化 物 イ オ ン	mg/ℓ	251	77
全 リ ン	mg/ℓ	114	0.01
大 腸 菌 群 数	個/ml	—————	0

3. 収集施設

(1) ごみ中継施設

① 施設概要

所在地	: 松戸市松飛台 286 番地の 15 (資源リサイクルセンターと同敷地内に併設)
敷地面積	: 4,958.69 m ²
ア. 建築面積	: 613.35 m ²
イ. 延床面積	: 1,062.84 m ²
着工	: 平成 30 年 9 月
しゅん工	: 令和 2 年 3 月
施工業者	: 新明和工業株式会社
公称能力	: 94t/5h
処理方式	: コンパクト・コンテナ方式
受入ホッパ (供給装置含む)	: 1 式
圧縮設備	: 1 基
コンテナ移動装置	: 1 基
6.5t クローストコンテナ	: 6 台
集じん・脱臭装置	: 1 式
消臭剤噴霧装置	: 1 式
排水設備	: 1 式
運営形態	: 運転委託

建設費	:	1,465,441,200 円
(うち建設工事施工監理業務委託料)		13,057,200 円)

建設費財源内訳	〔	起 債	1,098,900,000 円
		一般財源	366,541,200 円

② 稼働状況

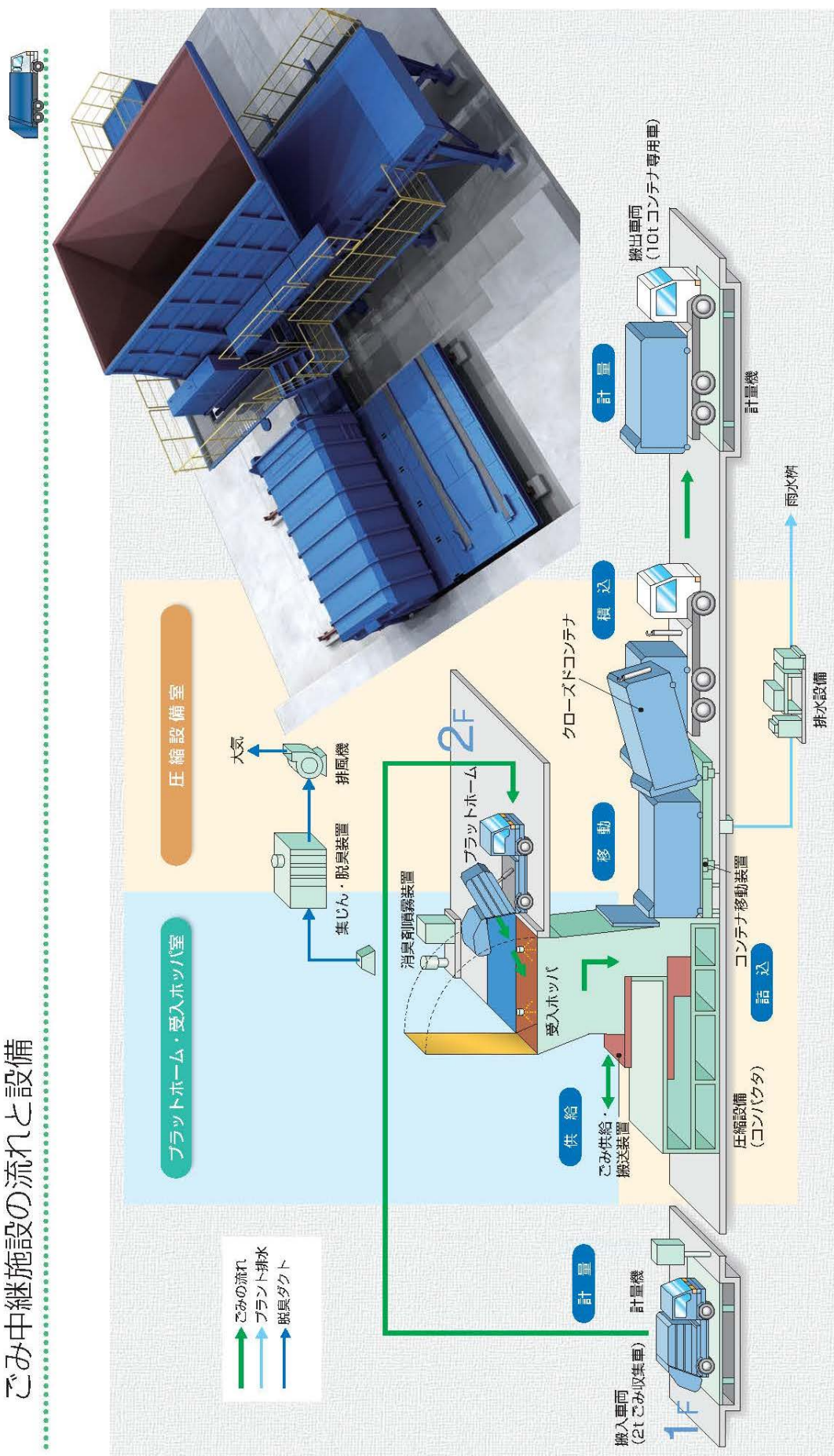
ア. 年間稼働日数(本稼働前の試運転期間の累計)

機器番号	稼働日数	暦日数	稼働率
第一系列	307 日	365 日	84.1%

イ. 処理量 . . . IV ごみ処理 8(1) P. 45~46 処理施設別搬入・搬出量 参照

③ 選別処理系統図

ごみ中継施設の流れと設備



VIII 参考資料

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

〔平成5年9月24日
松戸市条例第19号全部改正〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 廃棄物の減量（第7条—第18条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第19条—第34条）
- 第4章 良好な地域環境の保全（第35条—第38条）
- 第5章 手数料（第39条—第41条）
- 第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第42条—第47条）
- 第7章 雑則（第48条—第51条）
- 第8章 罰則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等による廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりの推進を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図るものとする。

- 2 市は、再生品を使用するとともに、市民及び事業者と連携して再生品の需要の拡大を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、学校教育、社会教育等を通じて、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、単独に又は他の事業者と共同して、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しな

なければならない。

- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再生利用等を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

- 3 市民は、環境との共生に配慮した商品を選択することにより、生産、流通、消費及び廃棄の構造を変えていくことができることを認識して行動するよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、一般廃棄物の処理に関する基本計画を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の基本計画に基づき、毎年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、その都度告示するものとする。

第2章 廃棄物の減量

（廃棄物の減量）

第7条 市長は、廃棄物の分別収集、廃棄物の処理施設における資源の回収等を行うことにより廃棄物の減量に努めるものとする。

（再生利用等に関する計画）

第8条 市長は、再生利用等による廃棄物の減量を促進するため、再生利用等に関する計画を定めるものとする。

（廃棄物減量等推進員）

第9条 市長は、再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量等推進員は、再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

（資源回収業者への協力要請及び支援）

第10条 市長は、再生利用等を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

（事業者による廃棄物の減量）

第11条 事業者は、再生利用等の可能な物の分別の徹底を図る等再生利用等を促進するために必要な措置を講ずることにより、廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保その他の廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を使用すること等により資源の有効利用に努めなければならない。

（適正包装等）

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等に

より、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却しようとする場合には、回収等に努めなければならない。

（多量排出事業者の義務）

第14条 事業者のうち事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、市長の指導に従い、再生利用等を促進することにより、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所から生じる事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（改善勧告）

第15条 市長は、多量排出事業者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

（受入拒否）

第16条 市長は、多量排出事業者が前条に規定する勧告に従わないときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（自主的行動）

第17条 市民は、家庭廃棄物の分別を行うとともに、集団回収その他の再生利用等を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択等）

第18条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

- 2 市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用等を促進するための事業者の活動に協力するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

（市の一般廃棄物の処理）

第19条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理するものとする。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を家庭廃棄物の処理に支障がない限りにおいて処理するものとする。

（事業系一般廃棄物の処理）

第20条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、その種類ごとに、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準その他生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

- 2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。
- 3 事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際して、一般廃棄物処理計画及び市長が定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第21条 市民は、生活環境の保全上支障が生じない方法により容易に処分することができる家庭廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 市民は、家庭廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長が定める方法に従うとともに、相互に協力し、家庭廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。
- 3 市長又は市長が家庭廃棄物の収集及び運搬業務を委託した者以外の者は、家庭廃棄物の集積場所に排出された家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

(排出規制物)

第22条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 火気のある物
 - (5) 容積又は重量が著しく大きい物
 - (6) 著しく悪臭を発する物
 - (7) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - (8) 前各号に掲げる物のほか、市の処理業務を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を市の処理施設に搬入してはならない。
 - 3 市民又は事業者は、第1項各号に掲げる一般廃棄物の処分等をしようとするときは、市長が定める方法に従わなければならない。

(処理施設への搬入の承認)

第23条 市民又は事業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(処理施設の受入基準等)

- 第24条 市民又は事業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について市長が定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。
- 2 市長は、市民又は事業者が前項の受入基準又は市長の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を市の処理施設に受け入れることを拒否し、持ち帰らせることができる。

(一般廃棄物収集運搬業者の処理施設への搬入)

第25条 第22条第2項、第23条及び前条の規定は、一般廃棄物収集運搬業者が業として一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合について準用する。

(事業者の処理の届出)

- 第26条 市の処理施設において処理する事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄物の種類及び処理の方法その他必要な事項を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。
 - 3 前項の届出済証の交付は、届出事業者に市の処理施設における処理の権利を与えるものではない。

(勧告及び公表)

- 第27条 市長は、前条第1項に規定する届出を行わない事業者に対し、期限を定めて、当該届出をすべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表をされるべき者にあらかじめその理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。

（受入拒否）

第28条 市長は、前条第2項の規定により公表をした後において、なお、事業者が同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（事業系一般廃棄物等の保管場所の設置）

第29条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 事業者は、その建物又は敷地内に再生利用等の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

（事業者の中間処理義務等）

第30条 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、その減量を図るため、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行わなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を中間処理して排出するよう指示することができる。
- 3 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう指示することができる。

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）

第31条 市長は、一般廃棄物の処理及び市の処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

- 2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物を指定する。
- 3 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（準用）

第32条 第19条第1項、第22条第2項、第23条、第24条及び第26条から第30条までの規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

（共同住宅等における家庭廃棄物の集積場所の設置）

第33条 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者は、当該共同住宅等又はその敷地内に市長が定める基準に従い、家庭廃棄物の集積場所を設置しなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第34条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう協力を求めることができる。

第4章 良好な地域環境の保全

（環境の保全）

第35条 市民又は事業者は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の清潔の保持に努めるとともに、相互に協力し、良好な地域環境の保全に努めなければならない。

（公共の場所の清潔の保持等）

第36条 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられないよう努めなければならない。

- 2 前項の管理者は、再生利用等を促進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

（空き地の管理）

第37条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

（飲料容器等の散乱防止）

第38条 飲料容器等の散乱を防止するため、容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、市民がその容器を不要とし、又は返却しようとする場合には、回収に努めなければならない。

- 2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

第5章 手数料

（廃棄物処理手数料）

第39条 一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理についての手数は、別表に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（手数料の減免）

第40条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する廃棄物処理手数料を減免することができる。

（許可申請手数料）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1件につき10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1件につき10,000円
- (5) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (6) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき6,000円

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象となる施設）

第42条 法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する調査（第46条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（縦覧等の告示）

第43条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第44条 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定する。

2 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

（意見書の提出先及び提出期限）

第45条 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により対象施設の設置又は変更（法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を要する変更に限る。次条及び第47条において同じ。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、第43条の規定による告示において指定する。

2 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過した日までとする。

（環境影響評価との関係）

第46条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響調査法（平成9年法律第81号）又は千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第47条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 雑則

（報告の徴収）

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第49条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（技術管理者の資格）

第50条 法第21条第3項の規定により条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物

の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第52条 第21条第3項の規定に違反し、又はさせた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 別表の規定は、平成6年4月分の廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
（一般廃棄物処理手数料の特例）
- 4 平成8年度分及び平成9年度分の一般廃棄物処理手数料（平成9年度分にあつては、粗大ごみ処理手数料を含む。）に限り、別表の規定の適用については、同表中「16円」とあるのは、平成8年度分にあつては「11円」と、平成9年度分にあつては「13円」とする。

附 則（平成7年12月22日松戸市条例第44号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成8年4月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月26日松戸市条例第16号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月26日松戸市条例第18号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日松戸市条例第49号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第19条の規定による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成13年4月分の廃棄物処理手数料から適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日松戸市条例第13号）

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6章の次に1章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日松戸市条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日松戸市条例第31号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成26年4月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月26日松戸市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日松戸市条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日松戸市条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 第21条の規定による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条及び別表の規定は、平成31年10月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年9月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表（第39条関係）

廃棄物処理手数料

廃棄物の種別	取扱区分別手数料等			
	取扱区分	手数料		
一般廃棄物 （粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く。）	処分	1キログラムにつき 17.6円		
産業廃棄物	処分	1キログラムにつき 30.8円		
粗大ごみ	市が収集運搬した場合	1点につき 1,000円		
	市民が自ら搬入した場合	1キログラムにつき 17.6円		
動物死体	市が収集運搬した場合	1頭につき 1,650円		
	市民が自ら搬入した場合	1頭につき 1,100円		
し尿	人頭制	世帯人数	くみ取り手数料 (月額)	くみ取り回数
		1人	462円	原則として月1回 又は月2回
		2人	693円	
		3人	924円	
		4人	1,386円	
		5人	1,617円	
		6人以上	1,617円に、1人増すごとに231円を加算した額	
	従量制	1リットル当たり 8.69円		随時
	許可業者が搬入する場合	1.8キロリットルにつき 550円		
浄化槽汚泥	処分	1.8キロリットルにつき 550円		

備考

- 1 一般廃棄物（市民が自ら搬入した場合における粗大ごみを含む。）及び産業廃棄物の重量が、20キログラム未満の場合は、それぞれ20キログラムとして算定する。
- 2 この表において「粗大ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に定められている粗大ごみをいう。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成6年3月31日
松戸市規則第12号全部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(再生利用等に関する計画)

第2条 条例第8条に規定する再生利用等に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民及び事業者が主体となって実施する再生利用等の促進に関する事項
- (2) 市が実施する再生利用等に係る施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(多量排出事業者)

第3条 条例第14条第1項に規定する多量排出事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超えるものを所有し、管理し、又は占有する事業者で市長が指定するもの
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を3,000平方メートル以上を占有する事業者で、当該事業の内容を考慮して市長が指定するもの
- (3) その他事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者として市長が指定するもの

2 市長は、前項の規定により多量排出事業者を指定したときは、書面によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

(減量計画書)

第4条 条例第14条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書は、次の各号に掲げる事項を記載した減量計画書とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第14条第2項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の氏名及び役職名
- (3) 事業系一般廃棄物の発生量及び処理の方法
- (4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標
- (5) 事業系一般廃棄物及び再生利用等の対象となる物の保管場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の減量計画書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間について作成するものとし、毎年度市長が定める時期までに提出しなければならない。

(処理の申請)

第5条 一般廃棄物処理計画に基づき、次の各号に定める一般廃棄物の処理を必要とする者は、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。し尿処理に係る申請事項に変更が生じたときも、また、同様とする。

- (1) 動物死体 動物死体処理申請書（第 1 号様式）
- (2) し尿・人頭制 し尿処理/申請書/申請事項変更届（第 2 号様式）
- (3) し尿・従量制 し尿処理/申請書/申請事項変更届（第 3 号様式）

（事業者の処理の届出）

第 6 条 条例第 26 条第 1 項に規定する届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、新たに事業を開始した日から 1 年を経過する日までに行わなければならない。ただし、し尿及び浄化槽汚泥については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業系一般廃棄物の発生状況
- (3) 事業系一般廃棄物の処理状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）

第 7 条 事業者は、条例第 31 条第 2 項の規定により市長が指定した一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（共同住宅等における家庭廃棄物の集積場所の設置）

第 8 条 条例第 33 条の規則で定める共同住宅等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 10 戸以上の共同住宅、長屋住宅及び寄宿舍
- (2) 平面開発による 5 宅地以上の建売住宅及び 1 戸建賃貸住宅

2 前項各号に掲げる建築物の建設事業を施行しようとする者は、家庭ごみ集積所設置申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第 9 条 市長は、条例第 34 条の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、当該適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第 10 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）

第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者又は同条第 2 項若しくは第 7 項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業（許可・許可更新）申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の範囲の変更の許可の申請）

第 11 条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第 12 条 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第 13 条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（第 9 号様式）又は浄化槽清掃業許可証（第 10 号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第 1 1 号様式）又は浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第 1 2 号様式）を市長に提出して許可証の再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業に係る変更事項の届出）

第 1 4 条 一般廃棄物処理業者は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第 3 7 条の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、浄化槽清掃業許可申請事項変更届（第 1 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第 1 5 条 市長は、一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可基準又は許可条件に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく、1 か月以上許可を受けた日から開業せず、又は 1 か月以上休業したとき。
- (5) 廃棄物処理手数料を 3 か月以上滞納したとき。

（許可証の返還）

第 1 6 条 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、業務の全部を廃止したとき又は許可を取り消されたときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証又は浄化槽清掃業許可証を市長に返還しなければならない。

（業務の廃止）

第 1 7 条 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、許可に係る業務を廃止したときは、一般廃棄物処理業廃止届（第 1 5 号様式）又は浄化槽清掃業廃止届（第 1 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（し尿処理手数料の適用範囲）

第 1 8 条 し尿処理手数料（許可業者が搬入する場合を除く。）の適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従量制 次のとおりとする。

ア 簡易水洗式便器を使用する住宅から収集運搬する場合

イ 共同便槽を使用する共同住宅から収集運搬する場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、商店、会社等で人頭制による手数料の算定が不当であると市長が認めた場合

- (2) 人頭制 前号アからウまでのいずれにも該当しない場合

（し尿処理手数料における世帯人数の算定）

第 1 9 条 人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数は、毎月 1 日現在において、その世帯を構成する人員（2 歳未満児を除く。）の総数とする。

- 2 市長は、人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数について、毎年1月及び6月（以下「認定月」という。）の1日現在において調査を行うものとし、その結果申請時において2歳未満児であった者が2歳に達しているときは、認定月が1月であるときは4月から、認定月が6月であるときは10月からそれぞれ世帯人数に繰り入れるものとする。

（し尿処理手数料徴収の区分）

第20条 新たに便所の使用を開始した場合又は転出その他の理由により便所の使用を廃止した場合における人頭制によるし尿処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用開始の日がその月の15日以前であるときはその月分から徴収し、その月の16日以後であるときは翌月分から徴収するものとする。
- (2) 使用廃止の日がその月の15日以前であるときはその月分は徴収しないものとし、その月の16日以後であるときはその月分を徴収するものとする。

（廃棄物処理手数料の徴収方法）

第21条 条例第39条に規定する廃棄物処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

- (1) し尿処理手数料にあつては、納入通知書（第17号様式、第18号様式及び第19号様式）又は納付書（第20号様式及び第21号様式）により徴収する。
- (2) 動物死体処理手数料にあつては、別に定める納入通知書により徴収する。
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物、し尿（許可業者が搬入する場合に限る。）及び浄化槽汚泥処理手数料にあつては、市の処理施設へ搬入の都度、搬入者から徴収する。ただし、一般廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者及び市長が特に必要と認める者にあつては、別に定める1か月ごとの納入通知書により徴収することができる。
- (4) 市が収集運搬した場合における粗大ごみ処理手数料にあつては、納付書（第21号様式の2）により徴収する。

- 2 し尿処理手数料（許可業者が搬入する場合を除く。）の納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5第2項の規定の例による。

- (1) 人頭制による場合

1期（4、5、6月分）	6月30日
2期（7、8、9月分）	9月30日
3期（10、11、12月分）	12月28日
4期（1、2、3月分）	3月31日

- (2) 従量制による場合

くみ取りを実施した月の翌月の末日まで

- 3 動物死体処理手数料及び第1項第3号ただし書の規定により徴収する廃棄物処理手数料の納期は、当該納入通知書に定めるところによる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、廃棄物処理手数料を納付者から直接収納したときは、領収書（第22号様式、第22号様式の2又は第23号様式）を納付者に交付しなければならない。

（手数料の減免）

第22条 条例第40条の規定による廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる保護を受けている場合
免除
- (2) 天災、火災等の災害を受けた場合
免除

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合 免除又は5割減額

2 前項の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して減免の可否を決定し、廃棄物処理手数料減免（却下）決定通知書（第25号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 廃棄物処理手数料の減免を受けている者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（報告）

第23条 一般廃棄物処理業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出者の氏名及び所在地
- (2) 一般廃棄物の種類ごとの処理量
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 浄化槽清掃業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽の所有者、所在地及び維持管理業者名
- (2) 浄化槽の処理方式及び規模
- (3) 清掃実施日、清掃内容及び引抜き汚泥量
- (4) その他市長が必要と認める事項

（縦覧の告示）

第24条 条例第43条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 施設（条例第42条に規定する対象施設をいう。以下この条及び第27条第2号において同じ。）の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（縦覧の手続）

第25条 条例第43条の規定により縦覧をしようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、縦覧受付簿に記名その他必要な事項を記載しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第26条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第27条 条例第45条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(身分証明書)

第28条 条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、第26号様式とする。

(過料徴収の手続)

第29条 条例第52条の規定により過料に処するときは、過料に処する相手に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、告知・弁明書（第27号様式）を交付するものとする。

2 過料に処するときは、過料処分通知書（第28号様式）を交付するものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(事業者の処理の届出の特例)

3 平成7年度における条例第26条第1項の規定による事業者の処理の届出に限り、第6条の規定は、平成7年3月31日までの間において同条の規定により届出書を提出した事業者については、適用しない。

附 則（平成6年11月11日松戸市規則第54号）

この規則中第15条第2項を削る改正規定は公布の日から、第21条第1項第3号ただし書の改正規定は平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日松戸市規則第11号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日松戸市規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日松戸市規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月31日松戸市規則第44号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日松戸市規則第38号）

この規則は、平成13年5月1日から施行する。ただし、第8号様式の改正規定は公布の日から、第22号様式の改正規定は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日松戸市規則第73号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市規則第18号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成１８年４月１日松戸市規則第４３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日松戸市規則第２９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１１月２０日松戸市規則第７３号）

この規則は、平成１９年１１月２６日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日松戸市規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年３月３０日松戸市規則第１８号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日松戸市規則第１７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２０日松戸市規則第１０号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２５日松戸市規則第１６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年６月１０日松戸市規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２７日松戸市規則第７４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年４月１日松戸市規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行する。

松戸市廃棄物処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市の行う一般廃棄物（ただし、家庭ごみ集積所の設置に関するものを除く）及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年松戸市規則第12号。以下「規則」という。）及び各年度の一般廃棄物処理計画の例による。

（多量排出事業者）

第3条 規則第4条に定める減量計画書は、松戸市事業系一般廃棄物減量計画書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は環境部長が定める。

（事業者の処理の届出）

第4条 規則第6条に規定する届出書は、松戸市事業系ごみ処理状況届出書（第2号様式）によるものとし、その提出期限は環境部長が定める。

2 多量排出事業者が、減量計画書を提出したときは、当該減量計画書に係る関係事業者の規則第6条の届出は、減量計画書の提出をもって当該届出とみなす。

3 条例第26条第2項に定める届出済証は、松戸市事業系ごみ処理状況届出済証（第3号様式）によるものとする。

4 事業者は、市の収集及び処分を利用するときは、市の職員の求めに応じて届出済証を提示しなければならない。

（保管場所）

第5条 条例第29条第1項に規定する保管場所は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 発生量、保管日数等を考慮して十分な面積、容量を確保すること。
- (2) 分別の区分に応じて仕切り等によりごみを分けて保管できること。
- (3) ごみの飛散や悪臭等により周囲の環境を損なわない構造であること。

（ごみ及びし尿の収集業務の委託）

第6条 市長は、市が行うごみ及びし尿の収集業務を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の規定によるほか、次の各号に定める基準により委託業者を選定するものとする。

- (1) 市内に住所のある個人又は営業所を有する法人であること。
 - (2) 法施行令第3条の一般廃棄物処理基準に基づき業務を遂行する能力があること。
- 2 市長は、委託業者の選定にあたり、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 一般廃棄物処理受託申請書（第4号様式）
- (2) 定款
- (3) 登記簿謄本
- (4) 印鑑証明書

- (5) 就業規則
- (6) 財務諸表
- (7) 納税証明書
- (8) 代表者身分証明書
- (9) 役員名簿
- (10) 従業員名簿
- (11) 運行管理者名簿（資格証含む）
- (12) 車両等保有状況（車検証及び車両写真含む）
- (13) 設備機材の所有状況
- (14) その他市長が必要と認める書類

第7条 削除

（搬入の承認）

第8条 市民又は事業者（許可業者を除く。）は、条例第23条の規定により、自ら市のごみ処理施設にごみを搬入しようとするときは、事前に口頭又は電話により搬入の承認を受けなければならない。

2 許可業者は、条例第23条の規定により、市のごみ処理施設への搬入の承認を受けようとするときは、ごみ処理施設搬入承認願（第6号様式）を処理施設に搬入の都度、提出しなければならない。

3 前2項に定めるほか、市のごみ処理施設への搬入基準に定める搬入量の制限を超えて自ら又は許可業者を利用して搬入しようとする者は、搬入量の制限を超えるごみの搬入承認願（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

4 許可業者は、条例23条の規定により、市のし尿処理施設への搬入の承認を受けようとするときは、し尿処理施設搬入承認願（第8号様式）を週ごとに作成し、搬入日の前週水曜日までに提出しなければならない。

5 市長が行う市の処理施設への搬入の承認は、関係法令、一般廃棄物処理計画及び次条の搬入調整の指示に適合していると認めるときに限り行うものとする。（搬入調整）

第9条 市民及び事業者（許可業者を含む。）は、一般廃棄物の搬入先や搬入量等に関して処理施設における搬入調整のために市長が行う指示に従わなければならない。

（廃棄物処理手数料の徴収）

第10条 一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理手数料は、処理施設に搬入の都度、手数料の額を算定するものとし、同一日に複数回搬入する場合の手数料の徴収は、市長が認めるときは、一括して徴収することができる。

2 規則第21条第1項第3号ただし書により処理手数料を支払う者が、納入期限までに納入しないときは、市の処理施設に搬入の都度、手数料を徴収するものとする。

（手数料の減免）

第11条 規則第22条第1項第3号に規定する市長が特別の理由があると認める場合及びその場合の手数料の免除又は減額割合は、次のとおりとする。

- (1) 市の施設又は市が行う事業等から発生したし尿を収集する場合 免除
- (2) 公益法人、社会福祉団体、町会等が公益を目的に行う事業等から発生したし尿を収集する場合 5割免除

(3) 市の職員が自ら運搬する等搬入時においてその他のごみであることが確認できる場合 免除

(4) その他市長が特別の理由があると認める場合 免除又は5割減額

2 規則第22条第2項ただし書は、次の各号に定める場合に適用するものとする。

(1) 規則第22条第1項第1号の適用を受ける者が、市に粗大ごみ処理の申込みをするとともに、生活支援一課及び生活支援二課に粗大ごみ処理券の交付を申し出た場合。

(2) 規則第22条第1項第2号の適用を受ける者が、被災証明等の証拠書類を提出した場合。

(3) 前項第3号の規定を適用する場合。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 平成6年度松戸市一般廃棄物処理要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づく一般廃棄物処理業許可に関し必要な事項を定め、一般廃棄物処理業許可の適正化と一般廃棄物処理業許可業者の業務指導を適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）及び施行規則の例によるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うこと（以下「収集運搬業」という。）をいう。
- (2) 一般廃棄物処分業 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行うこと（以下「処分業」という。）をいう。
- (3) 一般廃棄物処理業 収集運搬業、処分業のいずれか又は双方を業として行うことをいう。
- (4) 胞衣 産褥汚物及び生理汚物等をいう。
- (5) 食品循環資源 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定する食品循環資源のうち、一般廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 植物資源 家庭、公園、街路、事業所等の草木類、竹類（以下「樹木等」という。）の剪定等によって生じた当該樹木等の幹、枝、葉等のくずであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物に該当するもののうち、市が適当と認めるリサイクル処理（堆肥化、吸着材化、土壌改良材化等）を行う施設に搬入されるものをいう。
- (7) 許可業者 一般廃棄物処理業を業として行う者で、市長の許可を受けたものをいう。

第2章 許可の基準等

(許可の範囲)

第3条 一般廃棄物処理業の許可を受けて収集運搬又は処分を行わなければならない一般廃棄物の範囲は、条例第6条第2項の規定に基づく一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物とする。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源の収集運搬についてはこの限りでない。

2 前項の規定に基づく許可業務範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 市域内で実施する事業系一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもの。
- (2) 市域内で実施するその他一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うもののうち市長が必要と認めたもの。
- (3) 汚泥等の液状及び泥状の廃棄物を専門に収集運搬又は処分を業として行うものについては別に定める。

3 松戸市が許可する期間は、毎年度4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、年度途中において新たに一般廃棄物処理業の許可をするときは、当該許可をした日から翌々年の3月31日までとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可については、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。
- (2) 申請者は松戸市内に住所を有する個人又は営業所を有する法人であること。ただし、胞衣、食品循環資源及び植物資源を専門に事業対象物とする者を除く。

2 前項の他、事業を実施するため次の各号の設備・人材・施設等が確保されていること。

- (1) 収集運搬に要する車両 一般廃棄物処理計画に定める廃棄物の分別に従い可燃ごみ、プラスチックなどのごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの各ごみ種毎に車両を確保していること。
なお、車両を兼用する際には各ごみ種が混載しないようにすること。
- (2) 胞衣の収集運搬に要する車両 車両の形状が保冷車であること。ただし、一般車両であっても胞衣を保冷状態で運搬することが可能な設備・器具の設置された車両の使用を認める。
- (3) 食品循環資源及び植物資源等の収集運搬に要する車両 廃棄物が周辺に飛散しないような設備等を有する車両であること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に要する車両 アルミバン架装を施した車両とし、本市が指定する搬入識別標を標示した車両であること。
- (5) 積替え保管 周囲に高さ2メートル以上の囲いが設置され、周囲に汚水を受けるための排水設備並びに汚水の地下浸透を防止するためにアスファルト舗装等が施された施設があること。
なお、積替え保管にあたっては不燃ごみ、資源ごみ並びに家電リサイクル法に指定された廃家電品を混在させないこと。
- (6) 従事職員 収集運搬業の安全確保及び安定的継続を図るため、収集車両保有台数の概ね1.5倍程度の運転担当職員を確保していること。又は、申請時における顧客数、収集頻度等事業実施計画に従事職員等の業務量を明記し、安定的事業運営が営まれると市長が判断する従事職員数を確保していること。
- (7) 事業の実施計画 一般廃棄物の安定的・継続的収集運搬を行うために必要な従事職員配置・配車・運搬計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。
- (8) 債務の履行 公租公課並びに直接市に支払う処理手数料等を滞納していないこと。

(一般廃棄物処分業の許可基準)

第5条 一般廃棄物処分業の許可については、次の各号によるものとする。

- (1) 中間処理 法で定める施設基準に適合する自ら運営する処理施設を保有していること。
- (2) 選別処理 一般廃棄物処理計画に基づき実施する選別処理は資源化の選別処理に限るものとし、法の施設基準に適合する自ら運営する選別施設を保有していること。
- (3) 最終処分 市域内に自ら運営する一般廃棄物最終処分場を有し、常時安定的に一般廃棄物の埋め立て処分が実施できるものであること。
- (4) 事業の実施計画 一般廃棄物の安定的・継続的処理を行うために必要な処理・処分に関する計画等を具体的に明示した事業の実施計画を策定していること。

第3章 許可申請

(一般廃棄物処理業の許可申請時期)

第6条 施行規則第10条の規定により一般廃棄物処理業の申請は、それぞれ次の各号に定める期日までに申請書を提出しなければならない。

- (1) 新たに一般廃棄物処理業の許可を受けようとするとき 一般廃棄物処理業を開始しようとする日の3ヶ月前まで

(2) 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとするとき 当該許可期間満了の日の1ヶ月前まで

(事業範囲の変更許可申請の時期等)

第6条の2 施行規則第11条の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請をしようとするときは、事業範囲を変更しようとする日の1か月前までに申請書を提出しなければならない。

(申請項目)

第7条 施行規則第6号様式に記載する項目のうち、業種・範囲・区域については次の各号の内から許可申請内容に併せて記載するものとする。

(1) 業種

- ① 一般廃棄物収集運搬業（積替え保管の有無を明示すること）
- ② 一般廃棄物処分業
 - イ. 中間処理
 - ロ. 最終処分

(2) 範囲 取り扱う廃棄物の範囲

- ① 一般廃棄物（ごみ）
- ② 一般廃棄物（し尿）
- ③ 一般廃棄物（浄化槽汚泥）
- ④ 一般廃棄物（胞衣に限る）
- ⑤ 一般廃棄物（食品循環資源に限る）
- ⑥ 一般廃棄物（植物資源に限る）
- ⑦ 一般廃棄物（その他市長が認めるもの）

(3) 区域

- ① 松戸市内全域
- ② 市内の具体的区域（大字名をもって指定する）

(一般廃棄物処理業の許可申請書類等)

第8条 施行規則第10条の規定により許可を受けようとする者は、規則第6号様式によるもののほか次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 定款の写し（申請者が法人の場合）

(2) 登記事項証明書（申請者が法人の場合）

(3) 住民票（本籍地の記載があるもの）（法人、個人共通）

(4) 一般廃棄物収集運搬業に係わる添付書類

- ① 収集車両等の一覧（第1号様式）及び車検証の写し（車検証上、所有者又は使用者と許可申請者が異なる場合には、賃貸借契約等継続使用が確認できる書類を添付すること）
- ② 収集車両等の保管場所所在地及びその案内図（保管場所が自己所有地以外の時は、申請場所の専用使用を証する書面（賃貸借契約書等）を添付すること）
- ③ 従事職員（専従者）の名簿（第2号様式）（運転業務担当者の運転免許証の写しを添付すること）
- ④ 事業の実施計画書（第3号様式）（1日当の作業予定量等）
- ⑤ 収集運搬、処分等取扱料金表
- ⑥ 積替保管場所の所在地及びその案内図、平面図、構造図等（積替え保管を行う場合）

(5) 一般廃棄物処分業に係わる添付書類

- ① 中間処理施設の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等
- ② 最終処分場の所在地及びその案内図、平面図、設置許可証の写し等
- ③ 事業の実施計画書（第3号様式）（1日当の作業予定量等）

(6) 事業の安定、継続的实施及び能力に関する書類

- ① 貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人のとき）
- ② 納税証明書
- ③ 債務保証書（連帯保証書）（第4号様式）（保証人の印鑑証明書付）
- ④ 誓約書（第5号様式 法第7条第5項第4号に該当する役員又は政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7各号）で定める使用人にない旨の誓約書）
- ⑤ 講習会等の修了証等 一般廃棄物処理業者及び従事職員を対象に行う講習会等の修了証等がある場合にはその写し

(7) その他の参考となる書類

- ① 他市町村における同様の許可証の写し
- ② 産業廃棄物収集運搬・処分等の許可証の写し
- ③ その他清掃業務関連許認可証の写し

（申請の審査）

第9条 市長は、施行規則第10条に規定する一般廃棄物処理業の申請書が提出された時は、速やかに審査し法、条例、施行規則及び本要綱に違反しないものであるときは、申請者に対し許可の内示をするものとする。ただし、毎年度定める一般廃棄物処理計画に基づき、既存の許可業者によって一般廃棄物の収集・運搬が継続的かつ安定的に実施される場合は、この限りでない。

2 一般廃棄物処理業の許可の内示を受けた申請者は、一般廃棄物処理業の事業開始準備を行うとともに収集車両等に別に定める塗装及び表示を施し、斜前面・斜後面から撮影したカラー写真及び一般廃棄物排出者との一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第6号様式の1及び第6号様式2）を提出するものとする。ただし、第7条第1項第2号の取り扱う廃棄物の範囲が、し尿又は浄化槽汚泥である場合については、一般廃棄物収集運搬契約等契約先一覧表（第6号様式の1及び第6号様式2）の提出は不要とする。

3 一般廃棄物処分業の許可の内示を受けた者は前項のほか、中間処理施設・最終処分場の所在地・案内図及び全景カラー写真を併せて添付すること。

4 前各項の規定は、法第7条第1項及び第6項による、許可の新規申請者について適用するものとし、更新許可申請者は当該写真等を許可更新申請書に添付しなければならない。

第4章 許可条件等

（収集運搬車の証明）

第10条 市長は、前条の規定により許可の内示後、関係書類が提出されたもののうち許可相当と認められる収集運搬用車両については、一般廃棄物収集運搬車証明書（第7号様式）を交付する。

2 前項の一般廃棄物収集運搬車証明書は収集運搬作業中及び処理施設搬入時等係員に提示を求められた時に提示しなければならない。

（収集運搬車の特例）

第11条 第9条第2項の規定のうち塗装及び表示については、胞衣、食品循環資源及び植物資源並びに市長が特に認める一般廃棄物を収集運搬する車両についてはその一部を、し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する車両については塗装の規定を適用しない。ただし、食品循環資源収集運搬車

両については、食品循環資源を収集運搬する旨の表示をするものとする。

- 2 し尿又は浄化槽汚泥を収集運搬する車両については、収集運搬車である表示（松戸市許可第一号収集運搬車）をしなければならない。

（収集運搬車両の臨時運行）

第12条 許可業者のうち収集運搬業者が運行する車両に故障、車検及びイベント、年末年始等臨時に収集運搬する一般廃棄物の量が増加する等許可を受けた車両以外の車両を臨時に運行しようとするときは収集運搬車両臨時運行許可願（第8号様式）に車検証の写し及び斜前面・斜後面のカラー写真を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、臨時運行車両の承認を与えたときは臨時運行車両証明書（第9号様式）を申請者に交付するとともに、臨時運行車両の証票を貸与するものとする。

- 3 前項の証明書の交付は、短期間の臨時運行車両について臨時運行車両の証票の貸与をもって証明書に代えるものとする。

- 4 臨時運行車両証明書並びに臨時運行証票の貸与を受けた申請者は収集運搬車両の所定の位置に証票を提示し運行し、運行期間が満了したときは、翌日（翌日が休日のときは最も近い市役所開庁日）中に市長に返却しなければならない。

（収集運搬許可車両の証明期間）

第13条 収集運搬許可車両の運搬車証明期間は、業の許可期間に係わらずその車両の車検満了時までとする。

- 2 車検更新による収集運搬車両証明書の期間更新は、新たに受けた車検証の写しを提出することにより、業の許可期限までの延長申請に替えることができる。

（収集運搬許可車両の廃止）

第14条 車両の老朽化、許可業の事業縮小等により収集運搬車両を廃止するときは、所定の表示を削除するとともに、収集運搬車証明書を廃止後速やかに市長に返還しなければならない。

（収集運搬許可車両の増車）

第15条 許可業者はその業務拡大等により、収集運搬許可車両が不足し1月を超えて収集運搬車を増やして運行しようとするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第13号様式）に許可車両の増車の旨を明示し、関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

（収集運搬車両等の保管、管理）

第16条 一般廃棄物の収集運搬等に使用する車両（以下「許可車両」という。）の保管場所は松戸市域内に確保しなければならない。

- 2 許可車両の安全運行等事故を防止するため車両管理者を定めるものとする。
- 3 第1項の規定は、胞衣専門業者、食品循環資源及び植物資源収集運搬業者には適用しない。

（従事職員等）

第17条 許可申請者は、許可申請書に添付した名簿に登録した従事職員に対し、一般廃棄物処理業従事職員身分証明書（第10号様式）を交付し、一般廃棄物処理業の許可の日から10日以内に身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の身分証明書を交付された者は、その事業に従事する際には常に携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

（一般廃棄物処理業の委託等）

第18条 許可業者が、一般廃棄物排出者から一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託され受託しようとするときは、あらかじめ当該一般廃棄物処理業許可証を提示し、市が定める一般廃棄物処理

計画（分別収集等を定める計画）に従い書面による契約書を取り交わさなければならない。また、条例第26条の規定による一般廃棄物の処理に関する届け出が未提出の排出者と契約してはならない。

2 許可業者は、前項の届け出が未了の者から業務の依頼がある場合には、条例第26条の規定に基づく届け出をするよう促すことができる。

3 第1項の契約書には、松戸市が定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の分別ごみごとの数量、運搬先又は処分先及び契約金額等を記載しなければならない。

（処分業許可関連施設の管理）

第19条 許可業者のうち、処分業を行う者は、一般廃棄物の適正処理を確保するため、当該許可に係わる中間処理施設又は最終処分場の出入口付近に別に定める表示を行うと共に管理事務所を設置し、一般廃棄物の受入れ等処理について管理しなければならない。

2 前項の管理事務所には、廃棄物関係法令等を熟知し、技術上の判断と処分業務を適正に処理できる能力を有する責任者を配置しなければならない。

第5章 処理施設搬入時の検査・報告

（収集運搬許可業者の市施設搬入時の検査）

第20条 松戸市廃棄物処理要領第8条第2項同条第3項の規定によりごみ処理施設への搬入承認願（廃棄物処理要領第6号様式又は第7号様式）を提出した廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い収集されたものであることを確認するため積み荷の検査を行うものとする。

2 前項の検査は、収集運搬業務に携わる者の申告によることとするが、期日を指定した検査及び臨時の検査を実施するものとする。

3 市長は、前項の検査により搬入しようとする廃棄物の分別等が一般廃棄物処理計画と相違していると認められるものは、その搬入を拒否し当該廃棄物を持ち帰らせるものとする。

なお、施設搬入後にその事実が明らかになったものについては、別に定める基準に従い搬入制限等を行うものとする。

（業務日誌等）

第21条 許可業者は、その事業日毎に及び契約先毎に業務日誌を備え業務の実施状況（ごみ種、発生量、搬入先・処分先）等必要事項を記載し、年度毎に閉鎖し、5年間保管しなければならない。

2 許可業者は、前項の日誌に基づき1月ごとに集計し、翌月の10日迄に実績報告書として市長に報告しなければならない。

（市長への報告）

第22条 許可業者は、条例・施行規則及び本要綱に基づく各種報告の他、次の各号の報告をしなければならない。

(1) 収集運搬車等の関係する事故等 発生後直ちに報告しなければならない。

(2) 住民からの苦情 発生都度速やかに報告しなければならない。

(3) 第20条第3項により受入れ拒否をされた時 当該廃棄物の発生場所を明記した文書により報告しなければならない。

(4) その他許可業務の実施に関する必要な事項 随時

（委任）

第23条 この業務指導要綱の施行に関し、定めのないものについては別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用に際し、平成5年4月1日以前に許可を受けている許可業者のうち、収集運搬をその業務とする者で、平成7年2月28日までに許可の更新を受ける者に対しては、要綱第4条第1号及び同条第4号の規定中「確保していること」を「確保するよう努力すること」に読み替える。

3 要綱第16条の規定は平成7年1月1日から適用する。

4 要綱第18条第1項後段及び同条第2項の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に掲げる許可基準等の詳細を定める要領

- 1 一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条に定める市内に住所のある個人又は営業所を有する法人の基準等
 - ① 市内に住所を有する 住民基本台帳法に基づく住民登録がなされているもの
 - ② 個人 個人の資格により一般廃棄物処理業を営んでいる者及び営もうとする者
 - ③ 市内に営業所を有する法人
 - (1) 営業所の基準
 - イ 所在地が松戸市域内に存在すること
 - ロ 市その他の場所から常時（営業時間内）連絡が取れること
 - ハ 営業所である旨の表示等を実施してあること
 - ニ 廃棄物収集車両を保管するための場所をもって営業所とはできない
 - ホ その他市長が市内営業所に準ずるものとしたもの
 - ④ 自ら業務を実施するもの
 - (1) 法人の場合
 - イ 定款・商業登記簿に当該業務に係わる事項が明示されていること
 - ロ 許可申請に係る事業用車両等を自己所有又は使用貸借契約により継続的に確保しているもの
 - ハ 当該事業を実施するための専従職員を必要数確保していること（別に提出される作業計画書を勘案し必要数を算定する）
 - (2) 個人の場合
 - イ 許可申請に係る事業用車両等を自己所有又は使用貸借契約により継続的に確保しているもの
 - ロ 当該事業を実施するための専従職員を必要数確保していること（別に提出される作業計画書を勘案し必要数を算定する）
- 2 その他の基準等
 - ① 収集車両等の保管場所
 - (1) 所在地 松戸市域内に保管場所を確保すること（一箇所に集中していなくても可とする）
 - (2) 管理者 収集車両等の運行及び駐車中の各種事故を防止するため、適正な管理者を選任すること
 - ② 削除
 - ③ 積替え保管所
 - (1) 2メートル以上の囲い 周囲から直接廃棄物が目につかないもの、及び風等により廃棄物が周辺に飛散しないような構造のもの
 - (2) 周囲の排水設備 積み替えを行う場所から直接敷地外に雨水・汚水が流れ出ない構造を有するもの
 - (3) 地下水への影響の防止 汚水その他が直接地下に浸透しないような構造・設備をなしていること（アスファルト舗装・コンクリート舗装・ビニールシート・その他の方法による）

- (4) 処理計画に基づき収集した不燃ごみ、資源ごみ並びに家電リサイクル法に指定された廃家電品の積替えを行うものであること。
- (5) 廃家電品については不燃ごみ並びに資源ごみと混在させないこと。
- (6) 積替え保管場所 積替え保管場所は市域内にあるものとする。
- (7) 現地確認 積替え保管場所を承認する場合には、現地を直接確認した後でなければならない。

④ 事務遂行に必要な能力

(1) 相当の経験

- イ 他市町村において継続的に本件許可業を実施している者
- ロ 本市許可業又は委託収集業に3年以上従事した経験のある者
- ハ 資源物回収業等を市内において概ね5年以上経験し、廃棄物に対する一定の技術を有する者
- ニ 市が行う一般廃棄物処理業者を対象とした講習会に継続して3回以上参加した者

(2) その他

- イ 人員 処理計画に定める分別を実施し、その所有する車両・機械器具を効率良く運用し適正な処理料金を維持するために必要な人員

⑤ 許可業者が取り扱う一排出事業者の一日当たりの排出量

当該年度の一般廃棄物処理計画に示す処理施設への搬入基準の内、施設別事項の排出量を超えて収集運搬してはならない。ただし、松戸市一般廃棄物処理要領第8条第3項の規定に基づき市長の承認を得たものを除くものとする。

⑥ 許可業者が取り扱う産業廃棄物の特例

- (1) プラスチックなどのごみ プラスチックなどのごみは業種指定なく産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、1排出事業者当たり1週間に総排出量が30kg以内のもの（プラスチック類製造業等から排出されるものを除く。）は当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。
- (2) 不燃ごみのうち陶磁器・ガラスなど 不燃ごみのうち陶磁器・ガラスなどについても業種指定なく産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、1排出事業者当たり1週間に総排出量が20kg以内のものは当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。
- (3) 不燃ごみのうち金属・ガラス屑等 不燃ごみのうち金属・ガラス屑等についても業種指定無く産業廃棄物であるが、その排出量・排出事業所規模・排出形態等を勘案し、1排出事業者当たり1週間に総排出量が100kg以内のもの（金属・ガラス類製造業等から排出されるものを除く。）は当面一般廃棄物と併せて処理できるものとする。
- (4) その他の産業廃棄物 松戸市が別に定める産業廃棄物（木くず・紙くず・繊維くず）はその取扱を認めない。

⑦ 一般廃棄物の搬入先

(1) 収集運搬業の許可業者

- イ 可燃ごみ 和名ヶ谷クリーンセンター
- ロ プラスチックなどのごみ 和名ヶ谷クリーンセンター
- ハ 不燃ごみ 松戸市リサイクルセンター
- ニ 資源ごみ 民間資源化施設

- ホ 粗大ごみ 松戸市リサイクルセンター
 ヘ し尿 東部クリーンセンター
 ト 浄化槽汚泥 東部クリーンセンター

(2) 搬入先の特例

- イ 胞衣に限定して許可を受けた者 適法に設置された自己所有の焼却施設への搬入を認める。
 ロ その他資源化（家電リサイクル法に指定された廃家電品を含む）を目的に行う事業に対し、市が妥当であると認めた廃棄物については、その搬入先・処理方法・資源化方法・年間予定数量等を明確にしたうえで、それぞれの自己処理施設等への搬入を認める。

(3) し尿処理施設への搬入経路

し尿及び浄化槽汚泥をし尿処理施設へ搬入する場合は、本市が車両ごとに指定する搬入経路（搬入路）を使用するものとする。

3 要綱第9条第2項に規定する収集運搬車両等の塗装及び表示は別紙のとおりとする。

4 要綱第15条の規定に基づく具体的指示

- ① 要綱第15条に該当する収集運搬（し尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する車両は除く。）に要する車両は、本要領第3―の規定による塗装及び表示をするものとする。
 ② 収集車両のカラー写真は塗装等終了後速やかに提出しなければならない。
 ③ 本条の適用は、業務拡大に伴う従来の増車の許可申請に該当するものである。

5 要綱第18条第2項の届け出を促す際には、松戸市が給する届け出用紙等を配布する事を含め排出者に対し、届け出制度を周知するものとする。

6 要綱第19条第1項の規定による中間処理施設及び最終処分場の表示

① 中間処理施設の表示

単位：mm

一般廃棄物の中間処理施設				250
一般廃棄物処理業者名	松戸市許可第 号 許可業者名			250
一般廃棄物の種類				250
処理の方法				250
責任者氏名		連絡先		250
500	500	250	750	
2,000				

② 最終処分場の表示

単位：mm

一般廃棄物の最終処分場				250
一般廃棄物処理業者名	松戸市許可第 号 許可業者名			250
一般廃棄物の種類				250
埋め立て処分の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			250
管理者名（責任者名）		連絡先		250
500	500	250	750	
2,000				

7 要綱第20条第2項の規定に基づく検査

- ① 通常の搬入 施設搬入車両運転手の許可業者施設搬入承認願いに基づく申告による。
- ② 期日を指定した検査 市が行う分別推進事業実施時等に事前に期間を公表した検査
- ③ 臨時検査 随時、ダンピングボックス等に掲載廃棄物を投下し、内容物の照合検査

8 要綱第20条第3項の規定に基づく基準

- ① 実質的にごみピットに投入した後に持ち帰りを指示することは不可能なため、次の通り運用するものとする。
 - (1) 初回の要綱違反者 嚴重注意（口頭）
 - (2) 2～3回目の要綱違反 文書による嚴重注意（代表者の出頭を求める。）
 - (3) 4～5回 該当車両の運行停止10日間
 - (4) 6回以上 全ての業務停止30日間
- ② 上記回数は1年間その事実が無く経過した時は、違反行為が無かったものとする。
- ③ これらの処分については、別に市が管理する許可業者台帳に付随する許可業者指導記録簿に記載し当該期間保存するものとする。
- ④ 上記違反行為を確認した職員は、日時・場所等を記録し氏名を明らかにし、環境部廃棄物対策課宛通知しなければならない。

附 則

この要領は、一般廃棄物処理業の許可及び業務指導要綱の施行に併せ適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2－⑦—(1)—ハ及びホ 令和 4 年 4 月 1 日

別紙

収集車両の表示

1. 許可車両の塗装

2. 許可車両の表示

(1)許可番号及び車両管理番号

(2)事業者名

3. 表示場所、表示形式等

(1)パッカー車

(2)天蓋車

(3)平ボディー車

運転席、助手席ドア

一 般 廃 棄 物 処 理 業 (収 集 ・ 運 搬)

※表示文字については、縦 5 センチ×横 4.5 センチ 丸ゴシック（黒文字）枠については車両の種類等でちがいがあるので表示文字がおさまる範囲で線（黒色）でかこう。

4. その他

施行時期については、平成 12 年 4 月 1 日からとし、車両入れ替え時から適用する。

浄化槽清掃業の許可及び業務指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽清掃業の許可及び同業務（以下「業務」という。）に関し、法令等で定めるもののほか、必要な事項を定める。

(浄化槽清掃業者の責務)

第2条 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、法令、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

第2章 浄化槽清掃業の許可

(許可申請書類等)

第3条 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第5号に規定する「市町村長が必要と認める書類」とは次に掲げるものとする。

- (1) 事務所案内図〔車庫及び車庫付近の見取り図（賃貸の場合にはその契約書の写し）〕
- (2) 設備機材の所有状況（収集運搬車両がある場合には、その車両の車検証写し及び車両の写真を添付。）
- (3) 決算書
- (4) 役員及び従業員名簿
- (5) 清掃料金表
- (6) 納税証明書

第3章 業務の実施

(営業所)

第4条 許可業者は、市内に設置されている営業所に常時選任職員を配置し、浄化槽管理者（設置者）へのサービス及び本市との業務連絡に支障のないよう業務体制を整備しなければならない。

(現場従事者)

第5条 許可業者は、業務に従事する職員について環境大臣の認定する講習会等を努めて受講し、技術の向上に励むよう処遇しなければならない。

(業務の実施)

第6条 許可業者は、環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定に基づき業務を行うものとする。

- 2 業務実施の結果、槽の破損等正常な機能を阻害するような原因を発見したときは、直ちに浄化槽管理者（設置者）及び関係行政機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(業務の報告)

第7条 許可業者は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第23条第2項の規定による実績報告書を提出しなければならない。

(浄化槽の使用に関する啓発)

第8条 許可業者は、浄化槽管理者（設置者）に対し、浄化槽の使用方法及び維持管理方法について啓発するものとする。

(補則)

第9条 許可業者は、業務の実施に関して関係法令を遵守し、法令等の解釈及び業務の実施について疑義が生じた場合には、本市の解釈及び指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年12月15日より施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

松戸市し尿処理手数料滞納整理事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条に定める廃棄物処理手数料のうち、し尿に係る手数料（以下「手数料」という。）滞納整理事務を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 市長は、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、当該納期限から30日以内に、書面により督促するものとする。

(催告)

第3条 市長は、督促を受けた者が納期限までに納付しないときは、6月以内に書面により催告するものとする。

(停止の予告)

第4条 市長は、し尿収集を停止しようとするときは、停止対象者に対し、滞納している手数料（以下「滞納手数料」という。）の全額を指定する期日までに納入しないときは、し尿収集を停止する旨を通知するものとする。（様式1）

(停止の猶予)

第5条 市長は、停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、し尿収集の停止を猶予することができる。

- (1) 停止対象者に滞納手数料の全額を一括して支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合で、納入期限までに滞納手数料の一部を納入したとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(し尿収集の停止)

第6条 停止対象者が納入期限までに滞納手数料の全額を支払わないときは、当該停止対象者に対し、し尿収集停止の通知を行った上、し尿収集を停止することができる。（様式2）

(収集の再開)

第7条 市長は、し尿収集を停止された者（以下「し尿収集停止者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、し尿収集を再開することができる。

- (1) 滞納手数料を全額納入したとき。
- (2) し尿収集停止者に滞納手数料の全額を一括して支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合で、滞納手数料の一部を納入したとき。
- (3) 著しく周辺環境の清潔保持に影響があるとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

松戸市公衆便所の設置及び管理に関する条例

〔 昭和41年3月31日
松戸市条例第41号 〕

改正 昭和63年12月24日松戸市条例第22号

（設置）

第1条 本市は、生活環境の浄化を図るため公衆便所を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮前公衆便所	松戸市松戸1, 457番地の1
北松戸公衆便所	松戸市上本郷917番地の1
馬橋公衆便所	松戸市西馬橋蔵元町42番地
新松戸公衆便所	松戸市新松戸一丁目520番地

（利用する者の義務）

第3条 公衆便所を利用する者は、公衆便所を損傷することなく、清潔に利用しなければならない。

（清潔の保持）

第4条 公衆便所は、常に清潔を保ち、衛生的に維持管理をしなければならない。

（損害賠償）

第5条 使用者は建物又は附属施設をき損又は滅失した場合において原状回復ができないときは市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則 （昭和63年12月24日松戸市条例第22号）

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成元年2月松戸市規則第9号で、同元年2月26日から施行）

公衆便所の概要

		宮前公衆便所	北松戸公衆便所	馬橋公衆便所	新松戸公衆便所
設置年月		昭和 53年12月	昭和 57年 4月	昭和 60年12月	平成 元年 2月
設置場所		松戸 1457-1	上本郷 917-1	西馬橋蔵元町 42	新松戸一丁目 520
構 造		鉄筋平屋建	鉄筋平屋建	プレハブ平屋建	鉄筋平屋建
建築面積		11.14㎡	23.57㎡	10.08㎡	48.41㎡
用地面積		45.00㎡	57.00㎡	13.63㎡	169.87㎡
規模	男性用	大ー1・小ー2	大ー1・小ー3	大ー1・小ー2	大ー2・小ー3
	女性用	大ー2	大ー2	大ー2	大ー4
	その他				みんなのトイレー1
処理方式		下 水 道	下 水 道	下 水 道	下 水 道
建設費		5,167,000円	13,550,000円	5,150,000円	23,595,000円
改修工事	工事期間	平成28年8月18日～平成28年11月30日	平成30年9月20日～平成31年2月20日	令和3年12月1日～令和4年3月18日	平成29年10月5日～平成30年2月16日
	契約金額	10,443,600円	17,496,000円	4,070,000円	29,592,000円
	(財源内訳)	観光地魅力アップ整備事業補助金 5,651,000円	市債 13,100,000円		県補助金 10,000,000円
		一般財源 4,792,600円	一般財源 4,396,000円	一般財源 4,070,000円	一般財源 19,592,000円
清 掃		委 託	委 託	委 託	委 託
		日曜・祝日を除く毎日1回。年始1月1日から1月3日は清掃	土曜・日曜・祝日、年始（1月1日から1月3日）を除く毎日1回清掃	日曜・祝日、年始（1月1日から1月3日）を除く毎日1回清掃	4月1日から3月31日の毎日2回清掃、1月1日から1月3日は1日1回

松戸市家庭ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

（家庭ごみ集積所の設置及び管理に関する目的）

第1条 この要綱は、家庭ごみ集積所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) 専用集積所 条例第33条、松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成13年松戸市条例第35号）第5条、松戸市営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成24年松戸市条例第38号）第12条、松戸市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱第9条及び上記に該当しない共同住宅入居者専用のために整備されたごみ集積所をいう。
- (3) 一般集積所 専用集積所以外のごみ集積所で、次条に掲げる要件を満たすものをいう。
- (4) ごみ集積所 市が家庭ごみを収集するまでの間、家庭ごみを一時集積しておくための場所及び設備であり、専用集積所及び一般集積所をいう。
- (5) 利用者 ごみ集積所を利用する者をいう。
- (6) 所有者 利用者が居住する集合住宅を所有する者をいう。
- (7) 管理者 利用者が居住する集合住宅を管理する者をいう。
- (8) 事業者 ごみ集積所を整備する事業者をいう。

（一般集積所の要件）

第3条 一般集積所の要件は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 1か所につき5世帯以上が利用していること。
- (2) ごみ出し及びごみの収集作業並びに歩行者等の通行の安全に支障がないものであること。
- (3) ごみの収集又は運搬の用に供する車両（以下「ごみ収集車両」という。）が容易に停車することができ、車両の相互の通行が可能な幅員を有する道に面していること。
- (4) ごみ収集車両が前進して侵入可能な道であって、通り抜け又は転回可能な道に面していること。
- (5) ごみ収集車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条

に規定する停車及び駐車を禁止する場所に停車することがないこと。

- (6) 見通しの悪い曲折がある道路に面していないこと。
- (7) 前面に電柱、植栽、ガードレールその他ごみの収集作業に障害となるものがないこと。
- (8) 利用者以外の者に迷惑を及ぼす場所がないこと。
- (9) 一般集積所の設置につき、隣接する住民その他関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (10) 近隣の住民の生活環境に及ぼす影響に配慮して利用者、所有者又は管理者が適正に管理できるものであること。

（ごみ集積所の設置、移動、変更又は廃止の届出）

第4条 ごみ集積所を設置し、移動し、又は廃止しようとする者は、家庭ごみ集積所設置等届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) ごみ集積所の案内図
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 届出書は、ごみの収集開始またはごみ集積所の廃止を希望する7日前までに市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 届出書の提出は、一般集積所については当該地域の町会長又は自治会長（ただし、道路位置指定に関する場合は事業者とする）とし、専用集積所については所有者、管理者又は事業者が行うものとする。
- 4 専用集積所については、届出書にごみ集積所を管理する管理者名を記載するものとする。
- 5 前項により届け出た管理者が変更する際には、届出書を市長に提出するものとする。なお、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年松戸市規則第12号）第8条第2項に規定する家庭ごみ集積所設置申請書（第5号様式）を提出した者についても同様とする。

（ごみ集積所の指定又は廃止）

第5条 市長は、前条に規定する届出書の内容が適正なものと認めたときは、ごみ集積所として指定又は廃止をし、市長が必要と認めた際には当該届出を行った者にその旨を連絡するものとする。

（ごみ集積所の維持管理）

第6条 ごみ集積所の維持管理は、利用者、所有者又は管理者が行うものとする。

- 2 利用者、所有者又は管理者は、ごみ集積所の維持管理をするにあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物処理計画（以下「計画」という。）別表1に定める家庭ごみの分別区分を遵守すること。
 - (2) 計画別表4に定める家庭ごみの利用基準に則り、利用者間で掃除当番を決めるなど集積所の清潔を保持するために必要な取り決めを行

うこと。

(3) ごみの飛散及び流出、悪臭の発生等の防止に努めること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、ごみ集積所の維持管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

３ 利用者、所有者又は管理者は、ごみ集積所の利用又は維持管理に関する苦情及び紛争が生じた場合には、共同してその解決に努めなければならない。

(調査)

第７条 市長は、適正な利用及び維持管理が行われていないごみ集積所を発見したときは、必要に応じ、調査を行うものとする。

２ 市長は、前項の調査を行うときは、ごみ集積所の現状又は管理の状況を明らかにするため、利用者、所有者及び管理者に対し、報告及び立会を求めることができる。

３ 市長は、第１項の調査により、ごみ集積所の適正な利用又は維持管理が行われていないと認めるときは、利用者、所有者及び管理者に対し、期限を定めて、その状況を改善するよう要請するものとする。

４ 利用者、所有者及び管理者は、前項の規定による要請を受けたときは、同項の期限までに適切な措置を講じ、市長に当該措置の内容及び結果を報告するものとする。

５ 市長は、前項の規定による報告その他の事情を踏まえ、ごみ集積所の適正な利用又は維持管理が行われていないため、市民の良好な生活環境の確保並びにごみの収集作業の安全性及び効率性の確保に支障を及ぼすと認めるときは、指定したごみ集積所を廃止する措置を講ずるものとする。

６ 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに、当該措置の対象となったごみ集積所の維持管理の責任を有する者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する。

松戸市家庭ごみ訪問収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみを家庭廃棄物のごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）に世帯員自らごみ出しすることが困難で、かつ、他の者からの支援を得られない世帯に対し、市が戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業（以下「訪問収集事業」という。）を実施することにより、当該世帯のごみ出しへの支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けているものをいう。
- (2) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表の視覚障害又は肢体不自由の1級若しくは2級に該当する障害を有する者をいう。

(対象世帯)

第3条 訪問収集事業を利用できる世帯は、次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 松戸市において居住実態のある世帯
 - (2) 自らがごみ集積所にごみ出しすることが困難な要介護者若しくは障害者で構成されていること。ただし、他の世帯員が同居している場合は、自らがごみ集積所にごみ出しすることが困難と認められる者で構成されている世帯。
 - (3) ごみ出しについて、他の者からの支援を得られない状況にあると認められる世帯。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた世帯は、訪問収集事業を利用することができる。

(ごみ集積所の設置及び維持管理)

第4条 訪問収集事業を利用するためのごみ集積所を屋外の自宅敷地内または集合住宅の共用部に設置できること。

2 前項の規定により設置するごみ集積所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 収集作業の効率性が維持できるような場所に設置すること

- (2) 公衆衛生維持の観点から、ごみ集積所は近隣住民に配慮するような構造及び場所であること
- 3 集合住宅の共用部にごみ集積所を設置する場合、利用者は当該集合住宅の所有者または管理者に同意を得ること。
- 4 ごみ集積所の維持管理は、利用者で行い、清潔の保持に努めること。

(申請)

第5条 訪問収集を利用しようとする世帯の世帯員、又はケアマネジャーや支援相談員等の福祉担当者（以下「申請者」という。）は、松戸市家庭ごみ訪問収集事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 意見書（第2号様式）
- (2) 要介護者にあつては、介護保険被保険者証の写し
- (3) 障害者にあつては、障害者手帳の写し
- (4) 前条により設置するごみ集積所の場所がわかる位置図等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要に応じて申請者の承諾を得て、申請者の立会いの下、家庭ごみ訪問収集事業で利用するごみ集積所の場所を確認するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請があつた時は、必要に応じて利用者と面談し、訪問収集事業の利用可否について調査するものとする。
- 3 前2項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による調査の結果に基づき、利用の可否を決定し、松戸市家庭ごみ訪問収集事業決定（開始、却下、廃止）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(収集方法等)

第8条 訪問収集事業は、毎週月曜日から金曜日までの間において、原則として世帯当たり1回行うものとする。ただし、次に掲げる日については、収集を行わない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 訪問収集事業により収集を行う家庭ごみの区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ
- (3) リサイクルするプラスチック
- (4) その他のプラスチックなどのごみ
- (5) 資源ごみ
- (6) 有害ごみ
- (7) ペットボトル

3 訪問収集事業の利用者は、家庭ごみを、市が定める「家庭ごみの分け方出し方」に基づき分別し、市長が指定する収集日の午前 8 時 30 分までに、市長が指定する場所に排出するものとする。

4 収集時にごみが出ていない世帯については、緊急連絡先に連絡し、安否確認を依頼するものとする。

(変更、停止、再開等の届出)

第 9 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、松戸市家庭ごみ訪問収集事業変更届出書（第 4 号様式）により遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、第 2 号、第 3 号に該当する場合で軽微なものにあっては、電話等により市に届け出ることができる。

- (1) 第 5 条に基づき市に提出した申請書及び書類の内容に変更があるとき
- (2) 一時的に訪問収集事業の利用を停止しようとするとき
- (3) 一時的に停止している訪問収集事業の利用を再開しようとするとき
- (4) 第 3 条に規定する要件を満たさないこととなったとき。

(決定の取消し)

第 10 条 市長は、訪問収集事業の利用者が第 3 条に規定する要件を満たさないこととなったときその他訪問収集事業を実施することが適当でないと認めたときは、訪問収集事業の利用の決定を取り消すものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

松戸市粗大ごみ処理手数料還付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第39条及び施行規則第21条第4号に基づき徴収した粗大ごみ処理手数料の還付を行う場合の事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(還付の手続)

第2条 松戸市又は、松戸市の所管する粗大ごみ処理手数料収納業務委託者の店舗で交付した粗大ごみ処理券に係る粗大ごみ処理手数料の還付については、原則として市長が還付の手続を行う。

(還付の請求)

第3条 還付の請求は、松戸市粗大ごみ処理手数料還付申出書に次に掲げる書類を添付することにより行う。

- (1) 粗大ごみ処理手数料領収証書
- (2) 粗大ごみ処理券
- (3) 口座振込依頼書

(還付の事由)

第4条 粗大ごみ処理手数料を還付する事由は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 粗大ごみ処理券の交付を受けた者が市外へ転出した場合
- (2) 松戸市民でない者が、誤って松戸市の粗大ごみ処理券の交付を受けた場合
- (3) 粗大ごみを自分で処理し、粗大ごみ処理券が不要になった場合
- (4) 粗大ごみを他人に譲って、粗大ごみ処理券が不要になった場合
- (5) その他市長が特別の理由があると認める場合

(納付の事実の確認等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、還付を行わないものとする。

- (1) 粗大ごみ処理券及び領収証書を紛失した場合
- (2) 汚損又は破損により、処理券の原形等の確認ができない場合
- (3) その他還付を行うことが不相当と認められる場合

(還付の単位)

第6条 粗大ごみ処理券の還付申請が枚数単位でなされた場合は、1枚あたりの粗大ごみ処理手数料に枚数を乗じた額を還付することができる。

(還付の方法)

第7条 手数料の還付は、口座振込依頼書で指定された金融機関へ振込む方法により行うものとする。

(還付請求権の消滅時効)

第8条 還付請求権は地方自治法236条の規定により、粗大ごみ処理券の交付を受けた翌日から5年を経過したときは、時効により消滅する。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

松戸市リサイクル活動奨励金交付規則

平成22年3月30日
松戸市規則第14号
全部改正

(目的)

第1条 この規則は、一般家庭から排出されるごみの減量及び資源の有効利用のためリサイクル活動を推進する団体及びリサイクル品を回収する業者等に対し奨励金を交付することにより、ごみの再資源化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) リサイクル品 次に掲げる再生可能な物をいう。

ア 紙類等(新聞紙、雑誌類、段ボール及び布)

イ 空き缶(スチール缶及びアルミ缶)

ウ ガラスびん類

エ ペットボトル

オ アからエまでに掲げる物のほか、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため特に必要があると市長が認める物

(2) リサイクル活動 団体がリサイクル品を収集することをいう。

(3) 登録団体 町会、自治会、老人会、子供会、PTAその他地域住民で組織された団体(以下「町会等」という。)のうち、概ね20人以上の構成員からなるものであって、第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(4) 登録業者 リサイクル品を回収する業者及びリサイクル品を回収する業者を構成員とする組合等(以下「回収業者等」という。)で、第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(5) 指定問屋 登録業者がリサイクル活動により回収したリサイクル品を納入する資源物取扱問屋として市長と「リサイクル品の納入に関する協定」を締結したものをいう。

(交付対象)

第3条 奨励金は、リサイクル活動を実施した登録団体及び登録業者に対して交付するものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、市長が定める単価及び登録団体が収集し、又は登録業者が回収したリサイクル品の重量に基づき、予算の範囲内で市長が算定した額とする。この場合において、登録業者に対する奨励金に係る単価は、リサイクル品の種類ごとに、原料相場等を勘案して四半期ごと(リサイクル品の原料相場等の変動周期が著しいと市長が認める場合は月ごと)に定めるものとする。

(登録の申請)

第5条 市の登録を受けようとする町会等は、松戸市リサイクル活動団体登録申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市の登録を受けようとする回収業者等は、松戸市リサイクル活動回収業者等登録申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 定款の写し(申請者が法人の場合に限る。)

(2) 登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては住民票の写し)

(3) リサイクル活動使用車両届出書(第3号様式)

(4) リサイクル活動従事者名簿(第4号様式)

(5) 前事業年度の法人市民税納税証明書(申請者が個人の場合にあっては前年度の市民税納税証明書)

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者

に対し松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録決定(却下)通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(回収業者等の登録の基準)

第6条 市長は、前条第2項に規定する申請書の提出があった場合において、回収業者等が次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときでなければ、同条第3項の規定による登録をすることができない。

- (1) 第2条第1号ア又はイに掲げるリサイクル品を回収の対象とする場合にあっては、当該ア又はイに掲げる品目のすべてを回収の対象としていること。
- (2) 市民税を滞納していないこと。
- (3) 本市及び他の市区町村との契約又は第11条に規定する奨励金の交付申請において不正行為を行った回収業者等の代表者が代表者又は従業員でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反した者が代表者又は従業員でないこと。
- (5) 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号)第21条第3項に違反し、又は他の市区町村の同様の条例等に違反した者が代表者又は従業員でないこと。
- (6) 第10条第2項の規定により登録業者の登録を取り消された回収業者等にあっては、当該取消しの日から5年を経過していること。

(登録の更新)

第7条 登録団体及び登録業者は、3年度ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定に基づき登録団体の登録の更新を受けようとする者は、松戸市リサイクル活動登録団体登録更新申請書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき登録業者の登録の更新を受けようとする者は、松戸市リサイクル活動登録業者登録更新申請書(第7号様式)に第5条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第5条第3項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(登録業者の責務)

第8条 登録業者は、廃棄物の収集運搬に関する法令に従い適正なリサイクル活動に努めなければならない。

2 登録業者は、リサイクル品の種類ごとにリサイクル活動月間予定表(第8号様式)を作成し、市長が定める時期までに提出しなければならない。

3 登録業者は、その月に実施したリサイクル活動の実績をリサイクル品の種類ごとにリサイクル活動月例報告書(第9号様式)により翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(変更の届出等)

第9条 登録団体及び登録業者は、当該登録に係る町会等若しくは回収業者等の名称、所在地、代表者その他市長に提出した書類に記載した事項に変更があったとき又は登録団体若しくは登録業者を廃止したときは、松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録変更(廃止)届(第10号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたときは、当該登録団体に係る登録を取り消すことができる。

2 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条に規定する登録の基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 第8条に規定する登録業者の責務に従った適正なリサイクル活動ができないと認められるとき。
 - (3) 不正の手段により第5条の規定による登録を受けたとき。
 - (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (6) その他公の秩序又は善良の風俗に反する行為あったと市長が認めたとき。
- 3 市長は、前2項の規定により登録の取消しをするときは、松戸市リサイクル活動登録団体・登録業者登録取消通知書(第11号様式)により当該登録団体又は登録業者に通知する。
- (奨励金の交付申請)
- 第11条 登録団体及び登録業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出して申請しなければならない。
- (1) 登録団体 次のとおりとする。
 - ア リサイクル活動奨励金交付申請書(第12号様式)
 - イ 資源回収精算書(第13号様式)
 - (2) 登録業者 次のとおりとする。
 - ア リサイクル活動奨励金交付申請書
 - イ 資源回収精算書
 - ウ リサイクル品回収状況報告書(第14号様式)
 - エ 指定問屋又は第14条第2項の規定に基づき市が指定する施設の発行する計量票
- 2 前項の申請は、次の各号の回収期間の区分に応じ当該各号に定める日までに行うものとする。
- (1) 4月から6月まで 7月10日
 - (2) 7月から9月まで 10月10日
 - (3) 10月から12月まで 1月10日
 - (4) 1月から3月まで 3月31日
- (奨励金の交付)
- 第12条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、松戸市リサイクル活動奨励金交付決定(却下)通知書(第15号様式)により通知するものとする。
- (奨励金の返還)
- 第13条 市長は、登録団体又は登録業者が、この規則に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。
- (実態調査等)
- 第14条 市長は、ごみの再資源化を促進するために必要があると認めるときは、登録団体及び登録業者に対し、リサイクル活動の推進について必要な実態調査及び指導をすることができる。
- 2 市長は、登録業者に対し前項の規定に基づき実態調査をするときは、市長の指定する施設における計量その他必要と認める検査を行わせるものとする。
- (補則)
- 第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の松戸市リサイクル活動奨励金交付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後に実施したリサイクル活動に対する奨励金について適用し、施行日前に実施したリサイクル活動に対する奨励金については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の松戸市リサイクル活動奨励金交付規則(以下

「改正前の規則」という。)第5条の規定により登録を受けている者は、改正後の規則第5条の規定により登録を受けた者とみなす。

- 4 前項の規定により改正後の規則の規定による登録を受けた者とみなされた者についての改正後の規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「3年度ごと」とあるのは「平成24年3月31日まで」と、同条第4項中「同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)」の満了の日」とあるのは「同項に規定する日」と、「登録の有効期間の満了後」とあるのは「同日の経過後」と、同条第5項中「従前の登録の有効期間の満了の日の翌日」とあるのは「平成24年4月1日」とする。
- 5 この規則の施行の際、現に改正前の規則第5条第1項の規定によりされている申請に係る登録については、なお従前の例による。

生ごみ処理容器等補助金交付規則

平成元年6月30日
松戸市規則第50号

(目的)

第1条 この規則は、家庭厨芥類の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ごみ減量促進事業に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「生ごみ処理容器」とは、微生物を利用し生ごみを発酵分解し、たい肥化することを目的として製造された物で、市長が認めたものをいう。

2 この規則において、「生ごみ減量化機器」とは、生ごみを機械的に水分除去するとともに、減量化及びたい肥化することが可能な機器で、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を備えている者に対し交付する。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
- (2) 堆肥化及び減量化された生ごみを自己の責任において処理することができること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入価格の2分の1に相当する額とし、1基について6,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ減量化機器 生ごみ減量化機器の購入価格の3分の1に相当する額とし、1基について20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等の数は、1年度につき、生ごみ処理容器にあつては1世帯当たり2基以内、生ごみ減量化機器にあつては1世帯当たり1基とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該生ごみ処理容器等を購入した日から起算して1年を経過する日までに、生ごみ処理容器等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が当該者の課税状況を公簿等によって確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 生ごみ処理容器等購入領収書の写し
- (2) 市税に係る納税証明書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（第3号様式）に決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年7月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則は、平成元年4月1日以後生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対し適用する。

附 則（平成6年3月31日松戸市規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の生ごみ処理容器等購入費補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以降に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の支給について適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器に係る補助金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日松戸市規則第32号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の生ごみ処理容器等補助金交付規則第4条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の額について適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日松戸市規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

松戸市廃棄物減量等推進員要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）第9条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第2条 推進員は、次に掲げる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

- （1）ごみの分別や減量に関する知識の習得
- （2）ごみの分別や減量の具体的な実践
- （3）ごみに関する地域活動の推進
- （4）地域のごみ問題に関する市との連絡調整
- （5）市が実施するごみ減量等に関する取組みへの参加・協力

（定数）

第3条 推進員は、1町会（自治会）当たり2名を置くものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（委嘱）

第4条 推進員は、町会（自治会）長から推薦のあった者で、次の基準に合った者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市の廃棄物施策に関心と理解があること
- （2）地域住民と円滑にコミュニケーションがとれること
- （3）ごみの分別や減量に取り組む行動力があること
- （4）推薦を受ける町会に居住していること

2 前項の推薦を行うときは、推薦届（第1号様式）によるものとする。

（任期）

第5条 推進員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

（通称）

第6条 廃棄物減量等推進員の通称は、クリンクル推進員とする。

（支給）

第7条 推進員に、推進員の手引きその他市長が必要と認めるものを支給する。

（報償）

第8条 市長は、予算の範囲内において、推進員に報償金を支給するものとする。

（解職）

第9条 市長は、推進員が適格性を欠くと認めたとき、又は町会（自治会）長からクリンクル推進員変更届（第2号様式）が提出されたときは、解職することができる。

(身分証明書)

第 10 条 市長は、推進員の証として身分証明書（第 3 号様式）を交付する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

松戸市ごみ減量・リサイクル協力店実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店を「クリンクル協力店」（以下「協力店」という。）と称する。

（認定要件）

第3条 協力店として市長の認定を受けようとする者は、別表にあげる要件の二つ以上を備えていなければならない。

（申込み）

第4条 店舗等が認定を受けようとするときは、協力店申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定等）

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条の認定要件の該当項目について審査を行うものとする。

2 市長は、前条の審査により協力店とする認定をしたときは、協力店認定証（第2号様式）、協力店表示板（第3号様式、又は、第4号様式）を交付する。

（協力店の義務）

第6条 協力店は、前条の規定により交付を受けた協力店表示板を店舗の見やすい場所に表示するとともに、認定要件となったごみ減量・リサイクル活動の内容が周知されるよう必要な措置を講じなければならない。

（認定の有効期間）

第7条 協力店としての認定の有効期間は2年とする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、認定の有効期間を2年未満とすることができる。

2 前項の期間満了前までに認定の解除の意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（認定の取消し等）

第8条 市長は、協力店が第3条の認定要件に基づく行為をやめたとき、又は、不適格と認めたときは、認定の停止又は取消しをすることができる。

（調査）

第9条 市長は、協力店のごみ減量・リサイクル活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

（市の義務）

第 10 条 市長は、認定をした協力店が広く市民に周知されるよう広報活動に努めなければならない。

（補足）

第 11 条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から実施する。

なお、既に認定している協力店の認定要件については、従前による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

クリンクル協力店認定要件

要 件	No.	推 進 項 目	
リデュース (発生抑制)	1	レジ袋辞退カードの設置	
	2	マイバッグ・買い物袋持参運動	
	3	使い捨てプラスチック製品（ワンウェイプラスチック）削減	有料化またはポイント等の還元
	4		提供辞退の声かけ、意思確認の実施
	5		代替素材への切り替え
	6	ばら売り・量り売りによる商品の提供	
	7	簡易包装の推進	
	8	詰め替え用商品の販売	
	9	割引販売等による消費期限間近な食料品の売れ残りの防止	
	10	フードドライブの実施	
	11	飲食店での 食べ残し削減	小盛り・ハーフサイズメニューの設定、量の調整等
	12		ポスター掲示等の啓発活動
	13		消費期限等を説明した上での持ち帰り希望者への対応
リユース (再使用)	14	販売品の修理サービス	
	15	中古品の販売	
リサイクル (再生利用)	16	店頭回収	缶の回収
	17		びんの回収
	18		ペットボトルの回収
	19		飲料用紙パックの回収
	20		食品用トレイの回収
	21		新聞・雑誌・ダンボールの回収
	22		その他（電池、インクカートリッジ、ハンガー等）
	23	買換品の引き取り（蛍光管、スーツ、毛布、家電、家具等）	
	24	環境ラベル（グリーンマーク・エコマーク）商品の販売促進	
	25	食品残さ（調理くず・食べ残し）の再資源化	
	26	食用油の再資源化	
その他	27	生ごみ処理容器等の販売	
	28	消費者に対するごみの減量・食品ロス削減・リサイクルの呼びかけ（店内放送や掲示等）	
	29	上記の他、ごみ減量・食品ロス削減・リサイクル活動として市長が認めるもの	

令和 4 年度一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下、「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度一般廃棄物処理計画を定めたので、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年松戸市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

松戸市長 本郷谷 健次

記

I 総則

1 趣旨

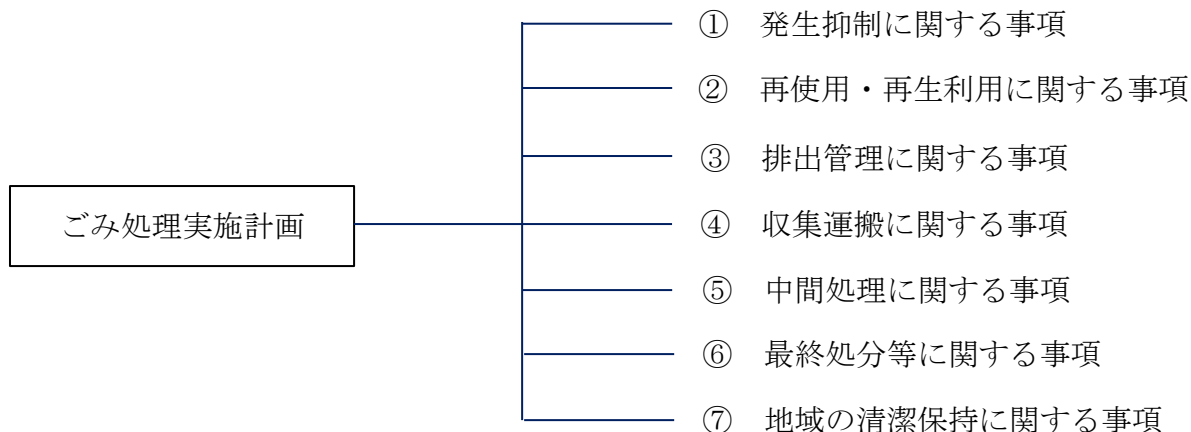
この一般廃棄物処理計画は、松戸市ごみ処理基本計画並びに松戸市生活排水処理基本計画にもとづく一般廃棄物処理の実施計画（ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画）として、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に実施する、本市の区域内におけるごみ及び生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

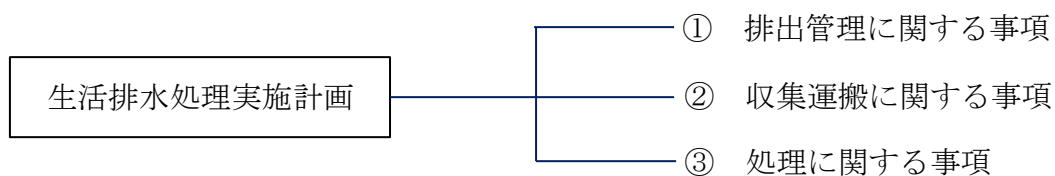
2 用語の定義

この一般廃棄物処理計画で使用する用語の定義は、法及び条例の例によるほか、次のとおりとする。

- （1）家庭ごみ 家庭廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- （2）事業系ごみ 事業系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- （3）公共系ごみ 事業系ごみのうち、市の施設等から排出されるごみをいう。
- （4）委託業者 市から業務の委託を受けて廃棄物の処理を行う者をいう。
- （5）許可業者 市の許可を受けた一般廃棄物処理業者をいう。
- （6）直営収集 市の収集業務を担当する職員が行うごみの収集をいう。

3 計画の構成





Ⅱ ごみ処理実施計画

1 発生抑制に関する事項

(1) 一般廃棄物の排出量の見込み（計画量）

一般廃棄物の種類	排出量（年間）
可燃ごみ	98,770 t
不燃ごみ	4,154 t
リサイクルするプラスチック	6,000 t
その他のプラスチックなどのごみ	7,750 t
ペットボトル	80 t
粗大ごみ	3,656 t
資源ごみ	10,200 t
有害などのごみ	130 t
集団回収	16,370 t

(2) 事業計画

事業の分類	概要
①家庭系ごみの発生抑制	「家庭ごみの分け方出し方」等の作成・配布、ごみ分別推進アプリ等による情報提供、外国人への情報提供・啓発活動、イベント等での啓発、クリンクルキャラバンの開催、生ごみ処理容器等の利用の促進
②事業系ごみの発生抑制	「事業系ごみの処理の仕方」等の作成・配布、多量排出事業者の減量計画書の提出・指導、クリンクル協力店制度の推進
③食品ロス削減の推進	食品関連事業者による食品ロス削減の推進、消費者による食品ロス削減の推進、市による食品ロス削減の推進

2 再使用・再生利用に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概要
①再使用の推進	リユースショップ等の活用促進 粗大ごみの再使用の推進 靴・バッグ・ベルトの再使用の推進
②再生利用の推進	集団回収の促進 紙類、プラスチック製容器包装（リサイクルするプラスチック）、ペットボトルの分別推進 小型家電の拠点回収の推進 食品リサイクルの推進（学校給食残渣のリサイクル、廃食用油のリサイクルなど）

(2) 計画資源化量

事業の分類	資源化量	売却又は搬送先
① 容器包装プラスチック	5, 700 t	指定法人
② ペットボトル	1, 850 t	指定法人
③ 資源ごみ（紙類・布類）	8, 100 t	民間紙問屋
④ 資源ごみ（ビン類・缶類）	2, 100 t	民間業者
⑤ 不燃ごみ選別処理	250 t 2, 254 t	認定事業者 資源回収業者
⑥ 焼却灰	1, 300 t	民間業者
⑦ その他のプラスチックなどのごみ等	1, 130 t	民間業者
⑧ 陶磁器等	715 t	民間業者
⑨ 可燃物（植物資源）	300 t	民間業者
⑩ 学校給食残渣（食品資源）	158 t	民間業者
⑪ 靴・バッグ・ベルト再使用	15 t	民間業者
⑫ 羽毛再生利用	9 t	民間業者
⑬ 有害物処理（水銀回収等）	119 t	水銀回収業者等
⑭ 集団資源回収事業（481団体）	14, 600 t	登録回収業者

(3) 再生利用されることが確実である廃棄物の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号及び第2条の3第2号に基づく廃棄物の指定	ペットボトル
---	--------

(4) 再生利用されることが確実である廃棄物の収集運搬を行う者の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に基づく廃棄物の収集運搬を行う者の指定	リサイクル活動登録回収業者
---	---------------

3 排出管理に関する事項

(1) 事業計画

市のごみ処理体制では処理が困難な排出規制物等については、製造販売者及び排出者の責任において適正な処理を確保するものとする。

事業の分類	概要
①適正排出の確保	排出基準の普及事業、「松戸市認定袋 可燃ごみ用」の使用、クリンクル推進員制度、不法投棄対策、感染症対策
②ごみ集積所対策	清掃パトロール、適正管理指導
③事業系廃棄物対策	新規事業者のごみ処理状況届出書の提出・指導、搬入物検査
④排出規制物等対策	代替処理ルートへの調査

(2) 排出基準等の遵守事項

① 分別の区分

市が収集するごみ及びごみ処理施設で受け入れるごみは、別表1-1及び別表1-2に示す区分に分別するものとし、市民及び事業者は、この分別の区分に従って排出し、又は搬入しなければならない。

② 排出規制物（条例第22条）

市民及び事業者は、別表2に例示する排出規制物を市の収集に排出し、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

③ 適正処理困難物（条例第34条）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示（平成6年厚生省告示第51号）で定める一般廃棄物については、市町村が有する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難な状況にあるとされていることから、製造・加工・販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

④ 家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

市民は、家庭ごみを市の収集に排出するときは、別表 3 に示す家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を遵守しなければならない。

⑤ 公共系ごみ集積所に係る排出基準

市の公共施設から排出するごみを公共系ごみ集積所に排出するときの基準は、家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を準用する。

(3) 排出規制物の処理方法

排出規制物を廃棄しようとする者は、製造販売業者等に適正処理の方法について情報提供を求め、製造販売業者等に引き取らせ、又は専門の処理業者に処理を依頼する方法により、適正に処理しなければならない。

なお、特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月環境省 環境再生・資源循環局）に従うものとする。

廃家電製品の処理については、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 17 条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）に搬入し、同法第 9 条に規定する小売業者に引取りを求め、又は市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に委託して指定引取場所に搬入させるものとする。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

廃棄物処理は市民の生活を維持するために不可欠なサービスの 1 つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められている。

新型コロナウイルスの感染者又はその疑いがある者の廃棄物については、マスク等を小分けのビニール袋・ポリ袋に入れ完全密封する、プラスチック製容器包装・ペットボトル・ビン類・缶類は感染力を低下させるため 1 週間程度期間を空ける等の感染拡大防止対策を行ったうえで、適正に排出するものとする。

4 収集運搬に関する事項

(1) 収集運搬体制

① 家庭ごみの収集運搬

市が行う家庭ごみの収集運搬は、次のとおりとする。なお、引越しごみ等多量のごみについては、排出者自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

その他、家庭ごみ訪問収集事業として、高齢者や障害者世帯など、家庭ごみ集積所にゴミ出しが困難な世帯を対象に週1回直営収集するものとする。

収 集 の 区 分	収 集 運 搬 体 制
可燃ごみ	家庭ごみ集積所から週3回、委託業者が収集する。
不燃ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
不燃ごみ (使用済小型電子機器等)	上記不燃ごみによる収集のほか、回収拠点から必要に応じて直営収集する。
リサイクルするプラスチック	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
その他のプラスチックなどの ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
その他のプラスチックなどの ごみ (靴・バッグ・ベルト)	回収拠点から必要に応じて直営収集する。
ペットボトル	協力店舗から必要に応じて、委託業者が収集する。
資源ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が「紙類・布類」と「ビン類・缶類」を1週間ごとに交互に収集する。
粗大ごみ	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。
有害などのごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
動物死体	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。

② 家庭ごみの市外搬出

可燃ごみの一部を市外へ搬出するため、可燃ごみをごみ中継施設で大型車に積み替えて、市外の近隣自治体等へ運搬する。

施 設 名 称	所 在 地
ごみ中継施設	松戸市松飛台286番地の15

③ 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

④ 公共系ごみの収集運搬

公共系ごみの収集運搬は、次のとおりとする。

区 分	収 集 運 搬 体 制
公共施設等から排出されるごみ	原則として、排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。なお、公共系ごみ集積所を設置し、家庭ごみ集積所に準じて委託業者が収集することや、直営収集することについては、必要に応じて行う。
不法投棄ごみ	監視業務に併せ、必要に応じて直営収集する。

なお、公共系ごみ集積所を設置しない公共施設等から排出されるごみについては、排出者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

⑤ 許可業者による収集運搬に関する基準

市民及び事業者は、許可業者にごみの収集運搬を委託するときは、別表 4 に示す基準を遵守しなければならない。また、許可業者は、ごみの収集運搬を受託し、ごみ処理施設へ搬入するときは、別表 5 に示す基準を遵守しなければならない。

⑥ ごみ処理施設への搬入基準

市民及び事業者（許可業者を除く。）は、ごみ処理施設へごみを搬入する場合は、別表 6 に示す搬入基準を遵守しなければならない。

また、市が行う搬入先や搬入量等の調整及び搬入物検査のための指示に従わなければならない。

ただし、「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」等を締結している協定市が搬入するごみの場合は、別途協議とする。

⑦ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の指定

条例第 3 1 条第 2 項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は次のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 2 条に規定された産業廃棄物のうち、右欄のとおりとする。	(1) 紙くず (2) 木くず (3) 繊維くず (4) 汚泥（下水道し渣に限る）
--	--

なお、ごみ処理施設への搬入は、排出者自ら行うものとし、搬入に当たっては法第 1 2 条第 5 項に規定される委託に係る契約を締結するとともに松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 6 年松戸市規則第 1 2 号）第 7 条に規定する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書を提出しなければならない。

(2) 一般廃棄物処理業の許可に係る事項

法第 7 条に基づく一般廃棄物処理業の許可に関しては、「令和 4 年度松戸市一般廃棄物処理業の許可に関する方針」によるものとする。

(3) 計画収集運搬量

収集運搬形態		分別の区分	収 集 量	搬 入 先
委託業者収集	家庭ごみ集積所（公共系ごみ集積所含む）から収集するもの	可燃ごみ	63,700 t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター（一時保管） 市外焼却処理施設（ごみ中継施設経由）
		不燃ごみ	3,900 t	松戸市リサイクルセンター
		リサイクルするプラスチック	6,000 t	日暮クリーンセンター
		その他のプラスチックなどのごみ	7,100 t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター
		資源ごみ	10,118 t	民間業者
		有害などのごみ	130 t	松戸市リサイクルセンター
	回収拠点から収集するもの	ペットボトル	80 t	民間業者（指定保管場所）
	事業所等から収集するもの	可燃ごみ（学校給食残渣）	158 t	民間業者
	戸別収集するもの	粗大ごみ	1,192 t	松戸市リサイクルセンター
		動物死体	1,300 頭	和名ケ谷クリーンセンター
許可業者収集	事業所等から収集するもの	可燃ごみ	31,942 t	和名ケ谷クリーンセンター
		不燃ごみ	175 t	松戸市リサイクルセンター
		プラスチックなどのごみ	600 t	和名ケ谷クリーンセンター
		資源ごみ	64 t	民間業者
		粗大ごみ	238 t	松戸市リサイクルセンター
		胞衣等	10 t	許可業者
直営収集	不法投棄ごみ等を収集するもの	可燃ごみ	135 t	和名ケ谷クリーンセンター
		不燃ごみ	8 t	松戸市リサイクルセンター
		資源ごみ	11 t	民間業者
		粗大ごみ	15 t	松戸市リサイクルセンター

直 営 収 集	回 収 拠 点 か ら 収 集 す る も の	不燃ごみ（使用済小 型電子機器等）	1 0 t	松戸市リサイクルセンター
		その他のプラスチ ックなどのごみ （靴・バッグ・ベル ト）	1 5 t	民間業者
排 出 者 の 運 搬	市 民 又 は 事 業 者 自 ら 運 搬 す る も の	可燃ごみ	2, 8 1 0 t	和名ヶ谷クリーンセンター
		不燃ごみ	6 1 t	松戸市リサイクルセンター
		リサイクルする プラスチック	0 t	日暮クリーンセンター
		その他のプラスチ ックなどのごみ	3 5 t	和名ヶ谷クリーンセンター
		資源ごみ	7 t	民間業者
		粗大ごみ	2, 2 1 1 t	松戸市リサイクルセンター
		有害などのごみ	0 t	松戸市リサイクルセンター
		産業廃棄物	2 5 t	和名ヶ谷クリーンセンター
そ の 他	登 録 回 収 業 者 が 収 集 す る も の	ペットボトル	1, 7 7 0 t	民間業者（指定保管場所）

※上記の他、高齢者や障害者世帯などの家庭ごみ集積所にごみ出しが困難な世帯に対し、家庭ごみ訪問収集として直営で戸別収集を行い、和名ヶ谷クリーンセンター、日暮クリーンセンター、松戸市リサイクルセンター及び民間業者へ搬入する。

※直営収集により収集した不法投棄ごみ等のうち、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物については、一般財団法人家電製品協会、家電リサイクル券センター又は指定引取場所へ搬入する。

5 中間処理に関する事項

(1) 処理体制

- ① 可燃ごみ及び動物死体は、和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。
また、その他のプラスチックなどのごみ（事業系プラスチックなどのごみを含む）は、一部を和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。

施 設 名 称	所 在 地
和名ケ谷クリーンセンター	松戸市和名ケ谷 1 3 4 9 番地の 2

- ② 不燃ごみは、松戸市リサイクルセンターにおいて手選別作業と機械による破砕選別を併用し、資源物を回収する。

施 設 名 称	所 在 地
松戸市リサイクルセンター	松戸市七右衛門新田 3 1 6 番地の 4

- ③ リサイクルするプラスチックは、日暮クリーンセンターにおいて破袋選別した後、圧縮梱包して指定法人に引き渡す。
また、その他のプラスチックなどのごみは、一部を除き圧縮梱包して市外の民間処理施設に搬出する。

施 設 名 称	所 在 地
日暮クリーンセンター	松戸市五香西五丁目 1 4 番地の 1

- ④ 資源ごみは、民間資源化施設に直接納入し、資源化する。
- ⑤ 粗大ごみは、松戸市リサイクルセンターにおいて機械による破砕選別をする。
選別した可燃性破砕物は和名ケ谷クリーンセンターに移送し、それ以外は資源物を回収する。
なお、スプリングマットレスは市外の民間処理施設に搬出する。
- ⑥ ペットボトルは、民間資源化施設に搬入し、圧縮梱包して指定法人に引き渡す。
- ⑦ 有害などのごみは、松戸市リサイクルセンターに集積後、市外の民間処理施設に搬出する。
- ⑧ 胞衣等産じょく汚物は、許可業者により処理するものとする。

(2) 計画処理量

① 焼却処理

施 設 名	施設規模	処理量	資源化等及び残渣量
和名ヶ谷クリーンセンター	300t/日	83,574t	焼却灰 9,740t ⇒ 委託処理 焼却灰 1,300t ⇒ 資源化 汚泥等 4t ⇒ 委託処理

※上記のほか、動物死体（1,300頭）を処理する。

② 資源選別処理

施 設 名	施設規模	処理量	資源化等及び残渣量
松戸市リサイクルセンター	39t/5h	7,820t	認定事業者 250t ⇒ 資源化 資源化 2,254t ⇒ 資源化 陶磁器等 715t ⇒ 資源化 羽毛布団 9t ⇒ 資源化 スプリングマットレス 140t ⇒ 委託処理 資源選別残渣 4,367t ⇒ 和名ヶ谷クリーンセンター 残渣等 85t ⇒ 日暮最終処分場

③ 圧縮梱包処理等

施 設 名	施設規模	処理量	資源化等及び残渣量
日暮クリーンセンター	80t/日	14,940t	指定法人 5,700t ⇒ 資源化 圧縮ごみ 5,600t ⇒ 委託処理 圧縮ごみ 1,130t ⇒ 資源化 可燃物 2,200t ⇒ 委託処理 可燃物 300t ⇒ 資源化 資源選別残渣 10t ⇒ 松戸市リサイクルセンター

④ 有害物保管

施 設 名	搬入量	搬 出 量
松戸市リサイクルセンター	130t	有害物 130t ⇒ 委託処理

⑤ 民間施設処理

施 設 名	搬入量	搬 出 量
民間紙問屋（布類含む）	8,100t	資源化 8,100t
民間資源化施設（ビン類・缶類）	2,100t	資源化 2,100t
指定保管場所	1,850t	指定法人 1,850t（ペットボトル）

6 最終処分等に関する事項

(1) 最終処分等処理体制

① 日暮最終処分場（直営）

残渣等を搬入し、埋立処分。

② 民間処理委託

最終処分（中間処理併用を含む。）について市外の民間処理事業者に委託する。

(2) 計画処理量

① 日暮最終処分場

搬入量	85t	⇒	埋立量	220t
残渣等	85t		覆土	135tを含む

② 委託処理量

搬出物	搬出量	発生施設等
可燃ごみ	18,500t	ごみ中継施設
焼却灰	9,740t	和名ケ谷クリーンセンター
可燃物	2,200t	日暮クリーンセンター
圧縮ごみ	5,600t	日暮クリーンセンター
スプリングマットレス	140t	松戸市リサイクルセンター
有害などのごみ	130t	松戸市リサイクルセンター

※上記のほか、和名ケ谷クリーンセンターの汚泥等4tを市外の民間事業者へ搬出する。

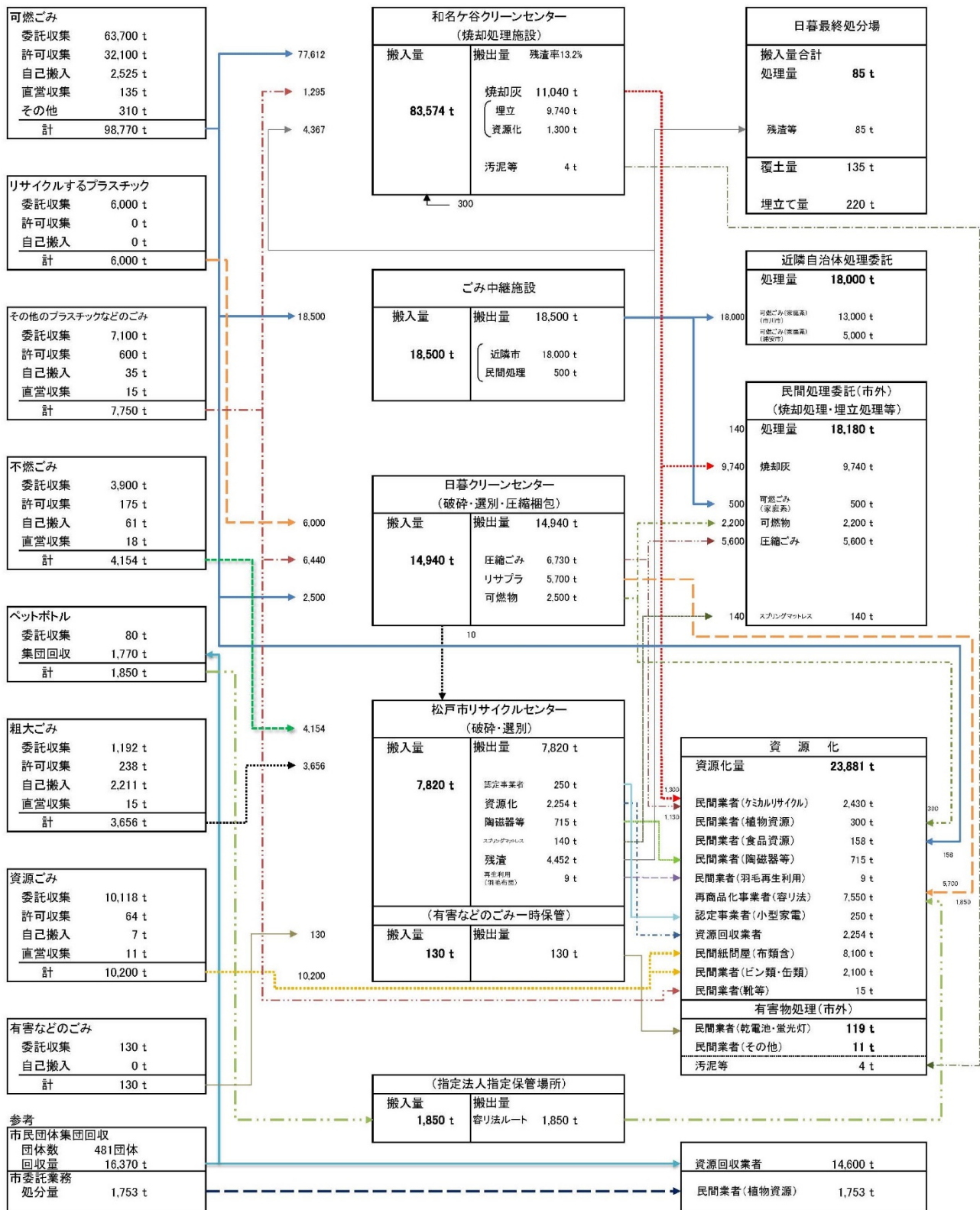
7 地域の清潔保持に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概要
①あき缶等の散乱防止対策	松戸駅周辺の散乱防止対策の実施等
②不法投棄の防止対策	監視パトロールの強化、土地所有者などに対する防止対策の指導等
③環境美化運動の推進	クリーンデーなどの環境美化運動の推進等

令和4年度 ごみ処理フロー

総ごみ量 132,510 t



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 排水管理に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概要
排出管理の徹底	くみ取り便槽等管理基準の普及 浄化槽管理の適正化のための事業

(2) 管理基準

し尿及び浄化槽汚泥を排出する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 雨水、地下水等が便槽等に流入することのないようにすること。
- ② 処理に支障のある廃油、薬品等を混入させないこと。
- ③ 収集作業に協力すること。

2 収集運搬に関する事項

(1) 収集運搬体制及び計画収集量

し尿は、市が委託業者により収集する。

し尿（工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が1.8kℓを超える仮設トイレ）及び浄化槽汚泥は、市が許可をする一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者により収集する。

収集主体	区分		収集回数等	処理量
委託業者収集	し尿	人頭制	月 1 回又は 2 回収集	1 , 0 1 7 k ℓ
		従量制	希望回数	5 6 4 k ℓ
		雨水等	大雨による冠水時等	2 4 k ℓ
許可業者収集	し尿（工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が 1 . 8 k ℓを超える仮設トイレ）		随時	9 5 0 k ℓ
	浄化槽汚泥		随時	2 5 , 0 0 0 k ℓ

(2) し尿処理施設への搬入基準

- ① 搬入に当たっては、事前にし尿処理施設の承認を受けること。
- ② 搬入できるし尿及び浄化槽汚泥は、松戸市内から発生したものに限ること。
- ③ 搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
 - イ 年末年始（12月31日から翌年の1月3日までの日）
- ④ 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- ⑤ その他職員の指示に従うこと。

3 処理に関する事項

(1) 処理体制及び計画処理量

- ① し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設において処理する。

し尿処理施設

施設名	処理対象物	処理量	残渣等搬出量	
東部クリーンセンター	し尿	2,555 kℓ	脱水汚泥	300t（焼却施設（市内））
	浄化槽汚泥	25,000 kℓ	脱水汚泥	850t（委託処理（肥料化））
			清掃汚泥	10t（焼却施設（市内））

- ② 最終処分（委託処理）

脱水汚泥の一部は、市内の焼却施設に搬出する。

一部を除いた脱水汚泥は、市外の民間処理業者に肥料化処理を委託する。

清掃汚泥は、市内の焼却施設に搬出する。

4 その他の処理に関する事項

市内民間汚水（し尿）処理施設で処理後に排出される脱水汚泥は、市内焼却施設で処理する。

(1) 処理体制及び計画処理量

施設名 和名ヶ谷クリーンセンター

処理対象物 脱水汚泥

計画処理量 100 t

(2) 収集運搬に関する事項

脱水汚泥の収集運搬については、自己又は市が許可する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者に委託すること。

(3) 焼却施設への搬入基準

- ① 搬入に当たっては、事前に焼却施設の承認を受けること。

- ② 搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

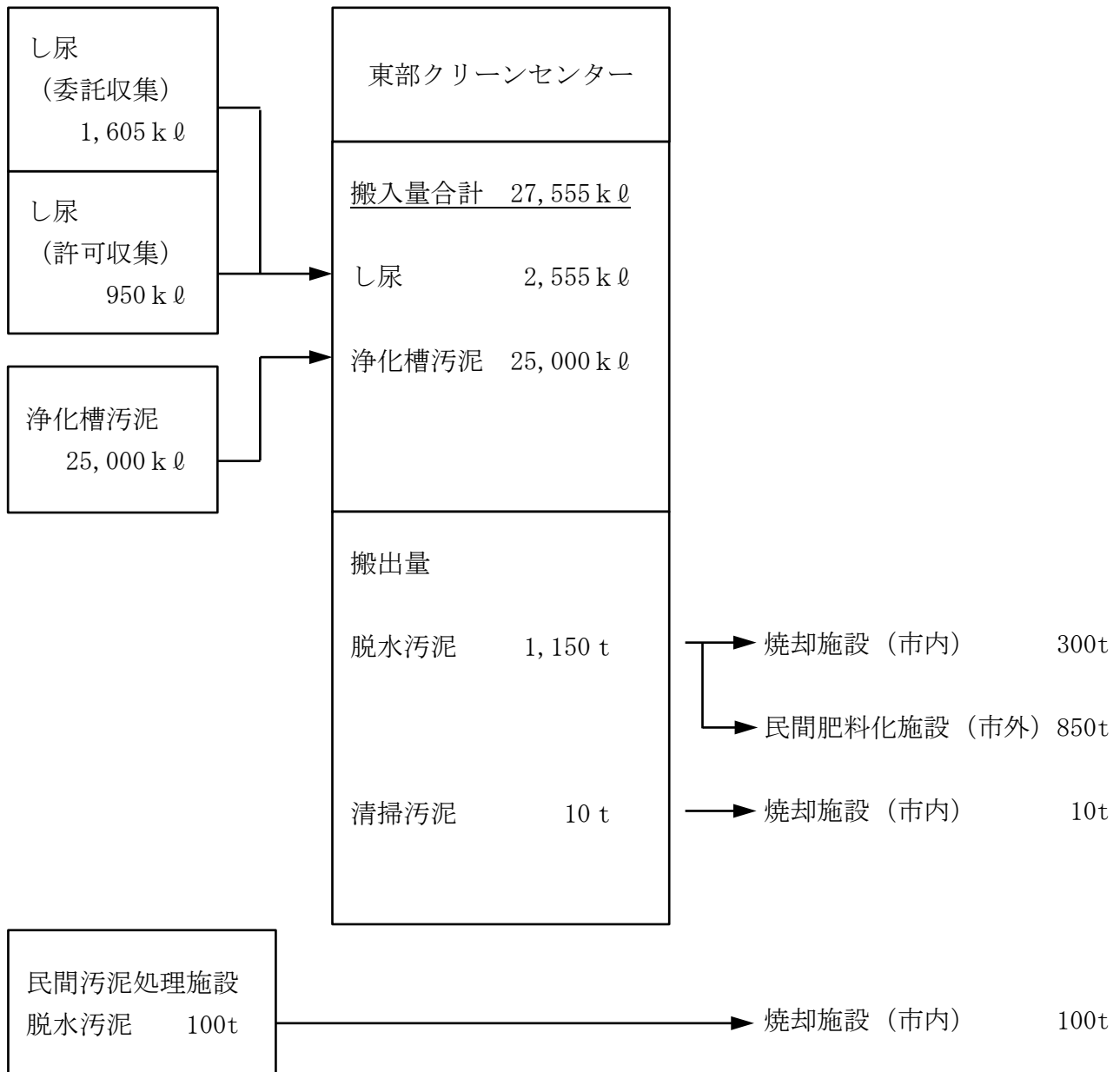
イ 年末年始（12月31日から翌年の1月3日までの日）

- ③ 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。

- ④ その他職員の指示に従うこと。

令和４年度 し尿・浄化槽汚泥等処理フロー

総し尿・浄化槽汚泥量 27,555 kℓ
 脱水汚泥量 1,150 t



別表 1－1 家庭ごみの分別区分

分別の区分	ごみの品目の例示
可燃ごみ	○食品残渣、資源にならない紙類（紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等）、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等
不燃ごみ	○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン、スプレー缶、飲食用以外のビン類・缶類 ○30cm以上50cm未満のプラスチック製品 ○家電製品類（粗大ごみ及び使用済小型電子機器等以外のもの） ○使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する電子機器等であって、市が収集対象品目として指定したもの） ○金属類（粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等） ○80cm未満の衣装ケース類、座布団、クッション ○カーペット類（4.5畳まで）、風呂のふた、アイロン台（脚を畳めないものは50cm未満）
リサイクルするプラスチック	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類、ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、レジ袋等
その他のプラスチックなどのごみ	○プラスチック製品類（文具や日用品等それ自体を利用するもの） ○ゴム類、合成皮革製品類 ○「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	○飲料用、醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等） ○布類（古着、衣類、シーツ、毛布等） ○ビン類（透明・茶・その他）※ただし、飲食用に限る（哺乳ビンは除く）。 ○缶類（スチール缶、アルミ缶）※ただし、飲食用に限る。
粗大ごみ	○木製家具類、建具類、マットレス、本棚等 ○家電製品類 〔食器乾燥機、ファンヒーター、オーブン機能付きレンジ〕 〔電気こたつ、電気毛布、その他〕 ○金属製品類 〔スチール製棚・ロッカー・机、ベビーカー、〕 〔健康器具、ガラステーブル、浴槽、その他〕 ○布団 ○電動アシスト自転車 ○その他（木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね50cm角以上のもの）

有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むごみ） ○使い捨てライター（ガスを使い切ったもの） ○珪藻土バスマット等
動物死体	○犬、猫等の死体

別表１－２ 事業系ごみの分別区分

分別の区分	ごみの品目の例示
可燃ごみ	○食品残渣、資源にならない紙類（紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等）、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等
不燃ごみ	○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン、スプレー缶、飲食用以外のビン類・缶類 ○３０ｃｍ以上５０ｃｍ未満のプラスチック製品 ○家電製品類（粗大ごみ以外のもの） ○金属類（粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等） ○８０ｃｍ未満の衣装ケース類、座布団、クッション ○カーペット類（４．５畳まで）、風呂のふた、アイロン台（脚を畳めないものは５０ｃｍ未満）
プラスチックなどのごみ	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類 ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、レジ袋等 ○プラスチック製品類（文具や日用品等それ自体を利用するもの） ○ゴム類、合成皮革製品類
ペットボトル	○飲料用・醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等） ○布類（古着、衣類、シーツ、毛布等） ○ビン類（透明・茶・その他）※ただし、飲食用に限る（哺乳ビンは除く）。 ○缶類（スチール缶、アルミ缶）※ただし、飲食用に限る。
粗大ごみ	○木製家具類、建具類、マットレス、本棚等 ○家電製品類 { 食器乾燥機、ファンヒーター、オーブン機能付きレンジ 電気こたつ、電気毛布、その他 ○金属製品類 { スチール製棚・ロッカー・机、 ガラステーブル、その他 ○布団 ○その他（木製品類、プラスチック製品类等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね５０ｃｍ角以上のもの）
有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むごみ）

※「有害などのごみ」は産業廃棄物のため、市の処理施設では受け入れを行わない。

別表 2 排出規制物の例示

区 分	品 目 の 例 示
有害性の物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
爆発性のある物	ガスボンベ、火薬等
引火性のある物	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
容積又は重量が著しく大きい物	ピアノ、自動車、オートバイ、耐火金庫等
著しく悪臭を発する物	腐敗した動物性又は植物性残渣等
特別管理一般廃棄物に指定されている物	昭和47年（1972年）以前に製造されたエアコン、テレビ、電子レンジに使用されたPCB部品及び感染性一般廃棄物
市の処理業務を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物	タイヤ、畳、消火器、石膏ボード、 パーソナルコンピュータ（ノート型を除く）、 特定家庭用機器再商品化法で対象の廃家電品〔洗濯機、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコンディショナー、冷蔵庫（ワインセラーを含む）、冷凍庫、衣類乾燥機（電気式・ガス式）〕、 建設廃棄物に類する物等

別表 3 家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

①排出基準

分 別 の 区 分	排 出 基 準
可燃ごみ	・「松戸市認定袋 可燃ごみ用」により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・認定袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上で排出すること。 ・板、角材等は長さ50cm未満、太さ・厚さ10cm未満のものを紐で縛るか、「松戸市認定袋 可燃ごみ用」又は透明・半透明のポリ袋に入れて排出すること。 ・剪定枝、落葉、草等は長さ50cm未満、太さ・厚さ10cm未満のものを紐で縛るか、「松戸市認定袋 可燃ごみ用」又は透明・半透明のポリ袋に入れ、「不燃ごみ・資源ごみ」の日に排出すること。 ・生ごみは、十分水切りをすること。 ・食用油は固形化处理又は紙等に浸透させること。

不燃ごみ	・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上で排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・刃物、割れ物等の危険物は紙等で包み、袋に「危険」と表示すること。 ・スプレー缶は、中身を完全に出してから穴を開けずに排出すること。 ・袋に入らない大きなものは、そのまま家庭ごみ集積所に排出すること。 ・風呂のふたで蛇腹のものは丸めて、紐で縛って排出すること。 ・カーペット類（４．５畳まで）は小さく畳んで、紐で十文字に縛って排出すること。
不燃ごみ （使用済小型電子機器等）	・家庭ごみ集積所に排出する場合にあっては、透明又は半透明のポリ袋により排出すること。ただし、袋に入らない大きなものはそのまま排出すること。 ・回収拠点に設置された回収ボックスに入れる場合にあっては、市が指定する対象品目以外のものを入れないこと。
リサイクルする プラスチック	・水ですすぐなどしてきれいにすること。 ・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・二重袋にはせず、一つの袋にごみをまとめて排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上で排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。
その他の プラスチック などのごみ	・透明または半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上で排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・カセットテープ等は、１本ずつガムテープで巻きつけ排出すること。
ペットボトル	・キャップとラベルを取り、中をすすぎ、潰して、協力店舗の回収ボックスに入れること。
資源ごみ	・紙類は、種類ごとに紐で十文字に縛り、家庭ごみ集積所に排出すること。尚、雑誌がみは紙袋に入れ、「ざつがみ」と明記して、中身が見えるように紐で縦一文字に縛るかテープで紙袋の上部を一部だけ止めて排出することもできる（紙袋の取っ手では結ばないこと）。 ・布類は、紐で縛る、又は透明・半透明のポリ袋に入れ、「布類」と明記して家庭ごみ集積所に排出すること。ただし、雨の日や雨が降りそうな時は排出しないこと。

資源ごみ	・ビン類・缶類は、透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ビン類・缶類は、中身を出し、水洗いすること。 ・それぞれポリ袋使用の場合は、口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。
粗大ごみ	・電話により収集を申し込み、粗大ごみ処理券を購入し、ごみに貼付（貼付不可能な場合は、ひも等で縛ること。）のうえ収集日当日の午前８時３０分までに、門の前など収集しやすい場所に排出すること。
有害などのごみ	・透明又は半透明のポリ袋に有害ごみと明記し、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上で排出すること。
動物死体	・電話により収集を申し込み、市の指示に従って排出すること。 ・死体は、収集しやすいよう梱包すること。

注：アスベストを含むものは、上記の分別区分ごとの排出基準のほか、「アスベスト」と記載して、そのままの状態（分解しない）で排出すること。

②家庭ごみ集積所の利用基準

- ・分別の区分により指定された収集日の午前８時３０分までに排出すること。
- ・集積所の管理は利用者において行うものとし、利用者間で清掃当番を決めるなど集積所の清潔を保持するために必要な取り決めを行うこと。
- ・他の地区の家庭ごみ集積所に排出してはならないこと。

別表４ 許可業者（一般廃棄物）を利用する場合の基準

- （１）ごみの分別の区分ごとにごみ処理施設への運搬を委託すること。
- （２）胞衣等産じょく汚物は、許可業者による処分を委託すること。
- （３）有害などのごみその他の産業廃棄物は、適切な収集運搬業者に委託すること。
- （４）ごみ収集車へ積載する際に分別状況や排出量の確認をすること。
- （５）ごみ処理施設への搬入基準（別表７）に定める１排出者当たりの搬入量の制限を遵守すること。なお、搬入量の制限を超える場合は、別に定める方法により、搬入の承認を受けること。
- （６）事業者にあつては、条例第２６条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていること。

別表 5 許可業者が行う収集運搬の基準

(1) ごみの収集運搬を受託する場合は、ごみの分別区分、収集回数、運搬先を明らかにして書面により契約すること。 (2) 収集車は、分別の区分ごとに運行し、混合積載をしないこと。 (3) 松戸市内のごみの収集運搬に限ること。 (4) ごみ処理施設へ搬入する場合の基準は、次のとおりとする。 ・ 条例第 23 条の規定により、搬入の承認を受けること。 ・ 搬入日、搬入調整等の指示に従うこと。 (5) 事業者からごみの収集運搬を受託する場合は、条例第 26 条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていることを確認すること。

別表 6 ごみ処理施設への搬入基準

共通事項
(1) 条例第 23 条の規定により、搬入の承認を受けること。なお、搬入量の制限を超えて搬入しようとするときは、その旨を申請すること。 (2) 搬入できるごみは、松戸市内から発生したものに限ること。 (3) 搬入時にごみ袋を使用する場合は、中身が確認できる透明または半透明のごみ袋を使用し、黒いポリ袋等中身を確認することができない袋は使用しないこと。 (3) 搬入日は、次に掲げる日を除く日とすること。 ① 日曜日 ② 5 月 3 日から 5 月 5 日までの日 ③ 年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日） (4) ごみの計量及び検査を受けること。 (5) 条例第 26 条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証を携帯し、職員の求めに応じて提示すること。 (6) その他職員の指示に従うこと。

施設別事項

1 和名ヶ谷クリーンセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、可燃ごみ、動物死体、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として指定したもの及びその他のプラスチックなどのごみ（事業系プラスチックなどのごみを含む。以下この項において同じ。）とする。
- (3) 搬入するごみは、概ね50cm未満に切断し、又は破砕すること。
- (4) 可燃ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回2000kg（産業廃棄物にあっては1000kg、資源化できない紙にあっては50kg）以内とすること。
- (5) その他のプラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間（月曜日から土曜日までの合計）に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

2 日暮クリーンセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみとする。
- (3) プラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間（月曜日から土曜日までの合計）に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。

3 松戸市リサイクルセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、不燃ごみ、粗大ごみとする。
- (3) 不燃ごみの搬入量の制限は、1排出者あたり1週間（月曜日から土曜日までの合計）に80kg以内とすること。ただし、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。
- (4) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

ごみ収集委託業者名

(令和4年4月1日現在)

No.	業 者 名	所 在 地	代 表 者 名	電 話	車台数	従事者
1	松戸市環境清掃 協業組合	五香西 5-45-4	宇佐美 治彦	389-0540	87	196

※予備車両 13 台

し尿収集委託業者名

(令和4年4月1日現在)

No.	業 者 名	所 在 地	代 表 者 名	電 話	車台数	従事者
1	日本サービス(株)	主水新田 476-10	染谷 眞之	345-5665	3	19

一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者名簿

(令和4年4月1日現在)

No.	許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話	車両 台数	産廃 許可
1	1	松清興業(有)	石 井 良	松戸市 旭町2-282	340-2101	3	○
2	2	常盤興業(株) ★兼	坂 巻 篤	" 松飛台76	388-2101	9	○
3	3	市村産業(株)	市 村 智	" 八ヶ崎2-7-3	345-3838	3	○
4	5	(有)仙光産業	高橋 希幸	" 紙敷807-2	392-8453	3	○
5	7	(有)東松清業	飯塚 雄也	" 紙敷3-36-1	385-5063	3	
6	8	(有)葛葉清掃	宇佐美治彦	" 古ヶ崎2-3198-5	365-0321	5	
7	9	(株)市川環境エンジニアリング ★兼	岩 楯 保	" 秋山676-1	392-2629	6	○
8	10	(株)エコマックス	新堀 智美	" 河原塚237-4-109	394-0003	4	○
9	12	(有)市川胞衣社 ◆限定	大浦 京子	市川市若宮3-30-13	047-315-3840	1	
10	13	(株)光伸清運	石井 静雄	松戸市 大橋辺田之下189-2	391-4678	3	○
11	17	東葛清掃(株) ★兼	岡元 康則	" 紙敷1348	391-8977	4	○
12	19	(有)大勝産業	山崎 久幸	" 五香西6-1-6-Ⅲ-201	386-6721	3	
13	21	(有)丸功商事	湯浅 誠二	" 紙敷1138	392-1530	4	○
14	23	(株)千葉総業	関 口 均	" 五香南2-10-15・3-107	047-498-0805	3	○
15	24	(有)総恵商事	棕本 克己	" 大谷口191-2	341-7538	4	○
16	25	(株)TEC	神林 貴志	" 紙敷599	391-8400	4	○
17	26	日本サービス(株) ★兼	染谷 眞之	" 主水新田476-10	345-5665	6	○
18	27	島村興業(株)	島村 玲子	" 栄町西4-1221	364-8188	3	
19	28	(有)山三紙業	佐藤 清忠	" 紙敷1235-1	391-1066	3	
20	31	(有)東葛リサイクルセンター ★兼	菊地 武志	" 紙敷1369-10	392-3156	9	○
21	32	(有)倉林商店	倉林喜一郎	" 栗ヶ沢780-3	386-9986	3	○
22	33	(有)コスモ環境サービス	谷口 貴光	" 新松戸4-154	348-6677	5	
23	34	(有)アーク開発	寺田 活一	" 秋山462-1	392-5380	4	○
24	35	太誠産業(株)	瀬戸 康肇	" 紙敷山ノ下1348	389-5921	3	○
25	36	(有)グリーンエコーサービス	鈴木 靖啓	" 紙敷879-6	382-5985	3	
26	37	(株)大野集紙業	大 野 集	" 五香西4-28-1	387-3491	3	○
27	39	(株)丸正環境センター	湯浅 正士	" 紙敷1452	391-1281	4	○
28	40	(有)スズキサービス ★兼	鈴木 正己	" 稔台5-15-17	365-6356	4	○
29	43	(有)日美	沢田美智子	" 紙敷478-3	391-8672	3	○
30	46	(有)正和産業	中野 雅博	" 八ヶ崎7-39-16	347-5379	3	○
31	48	(有)ふじ吉サービス	吉 野 等	" 八ヶ崎4-28-14	344-2464	3	
32	53	(株)イカインタープライズ	井坂 勝則	" 上本郷86	331-7100	3	○
33	60	(株)マルトシ ●限定	榊原富美子	東金市 山田1315-1	0475-50-3701	6	○
34	63	(株)丸幸 ★限定	渡 邊 均	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-5-38	047-443-0903	1	○
35	66	(株)サムズ ▼限定	鴨沢 卓郎	松戸市 松飛台286-5	387-0142	1	
36	70	松戸食品リサイクル協業組合 ★限定	熊谷 和美	" 紙敷507	391-7776	3	
37	71	(株)北総フォレスト ●限定	笠井 宏悦	印西市 岩戸3298-1	0476-80-5211	6	○
合計		37業者〔 一般廃 31事業者 ◆胞衣業 1社 ★食品循環資源 8社(6兼) ●植物資源 2社 ▼紙おむつ 1社 〕				141	

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者名簿

（令和4年4月1日現在）

No.	許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話	種 類			産廃 許可
1	50	リソーシング17(株)	新井 勝夫	稔台6-10-14	360-5181	紙類	瓶・缶	ペット ボトル	
2	51	(株)イサインタープライズ	井坂 勝則	上本郷86	331-7100		瓶・缶	ペット ボトル	○
3	52	(株)山室	畑 純一	上本郷727	362-5170	紙類			○
4	65	(株)サムズ	鴨沢 卓郎	松飛台286-5	387-0142	紙おむつ			
合計		4 業者							

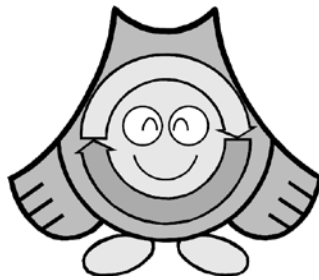
浄化槽清掃業許可業者及び一般廃棄物収集・運搬業（し尿・浄化槽汚泥）

許可業者名簿

（令和4年4月1日現在）

No.	許可番号		業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話	車両 台数	仮設 トイレ	産廃 許可
	浄化槽	一般 廃棄物							
1	1	54	(株)矢切衛生社	中川 達也	下矢切706	367-6225	3		
2	2	8	(有)葛葉清掃	宇佐見 治彦	古ヶ崎2-3198-5	365-0321	2	○	
3	3	69	(株)丸協	熊谷 和美	紙敷507	392-0909	1	○	
4	5	27	島村興業(株)	島村 玲子	栄町西4 - 1221	364-8188	1		
5	7	25	(株)TEC	神林 貴志	紙敷599	391-8400	5	○	○
6	10	26	日本サービス(株)	染谷 眞之	主水新田476-10	345-5665	2		○
7	11	57	(株)都市整美センター	石川 好美	大橋421-4-102	394-5101	1	○	
8	12	2	常盤興業(株)	坂巻 篤	松飛台76	388-2101	1		○
9	13	58	京葉管理事業(株)	三木 さおり	ハヶ崎緑町323-1-105	347-7730	2	○	○
10	15	9	(株)市川環境エンジニアリング	岩楯 保	秋山676- 1	392-2616	3	○	○
11	16	10	(株)エコマックス	新堀 智美	河原塚237-4-109	394-0003	2	○	○
合 計			11業者	3. 5kℓ 3台, 3. 4kℓ 6台, 3. 35kℓ 1台, 3. 3kℓ 1台, 3. 2kℓ 1台, 3. 1kℓ 1台, 2. 75kℓ 1台, 2. 7kℓ 7台, 1. 85kℓ 1台, 1. 8kℓ 1台			23		

松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター
『 ク リ ン ク ル ち ゃ ん 』



クリンクルちゃんのデザインは、松戸市の地図をモチーフとしたフクロウです。シンボルカラーの爽やかなグリーンは、松戸市のイメージカラーであり、いつまでも美しい緑の地球であるようにとの願いも込められています。

ごみのリサイクルをシンボライズした矢印を胸に抱き、いつもごみ問題について考えています。

クリンクルちゃんという名前は、平成2年に市民公募により名づけられました。

清 掃 事 業 概 要

令和4年10月発行

○発 行 松戸市

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

○編 集 松戸市 環境部 廃棄物対策課

T E L 047-704-2010 F A X 047-366-8114

E-mail:mchaikitaaisaku@city.matsudo.chiba.jp
